歴史的建造物など歴史的資産を活用したまちづくりに関する調査研究

平成 23 年 3 月

名古屋市

財団法人 地方自治研究機構

この報告書は再生紙を利用しています。

はじめに

近年、環境対策、観光振興、地域産業の活性化、少子高齢化対策、地域コミュニティの活性化等の地方公共団体が取り組むべき課題が複雑化・多様化してきている。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきている。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施している。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものである。

近年、歴史的な建造物や町並みを歴史的資産として捉え直し、現代のまちづくりに活かそうと取り組む自治体が増加している。本調査研究の調査団体である名古屋市は、名古屋のアイデンティティを高める「身近に街の歴史が感じられるまちづくり」を進めており、こうした機運を高め地域住民の活動をつないでいくことで、コミュニティの再生や地域の活性化を進めようと努めている。本調査研究は、こうした取組の一つとして、名古屋市における歴史的建造物など歴史的資産を活用したまちづくりについて検討するとともに、今後の取組について提言するものである。本調査研究の中で、所有者や地域の歴史的建造物を残そうとする意識の重要性を改めて認識したところであり、行政の積極的な姿勢と協働の仕組みづくりと共に、今後、本報告書が活かされ市民自らの手による「歴史まちづくり」がなされていくことを期待する。

本調査研究の企画及び実施にあたっては、調査研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただいた。

また、本調査研究は、地域社会振興財団の助成金を受けて、名古屋市と当機構が共同で行ったものである。ここに謝意を表する次第である。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いである。

平成23年3月

財団法人　地方自治研究機構
理事長　佐　野　　徹　治

目　次

序　章　調査の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第１章　歴史的建造物の現況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1　調査の目的・実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2　調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3　まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第２章　歴史的界隈候補地の現況調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1　調査目的・実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2　候補地の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

3　歴史的界隈の魅力探し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

4　調査の成果と今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第３章　歴史的建造物及び歴史的界隈におけるケーススタディ・・ 35

1　ケーススタディの目的と実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

2　歴史的建造物のケーススタディ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

3　歴史的界隈におけるケーススタディ・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

4　地域において歴史まちづくりを推進するための手法・・・ 62

第４章　歴史的界隈における歴史まちづくりの展開に向けた
ワークショップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

1　ワークショップ対象地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

2　ワークショップの実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

3　ワークショップの成果と今後の展開方向・・・・・・・・・・・・・・ 75

第５章　歴史まちづくりの展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

1　歴史的建造物・歴史的界隈の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・ 82

2　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における
歴史まちづくりの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

3　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における
歴史まちづくりの取り組みイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

参考資料・・・

序章　調査の背景と目的

序章　調査の背景と目的

歴史的な建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴付ける重要な役割を果たしている。残されたものを保存することは、景観を形成するうえでも、名古屋らしさを残し「身近に街の歴史が感じられるまちづくり」を進めるうえでも、重要である。

名古屋市においても、景観行政と文化財行政の二つの側面より歴史的建造物の保存・活用に取り組んでいたが、数多くの歴史的建造物やそれらにより形成された町並みがさまざまな事情により失われてきた。

こうした中、「歴史的建造物の保全及び活用の方策」について名古屋市広告・景観審議会に諮問し平成 21 年 12 月にその答申が提示された。答申は身近な歴史的建造物の活用に重きを置いてまとめられ、歴史的建造物の保存・活用の方策（窓口設置、登録制度、支援策など）や推進体制などについて提言している。

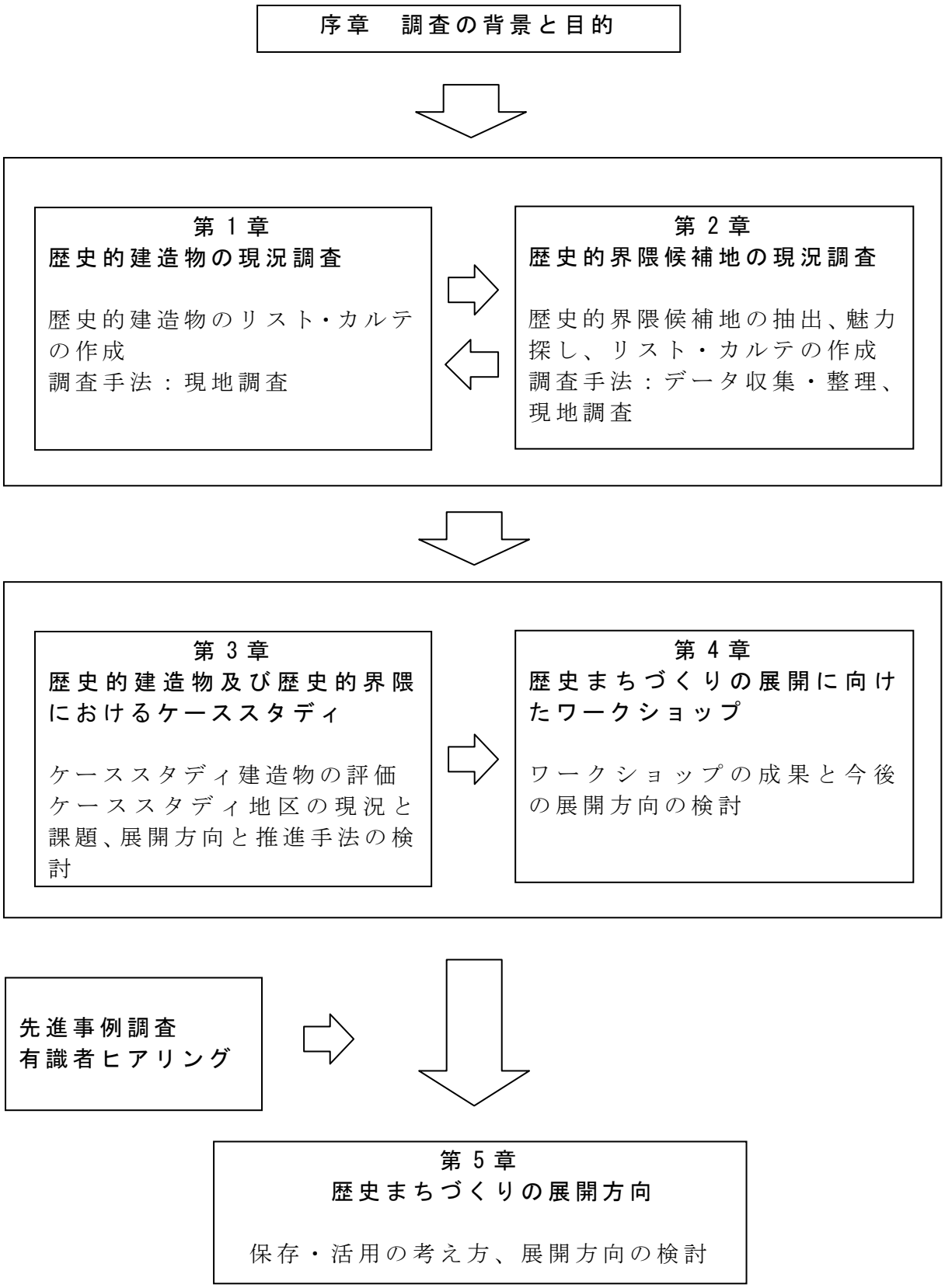
また、この答申に併せて、歴史まちづくりを推進するうえで「歴史的界隈」を活かすことが重要であるとして、平成 22 年 6 月に歴史的界隈についてその多様性を述べたうえで基礎調査と施策（歴史的界隈の周知、積極的な地域に対する支援、市民主体の仕組み）の必要性についても述べている。

このような背景に基づき、身近なものに重きを置いて、「歴史的建造物と歴史的界隈の市民への周知（公表）」、「歴史的建造物の保存・活用」や「歴史的界隈における歴史まちづくり」を具体化することを目的として、本調査研究を実施することとした。

そのために、本調査研究では、名古屋市における歴史的建造物と歴史的界隈の現況をできる限り把握し、ケーススタディとワークショップを通しての検討を経て、歴史まちづくりの展開方向をまとめることとした。

（参照：次頁「検討フロー」）

■検討フロー


序章　調査の背景と目的
第 1 章
歴史的建造物の現況調査
歴史的建造物のリスト・カルテの作成
調査手法：現地調査
第 2 章
歴史的界隈候補地の現況調査
歴史的界隈候補地の抽出、魅力探し、リスト・カルテの作成
調査手法：データ収集・整理、現地調査
第 3 章
歴史的建造物及び歴史的界隈におけるケーススタディ
ケーススタディ建造物の評価
ケーススタディ地区の現況と課題、展開方向と推進手法の検討
第 4 章
歴史まちづくりの展開に向けたワークショップ
ワークショップの成果と今後の展開方向の検討
先進事例調査
有識者ヒアリング
第 5 章
歴史まちづくりの展開方向
保存・活用の考え方、展開方向の検討

■定義

歴史的建造物

原則として築 50 年以上経過した景観的・文化的価値を有する建造物。

歴史的建造物

建築物

工作物

橋（道路橋、鉄道橋）、門、樋門、塀、灯台、サイロ、塔、物見塔、煙突、護岸、観覧車、アーケードなど

その他の物件

社、祠、地蔵、灯篭、鳥居、狛犬、柱、記念碑、道標、井戸、庭、建築物・工作物の部分（一部保存）など

※一つの敷地に複数の歴史的建造物がある場合、一体的であるとみなし、一つの物件として考える。

※歴史的建造物以外にも、歴史的な意義を深めるものとして樹木などがある。

歴史的界隈

まちの成り立ちを語る上で欠かせない祭礼・産業などの生活文化、地形・町割りなどの周辺環境を背景に、歴史的建造物がまとまりをもって存在する区域。

第１章　歴史的建造物の現況調査

第１章　歴史的建造物の現況調査

第１章では、歴史的建造物の現況を把握する実施方法を述べ、調査で得られた結果より、現存率や属性別の傾向を明らかにした。また、歴史的建造物の把握の充実に向けた課題を考察した。

１　調査の目的・実施方法

歴史的建造物の現況調査の目的と、既存リスト、現地確認、新規発掘による調査の実施方法を述べる。

(1)　目的

・歴史的建造物の現況を把握することを目的に調査を行う。

(2)　実施方法（参照：12 頁「実施フロー」）

・現在歴史まちづくり推進室が把握している歴史的建造物のリスト（参照：10 頁「既存リスト一覧」）をもとに現地確認による保存状況の調査を行う。
・また、より身近な歴史的建造物の現況を把握することを目的に、上記の調査過程で新たに知りえた歴史的建造物や歴史的界隈のケーススタディによって知りえた歴史的建造物をリストに追加する。（新規発掘）
・調査結果に基づく歴史的建造物のカルテを作成する。

既存リスト一覧

既存リスト	データ数※3（建物単位）
① 愛知県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書（平成 16 年度）	101
② 愛知県近代和風建築総合調査報告書（平成 18 年度）	44
③ 都市景観重要建築物実態調査報告書（昭和 59 年度、平成元年度）	400
⑥ 都市景観重要工作物実態調査報告書（昭和 62 年度）	112
⑦ 都市景観重要建築物等※1	97
⑧ 都市景観重要建築物等の候補にしたが指定しなかったもの	59
⑨ 近代建築の保存・活用基本方針作成委託報告書（平成 11 年度）	253
⑩ 国・県・市指定・国登録文化財（建造物）	129
⑪ 町並み保存地区（４地区・伝統的建造物）※2	244
⑫ その他調査	96

※1 都市景観重要建築物等：名古屋市都市景観条例に基づいて平成元年度から平成 7 年度にかけて、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物、工作物、樹木を指定し、保存に努めている。景観法が施行されてからは、法律に基づき「景観重要建造物」を指定し、保存に努めている。

※2 町並み保存地区：歴史的町並みを保存するため、名古屋市町並み保存要綱により、有松、白壁・主税・橦木、四間道、中小田井の 4 地区を「町並み保存地区」に指定。地区内における建築物の修景基準等を定めるとともに、建築物等の修理・修景についての相談を行っている。また、必要と認められる場合には、その経費の一部の助成を行っている。

※3 既存リスト間で重複するデータがあるため合計していない。

リストにある建造物の例



名古屋市市政資料館（重文・旧高等控訴院）



洋館付き近代和風住宅



荒子観音・山門と多宝塔（重文）



近代事務所建築・陶磁器会館



近代銀行建築・旧名古屋銀行



東山植物園・温室（重文）

実施フロー

既存リストの整理

リストに掲げられたデータを敷地単位にまとめ、重複するデータを整理。

⇩

現地確認対象の整理

歴史的建造物に該当しない50年未満の建造物、すでに滅失したことが明らかな歴史的建造物を現地確認の対象より除外。

⇩

現地確認

残った歴史的建造物について、現地確認によって有無と位置（所在地）、保存状態を確認。

⇩

新規発掘

現地確認時にその近辺で知りえた築 50 年以上と推定される建造物についてデータを収集。

新規発掘

歴史的界隈のケーススタディにおいて、新規データを収集。

平成 22.8～12

⇩

リストへの反映、カルテ作成

調査結果をリストへ反映し、個別カルテを作成。

2　調査結果

市内歴史的建造物の現況調査の結果として、現存率を町並み保存地区内外で比較し、また、既存リスト掲載物件と新規発掘物件別、属性別の分析を行った。

(1)　全体的傾向

このうち、既存リストの整理と現地確認を通し、461 件の歴史的建造物の現存を確認した。これは既存リストに掲載されている 668 件の歴史的建造物の 69%にあたる。

町並み保存地区と町並み保存地区以外での現存率を見ると、それぞれ 76%と 68%となっており、8%の違いがみられた。さらに公共的な建造物（公共建築物、神社、寺院、橋梁等）と民間の住宅等（住宅、店舗、事務所等）で現存率をみると、町並み保存地区ではそれぞれ 80%、76%、町並み保存地区以外ではそれぞれ 84%、53%となっており、町並み保存地区での民間の住宅等の残存率が高い傾向が見られた。

	当初数		現存		滅失・不明等	
歴史的建造物	668	100%	461	69%	207	31%
町並み保存地区	132	100%	100	76%	32	24%
公共的な建造物	5	100%	4	80%	1	20%
民間の住宅等	127	100%	96	76%	31	24%
町並み保存地区以外	536	100%	363	68%	173	32%
公共的な建造物	253	100%	212	84%	41	16%
民間の住宅等	283	100%	151	53%	132	47%

(2) 属性別傾向

これらについての区別、用途別、建築年代別、構造別の件数を整理した。

ア 区別

既存、新規を合わせた全体でみると緑区（314件)、中川区（204件)、西区（191件）の順で歴史的建造物が多くなっている。

既存データでは、近代建築物が多く残る中区、町並み保存地区を擁する東区（白壁・主税・橦木町並み保存地区)、緑区（有松町並み保存地区)、西区（四間道町並み保存地区、中小田井町並み保存地区）に歴史的建造物が多く現存する。

新規データでは、ケーススタディを行った歴史的界隈で詳細に調査をしたため、ケーススタディ地区のある区で件数が多くなっている。

区	全体		既存データ		新規データ	
千種区	84	6%	29	6%	55	5%
東区	107	7%	62	13%	45	4%
北区	19	1%	11	2%	8	1%
西区	191	13%	59	13%	132	13%
中村区	30	2%	27	6%	3	0%
中区	138	9%	61	13%	77	7%
昭和区	35	2%	31	7%	4	0%
瑞穂区	172	11%	16	3%	156	15%
熱田区	85	6%	25	5%	60	6%
中川区	204	13%	30	6%	174	17%
港区	24	2%	22	5%	2	0%
南区	76	5%	5	1%	71	7%
守山区	15	1%	11	2%	4	0%
緑区	314	21%	60	13%	254	24%
天白区	7	0%	6	1%	1	0%
名東区	11	1%	8	2%	3	0%
合計	1,512	100%	463	100%	1,049	100%

イ　主要用途別

既存データでは全数463件の内、「住宅、併用住宅」173件、次いで「神社、寺院」109件などとなっており、住宅系が多数を占めているが、今回調査による新規データは、全数1,049件の内、住宅系が814件と圧倒的多数を占めた。

この結果、調査全体では全数1,512件の内、「住宅、併用住宅」が987件、次いで「神社、寺院」が188件などとなっている。

住宅系の多さから、身近な歴史的建造物が多いことを知ることが出来る。

主要用途	全体		既存データ		新規データ	
住宅、併用住宅	987	65%	173	37%	814	78%
店舗、事務所	116	8%	43	9%	73	7%
神社、寺院	188	12%	109	24%	79	8%
工場、倉庫	49	3%	16	3%	33	3%
公共建築物	48	3%	37	8%	11	1%
工作物、その他	115	8%	85	18%	30	3%
不明	9	1%	0	0%	9	1%
合計	1,512	100%	463	100%	1,049	100%

ウ　主要建築年代別

既存データでは昭和の建築が141件と多く、江戸以前、明治、大正の建築がそれぞれ70件前後となっている。

新規データについては、外観調査によるため建築年代は未確認である。

主要建築年代	全体		既存データ		新規データ	
江戸以前	74	5%	74	16%	0	0%
明治	75	5%	75	16%	0	0%
大正	66	4%	66	14%	0	0%
昭和	141	9%	141	30%	0	0%
不明	1,156	76%	107	23%	1,049	100%
合計	1,512	100%	463	100%	1,049	100%

エ　主要構造別

調査全体でみると木造が圧倒的に多く 1,288 件、次いでＲＣ造が 99 件である。既存データでは木造が 295 件と多く、次いでＲＣ造が 84 件である。

新規データは、歴史的界隈のケーススタディ調査によりで抽出したものが多く、ここで伝統的構法による住宅を数多く発見したことにより、木造の件数が 993 件と突出して多くなっている。

主要構造	全体		既存データ		新規データ	
木造	1,288	85%	295	64%	993	95%
ＲＣ造	99	7%	84	18%	15	1%
鉄骨造	33	2%	25	5%	8	1%
煉瓦造	10	1%	8	2%	2	0%
その他	57	4%	39	8%	18	2%
不明	25	2%	12	3%	13	1%
合計	1,512	100%	463	100%	1,049	100%



寺院（今回調査）



町家（今回調査）

3　まとめ

現況調査の結果、1,512 件のリストおよびカルテを作成した。これを踏まえて、今後の歴史的建造部に関する情報の充実に向けた課題を考察する。

(1)　現況調査の成果

・現存を確認した歴史的建造物として 1,512 件のリストおよびカルテを作成した。このうち、既存リストに掲載された歴史的建造物 463 件の現存を確認し、新規発掘の歴史的建造物として新たに 1,049 件のデータを得ることができた。
・同時に町並み保存地区の伝統的建造物をはじめ、多くの建造物が滅失または不明となっていることも明らかになった。
・歴史的界隈のケーススタディ地区 11 地区（町並み保存地区 4 地区を除く）で伝統的な木造住宅を中心に 959 件の身近な歴史的建造物等が存在していることから、この割合で歴史的建造物が存在すると仮定すると、134 歴史的界隈（参照：32 頁「4　調査の成果と今後の課題」）では現時点で約 1 万件、名古屋市内ではさらに多くの身近な歴史的建造物が存在することが推測される。

(2)　今後の課題

・既存データと新規発掘データによる歴史的建造物の状況把握を行ったが、これらは市内に存在する歴史的建造物のすべてではない。年月を経れば、新たに歴史的建造物に加わるものもあれば、滅失していくものもある。
・このため、市民や地域の協力をえて、引き続き市内の歴史的建造物の情報を収集するとともに、リスト、カルテなどのデータを更新することが必要と考えられる。
・歴史的建造物情報を充実するためには、「所有者の同意のもと既存情報の公表」、「地元まちづくり組織との連携」、「市民からの情報提供」、「行政における庁内や区役所との連携」などにより、情報が一元的に収集できる仕組みづくりが課題と考えられる。

ア　リスト掲載の歴史的建造物

・現存する 463 件の多くは、指定文化財や景観重要建造物、町並み保存地区の伝統的建造物などに位置づけられていない歴史的建造物である。

・当面、保存・活用に関する位置づけのない歴史的建造物については、公開リストへの掲載の同意を所有者に得ることが必要と考えられる。

・町並み保存地区の伝統的建造物についても、そのいくつかが滅失していることから、既存制度の検証が必要と考えられる。

イ　新規発掘の歴史的建造物

・従来データおよび今回調査で把握している他にも市内に数多く存在すると予想される身近な歴史的建造物について、情報収集および状況把握を継続することが必要と考えられる。

・また、これら新規発掘の歴史的建造物については、文化財的な価値の高いもの、界隈を特色づける典型であるもの、滅失の可能性が高いもの等様々な歴史的建造物があるものと考えられるため、今後の保存・活用にむけてより詳細な情報収集が必要と考えられる。



長屋（今回調査）



民家（今回調査）

第２章　歴史的界隈候補地の現況調査

第２章　歴史的界隈候補地の現況調査

第２章では、歴史的界隈候補地の抽出を行う。抽出した候補地について、現況調査を行い、歴史的界隈の魅力探しを行った。

１　調査目的・実施方法

歴史的界隈の魅力探しを目的とする。初めに歴史的界隈候補地を見出す視点としてまちの成り立ちを設定し、これに基づき候補地を抽出する。

抽出した歴史的界隈候補地の経緯、歴史的建造物・地形・町割りなどの構成要素とその保存・活用状況、祭礼・産業などの生活文化、歴史的事象などの概況を把握し、それぞれの歴史的界隈候補地についての魅力探しを行う。

２　候補地の抽出

近世の名古屋では農村集落などを背景に、熱田や名古屋城の城下町を中心に東海道などの街道網が形成され、街道には宿場町が設けられた。

近代になり大都市への発展過程において、新たな住宅地、工業地などが出現した。その後、戦災～戦災復興～災害（伊勢湾台風）や、市街地の拡大・発展を経て現在に至っている。

このような名古屋の発展の歴史を踏まえつつ、＜城下、城下周縁部、熱田＞、＜明治以降住宅地＞、＜運河、渡し、港等＞、＜街道＞、＜集落＞、＜工業、遊興飲食街＞の６つのまちの成り立ち＝歴史的界隈抽出のための視点を設けた。（参照：次頁「まちの成り立ち」）

これに基づき 137 の歴史的界隈候補地を抽出した。結果は 24～26 頁に示す通りであり、区別の候補地数を 27 頁に示す。（抽出の詳細については 28 頁「歴史的界隈候補地抽出の経緯」を参照）

まちの成り立ち

成り立ち	概　要	歴史的界隈候補地数※1
城下 城下周縁部 熱田	・名古屋城下とその周縁部（町続き）、熱田神宮と宿場町の熱田。 ・戦災被害とその後の戦災復興土地区画整理、開発などがあったが那古野や橘町のように良く面影を留めている区域もみられる。	19
明治以降 住宅地	・明治以降の名古屋の発展に伴い出現した住宅地。 ・勤労者向けの住宅地や郊外の文教地区の住宅地など、様々な特徴が見られ、現在でもその面影を留めている。	14
運河 渡し 港等	・水運、渡し、漁港など、古くに川や海とのかかわりのあった区域。 ・現在、それらの機能は消失している場合が多いが面影を留めている。	10
街道	・宿場町など街道沿いに行き交う人々を相手とした商家などが立ち並んでいた区域。 ・有松、中小田井などをはじめ、現在でも街道沿いの面影を残しているところがいくつかみられる。	40
集落	・江戸時代以前からの農村集落。寺社等、農家住宅、地道・細街路などの特徴を持つ。 ・戦災被害の状況や近代以降の開発の経緯などにより、歴史的な雰囲気の濃淡がみられる。	100
工業他	・近代以降の名古屋の発展に伴い新たに出現した工業地など。 ・工場が用途を変更して保存・活用されている例などがみられる。	3

※1　表の合計が候補地数 137 と合わない理由は、複数のまちの成り立ちを持つ歴史的界隈候補地が、重複して計上されているためである。

まちの成り立ちの例



城下周縁部



明治以降住宅地



運河



街道

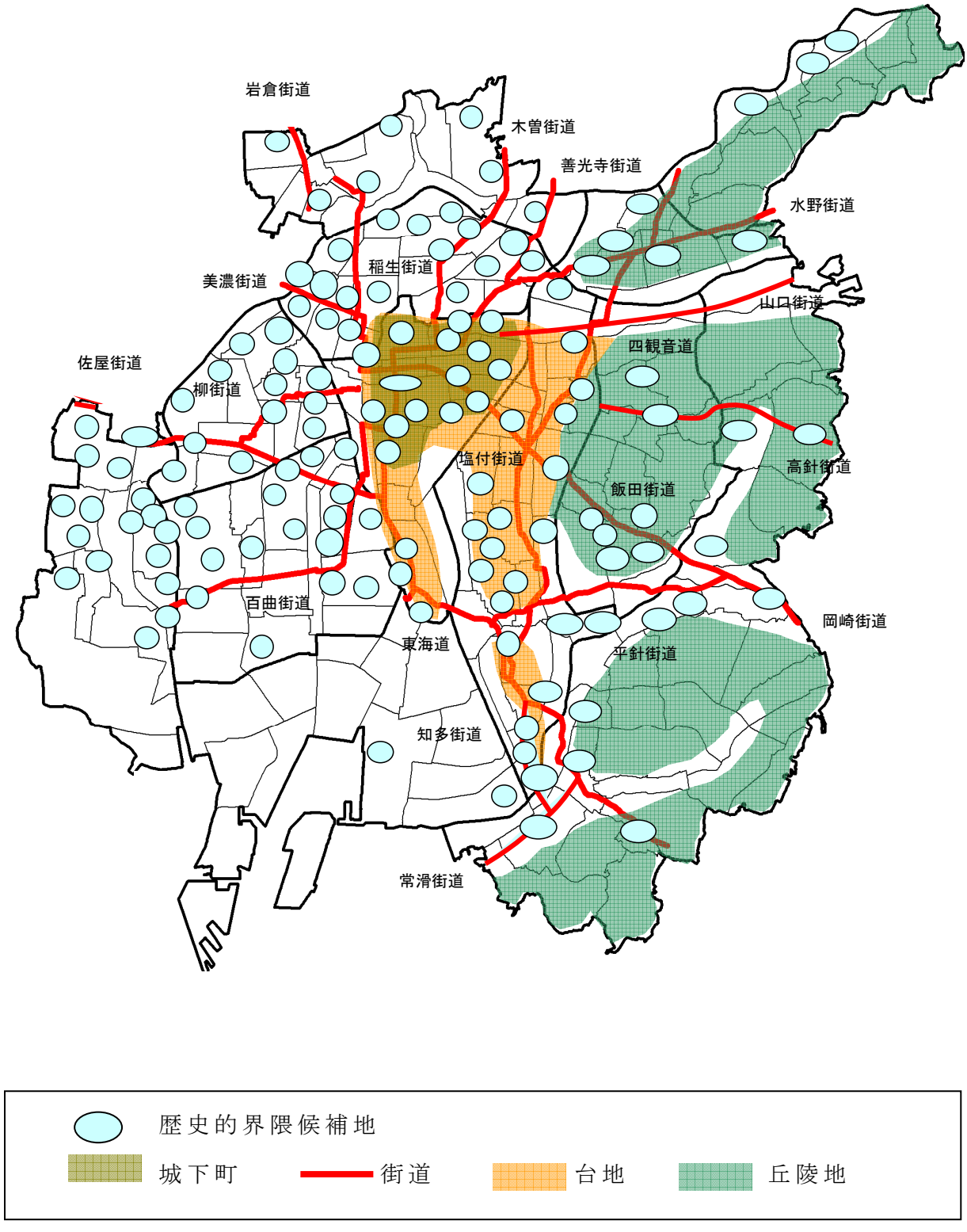


集落



工業

歴史的界隈候補地の分布イメージ図



歴史的界隈候補地一覧

番号	名　　称	区	区番号	城下 城下周縁部 熱田	明治以降住宅地	運河 渡し 港等	街道	集落	工業他	備考
1	上野・下方町・鍋屋上野町	千種	1				○	○		(山口街道、四観音道)
2	楠元町	千種	1		○					(中馬街道)
3	山門町	千種	1		○		○			(四観音道)
4	城山町	千種	1		○					
5	千種・今池	千種	1				○	○		(飯田街道)
6	丸山町	千種	1				○	○		(四観音道)
7	白壁・主税町・橦木町	東	2	○						町並み保存地区
8	筒井・新出来・百人町・黒門町・車道町	東	2	○						
9	徳川・相生町・赤塚町	東	2	○						
10	東桜	東	2	○						東の寺町
11	矢田町	東	2				○	○		(水野街道)
12	山口町・徳川町	東	2	○						
13	芳野・白壁	東	2	○						
14	上飯田東町	北	3					○		
15	楠味鋺	北	3				○	○		(木曽街道)
16	光音寺町	北	3					○		
17	志賀町	北	3				○	○		(木曽街道)
18	清水・中杉町	北	3				○	○		(木曽街道)
19	下飯田町	北	3					○		
20	辻町	北	3					○		
21	如意	北	3					○		
22	安井	北	3			○※1		○		※1渡し、(木曽街道)
23	山田町	北	3				○	○		(善光寺街道)
24	稲生町	西	4				○	○		(稲生街道)
25	大野木	西	4					○		
26	押切	西	4				○			(美濃街道)
27	笠取町	西	4		○					
28	上名古屋・城西	西	4	○			○			(稲生街道)
29	栄生	西	4		○					
30	新道	西	4	○						西の寺町
31	中小田井	西	4				○	○		町並み保存地区、(岩倉街道)
32	那古野	西	4	○		○※2				町並み保存地区、※2水運
33	則武新町	西	4		○				○※3	※3工業
34	比良	西	4					○		
35	平中町	西	4					○		
36	枇杷島	西	4				○	○		(美濃街道)
37	名西	西	4				○			(美濃街道)
38	稲葉地町	中村	5					○		
39	岩塚町	中村	5			○※1	○	○		※1渡し、(佐屋街道)
40	大秋町・松原町	中村	5					○		
41	烏森町	中村	5				○	○		(佐屋街道)
42	上米野町・太閤	中村	5				○	○		(柳街道)
43	栄生町	中村	5					○		
44	下米野町・大正町	中村	5					○		
45	大門町・日吉町・寿町・羽衣町・賑町	中村	5						○※4	※4近代和風
46	中村中町・下中村町	中村	5					○		
47	則武	中村	5					○		
48	東宿町	中村	5					○		(鎌倉街道)
49	日比津町	中村	5					○		
50	横井	中村	5					○		
51	大須	中	6	○						南の寺町
52	三の丸	中	6	○						郭内・近代官庁街
53	新栄	中	6	○						
54	橘町	中	6	○						南の寺町
55	東陽通	中	6		○					
56	広小路	中	6	○						
57	矢場町通	中	6	○						南の寺町
58	川名本町・広路本町	昭和	7				○	○		(飯田街道)
59	御器所	昭和	7					○		
60	南山町・広路町	昭和	7		○					
61	八事本町	昭和	7				○			(飯田街道)
62	井戸田町	瑞穂	8					○		
63	軍水町・仁所町	瑞穂	8					○		
64	大喜町・大喜新町	瑞穂	8					○		
65	津賀田町	瑞穂	8					○		
66	中根町	瑞穂	8					○		
67	中山町	瑞穂	8					○		
68	初日町・石川町・菊園町・松月町	瑞穂	8		○					

69	船原町・北原町・雁道町	瑞穂	8		○			○		
70	御剱町・太田町・亀城町	瑞穂	8		○			○		
71	弥富町・春山町	瑞穂	8		○					
72	一番	熱田	9					○		
73	高蔵町・夜寒町・玉の井町・森後町	熱田	9	○						(佐屋街道)
74	伝馬・木之免町・大瀬子町・須賀町・神戸町	熱田	9	○		○※1、5				※1渡し、※5漁港、(東海道)
75	旗屋・白鳥	熱田	9	○						(佐屋街道)
76	愛知町	中川	10					○		
77	荒子町・荒子・的場町	中川	10					○		
78	牛立町	中川	10					○		
79	打出	中川	10					○		
80	榎津	中川	10					○		
81	江松	中川	10					○		
82	かの里	中川	10					○		
83	上脇町・丸米町	中川	10					○		
84	供米田	中川	10					○		
85	五女子町・五女子	中川	10					○		
86	小本・小本本町	中川	10					○		
87	下之一色町	中川	10			○※5		○		※5漁港
88	十番町・八剱町・八番	中川	10					○		
89	助光	中川	10					○		
90	千音寺	中川	10					○		
91	大当郎	中川	10					○		
92	戸田	中川	10			○※2		○		※2水運
93	富永	中川	10					○		
94	長須賀	中川	10					○		
95	長良町	中川	10				○	○		(佐屋街道)
96	西日置町	中川	10	○		○※2				※2水運
97	野田	中川	10					○		
98	服部	中川	10					○		
99	春田	中川	10			○※2		○		※2水運
100	東起町	中川	10				○	○		(百曲街道)
101	伏屋	中川	10					○		
102	法華	中川	10					○		
103	前田西町・本前田町・川前町	中川	10					○		
104	万場	中川	10			○※1	○	○		※1渡し、(佐屋街道)
105	元中野町	中川	10					○		
106	八熊・幡野町	中川	10				○	○		(百曲街道)
107	柳堀町・月島町・広住町・横掘町・露橋・山王	中川	10			○※2				※2水運
108	吉津	中川	10					○		
109	大江町	港	11						○※3	※3工業
110	寛政町・本宮町	港	11					○		
111	笠寺町	南	12				○	○		(東海道)
112	鳴尾	南	12					○		
113	星崎	南	12				○	○		(知多街道)
114	元鳴尾町	南	12				○	○		(知多街道)
115	本星崎町	南	12				○	○		(知多街道)
116	呼続	南	12				○	○		(東海道)
117	市場・町北・町南・守山・廿軒家・長栄	守山	13				○	○		(水野街道)
118	大森	守山	13				○	○		(水野街道)
119	小幡中	守山	13				○	○		(水野街道)
120	川村町	守山	13					○		
121	吉根	守山	13					○		
122	下志段味	守山	13					○		
123	瀬古東	守山	13				○	○		(善光寺街道)
124	大永寺町・永森・村合町・西城	守山	13					○		
125	中志段味	守山	13					○		
126	有松	緑	14				○	○		町並み保存地区、(東海道)
127	大高	緑	14				○	○		(常滑街道)
128	古鳴海	緑	14					○		
129	鳴海	緑	14				○	○		(東海道)
130	高針	名東	15				○	○		(高針街道)
131	西里町	名東	15					○		
132	植田・植田西	天白	16					○		
133	音聞山・御幸山	天白	16		○					近世の景勝地
134	島田	天白	16				○	○		(平針街道)
135	菅田	天白	16					○		
136	平針	天白	16				○	○		(飯田街道、岡崎街道)
137	弥生が岡・八事天道	天白	16		○					
				19	14	10	40	100	3	

※界隈の名称は原則現在の町名としている。

※区がまたがる場合は面積の大きい方の区に含めている。

区別の歴史的界隈候補地数

区	歴史的界隈数	区	歴史的界隈数	区	歴史的界隈数
千種区	6	昭和区	4	守山区	9
東区	7	瑞穂区	10	緑区	4
北区	10	熱田区	4	名東区	2
西区	14	中川区	33	天白区	6
中村区	13	港区	2		
中区	7	南区	6		

※城下町は早くから都市化し街が連続しているため、界隈区域界の設定が困難な場所が多く大きなエリア設定をしたため数的に少なく、中川区は近年まで農村集落が多く明治 24 年作成の測量図でエリアの確定が容易だったため数が多くなっている。

※東部集落は街道や川沿いの開けた限られた場所にあり、雑木林が多かった東部丘陵地は戦後の開発地が多く界隈としての数は少ない。

コラム「茅葺屋根」

今ではほとんど姿を消したと思われている茅葺屋根の建物を中川区で 10 棟ほど、市内全域では 40 棟ほど見つけました。

発見できなかった区もありますが、丹念に調べれば、まだまだ見つかる可能性があります。この地域に伝わる歴史の証とも言える茅葺屋根の建物が、まだ身近にあることを、うれしく思います。





歴史的界隈候補地抽出の経緯

歴史的界隈候補地の抽出にあたっては、名古屋市都市景観基本計画※1 で位置づけられた「景観自立地区」※2 を踏まえて、抽出している。

「景観自立地区」は古地図比較による市街化の歴史、土地利用、緑地等の環境、史跡・文化財、空撮等を図上把握するとともに、現地踏査と写真記録を踏まえて設定しており、平成 17 年度に「景観自立地区」を検証するため、現地踏査・写真記録（基本計画と同時点撮影）を行っている。今回の調査では、平成 17 年度の「景観自立地区」の写真による保全状況を確認するなどにより 126 の候補地を抽出した。その後、一つの候補地の中に別のまとまりとしてとらえることが可能なものがあり、一つの候補地を分割した。また、歴史的建造物が広く分布し、当初の界隈候補地の周辺にも候補地とすべき区域が発見された。これらにより候補地の数が増え、候補地は 137 になった。

歴史的建造物が複数あると想定される地区の抽出
平成 22 年８月

・「景観自立地区」写真（平成 18 年３月）による。
　景観の保全状況の確認。
・古地図比較による明治以前の市街化範囲の図上確認。
・歴史界隈を求めるため、「景観自立地区」より多少範囲が狭くなっている。

⇩

新たな視点からの歴史的界隈の補足
平成 22 年９月～12 月

・水辺の視点からの歴史的界隈の補足。
・歴史的建造物調査等からの歴史的界隈の補足。
・歴史的界隈全地区の写真記録確認
　～地区により現地再撮影

※１　名古屋市都市景観基本計画：名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観整備の基本的な目標を明らかにするとともに、市民と市が協力してその目標を実現するための指針を提示することを目的に定めた計画。（昭和 62 年策定）

※２　「景観自立地区」：まちは、広範多岐にわたる様々な要素から成り立っており、これらの要素が組み合わされ、総合的な印象がひとつのまとまりをもった空間として意識される地域を「名古屋市都市景観基本計画」において、「景観自立地区」と名付け、景観の特性を把握する基礎的単位とした。

３　歴史的界隈の魅力探し

それぞれの歴史的界隈のまちづくりを進めるにあたって、住民がまちの魅力を見つけ出し､これを活かすことで界隈をもりあげて行くことが望まれる。このことから、歴史的界隈の魅力探しとして、界隈に関する様々な事項を調査し、界隈性を感じさせるまちの魅力など幅広くまちの魅力を探し出すことを行った。

魅力探しのための主な着目点（参照：31 頁「着目点（伝統行事、伝統産業）の例」）

・歴史的建造物等	町家、屋敷、農家住宅、社寺、地蔵、祠、碑　等 分布状況・・・点状、線状、面的
・道路状況	地道・細街路、坂、石畳　等
・地形	平坦、起伏がある、見晴らし　等
・緑	豊富、古木・大木、社寺、庭・垣根　等
・水	川、ため池、水路、運河　等
・伝統行事	祭、山車、神楽、囃子、棒の手　等
・伝統産業	絞り、仏壇・仏具、友禅、和菓子　等
・地元組織	自治会、まちづくりＮＰＯ、商店街振興組合　等
・史跡等	城跡、出生地、いわれのある地　等
・その他	駅に近い、特徴的な施設 集客力のある施設がある　等

※上記以外にも、それぞれの候補地によって着目点は異なり、多様性がある。

まちの成り立ちをベースに、地形の違い、その後の基盤整備の状況などにより多様な魅力､濃淡を呈している｡さらに歴史的な事物や祭りなどの行事、地元の組織の活動など、それぞれの地区ごとに固有の魅力が見られた。（参照：148～175 頁　参考資料「歴史的界隈の概要」）

主なまちの魅力（概要）

○城下町 400 年の歴史だけでなく、古代の遺跡、中世以来の集落地、戦国の城跡・古戦場、街道、近代の街など、多様な時代が折り重なる歴史の魅力を読み取ることができる。

○戦災復興区画整理の後にも旧来の町割りを残し、江戸の町家や寺院、神社などが、城下町やその周辺部に群あるいは点在して残る。

○街道沿いに商家の町家や寺院、神社、名勝・旧跡、伝統的な産業が残り、古くからの祭りが今なお行われている。

○起伏のある台地の際、平坦な平野、河川の水際などに、地形に沿うように曲がりくねった道がその街を象徴するように、様々な成りたちの歴史を伝える集落地があり、古民家、商家、醸造業などの伝統産業、寺院、神社、名勝・旧跡とともに鎮守の森の古木・樹林地が残り、古い寺社では伝統的な祭りが今なお行われている。

○武家屋敷街の跡に近代の産業発展を担った起業家などが住んだ緑豊かで閑静な屋敷街、山の手の別荘住宅街、学園町を今に伝え、明治・大正・昭和戦前の市街地では、建物外観に特色ある洋間付き近代住宅、工場等で働く勤労者向けの長屋が、今も残っている。

○港や運河周辺、名古屋駅北部に産業近代化遺産が残り、官庁街、鶴舞公園、都心の要所には数少なくなった近代洋風建築が、成長する時代の息吹を伝えている。

○城下町や近代の盛り場となった商店街に商家、町家、看板が残り、往時の賑わいはうすれても、周辺の社寺や長屋などの古い住宅、堀川と橋などとともに、歴史の風情を伝えている。

○幕藩体制の基になった米を作り続けた西部集落では、都市化が遅れたことにより区画整理が施行されてもその広い敷地内に歴史的建築物である多くの農家住宅が残り、地蔵や社、鎮守の森が生きている。又、荘園時代の名残や戦国武将の足跡を見ることもできる。

着目点（伝統行事、伝統産業）の例



棒の手



山車



絞り



名古屋友禅



和菓子（牡丹の花）



名古屋仏壇

４　調査の成果と今後の課題

歴史的界隈候補地の抽出を行い、現況調査の結果、それぞれの界隈候補地において、多くの魅力を発見することができた。

歴史的界隈候補地として挙がったが、今回の調査における現地観察では、歴史的建造物がまとまりを持っていると確認できなかった所があり、最終的に 134 の区域を歴史的界隈とした。

これらの歴史的界隈の情報を多くの市民と共有し、身近にある歴史的資産の存在や魅力を知り、伝えていくことが大切である。

(1)　歴史的界隈の再発見

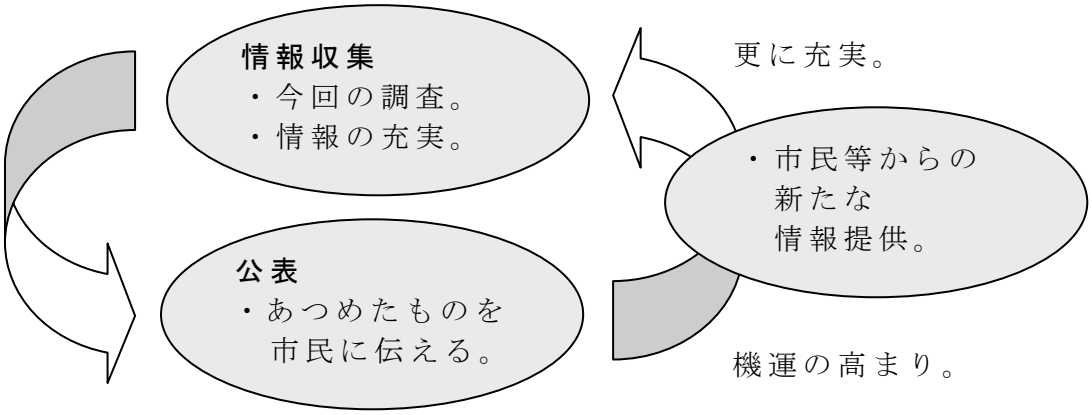
・今回の調査において、既存調査資料や地図情報などをもとに出来る限りの歴史的界隈候補地を抽出し、現地観察により魅力探しを行った。
・歴史的建造物がまとまりをもって存在することが確認出来なかった区域についても情報が加わることによって変わってくることも考えられる。

(2)　歴史的界隈の公表

・調査によって得られた歴史的界隈の情報について、市民、地域住民に伝えることにより、市民、地域住民がその存在や魅力を知ることが次の段階として大切である。

(3)　情報の充実

・今後、市民からの情報提供などによって新たな情報が加わり、充実したデータが蓄積されていくことが必要と考えられる。



第３章　歴史的建造物及び歴史的界隈におけるケーススタディ

第３章　歴史的建造物及び歴史的界隈における ケーススタディ

第３章では、歴史的建造物及び歴史的界隈におけるケーススタディを通して、保存・活用に関する課題や対応方向について検討した。

１　ケーススタディの目的と実施方法

ケーススタディの目的を示し、歴史的建造物、歴史的界隈のそれぞれについて実施方法を示す。

(1)　目的

歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりに向けた課題と対応方向を検討・把握するため、具体的な歴史的建造物と歴史的界隈を対象としたケーススタディを行った。

(2)　実施方法

ア　歴史的建造物のケーススタディ

歴史的建造物の事例を抽出し、ケーススタディの調査方法を示す。

(ｱ)　ケーススタディを行う歴史的建造物の抽出

様々な観点からケーススタディを行うため、活用事例、滅失事例とも複数の視点を確認しながら以下の通り抽出した。

○　活用事例

a　用途を変更

事　　例	用　途　の　変　遷	備　　考
多数	住宅→店舗	
産業技術記念館	工場→企業博物館	都市景観重要建築物等
鳴尾公会堂	学校→公会堂	
アクテノン	配水塔→図書館→演劇練習館	都市景観重要建築物等
揚輝荘（ようきそう）	別荘→市民利用施設	市指定文化財
東山荘（とうざんそう）	別荘→市長公舎→市民利用施設	都市景観重要建築物等
市政資料館	裁判所→市政資料館	国指定重要文化財
豊田佐助邸	住宅→市民利用施設	町並み保存地区伝統的建造物
文化のみち橦木館（しゅもくかん）	住宅・事務所→市民利用施設	市指定文化財
そら豆	銭湯→飲食店	

b　解体移築

事　　例	用　途　の　変　遷	備　　考
文化のみち二葉館（ふたばかん）	住宅→寮→市民利用施設	移築復元 景観重要建造物

c　建て替え、デザインの保存・継承

事　　例	用　途　の　変　遷	備　　考
中枡竹田家	住宅→福祉施設	町並み保存地区伝統的建造物

d　部分保存

事　　例	用　途　の　変　遷	備　　考
名古屋銀行協会	―	モニュメントとして一部保存

○　滅失事例

想定要因 / 事例	相談対応無し	規制有り	使い道がない	耐震補強必要	資産活用	相続	維持費
料理旅館Ａ		○※2	○	○	○		○
古民家Ｂ	○※1	○※2		○			○
御屋敷Ｃ				○		○	○

※1　相談対応など、行政の柔軟な対応が行われれば、残った可能性もあったものと考えられる。

※2　解体にあたって届出義務が課せられていたが、強制力がないため効力がなかった。

(ｲ)　調査方法

抽出した歴史的建造物それぞれについて特徴、経緯、評価を整理する。

イ　歴史的界隈におけるケーススタディ

界隈の良いところを見つけ、まちづくりとして展開していくための課題・対応方向を具体的に示すため歴史的界隈の中から 15 地区を抽出し､ケーススタディを行った。

(ｱ)　ケーススタディ地区の抽出

・抽出は２つの視点より行う。１点目は歴史まちづくりの視点から、歴史的建造物の保存･活用､基盤整備に関わる状況（未着手都市計画道路の有無、細街路の有無)､今後の連携が期待される地元組織（まちづくり団体等）や核となる歴史的資産（社寺、祭りなど）の有無などを考慮してケーススタディ地区として抽出した。
・２点目として、町並み保存地区４地区をケーススタディ地区とした。

視点１

歴史的建造物の保存・活用	未着手都市計画道路の有無	細街路の有無	地元組織	核となる歴史的資産など	ケーススタディ地区
○	－	－	○	日泰寺	山門町（さんもんちょう）
○	－	－	○	伝統的産業 大木戸	橘町（たちばなちょう）
○	○	－	○	近代建築物	初日町（はつひちょう）、石川町（いしかわちょう） 菊園町（きくぞのちょう）、松月町（しょうげつちょう）
○	○	○	－	地道・細街路	御剱町（みつるぎちょう）、太田町（おおたまち） 亀城町（かめしろちょう）
○	－	－	○	熱田神宮 宿場町 渡し場	伝馬（てんま）、木之免町（きのめちょう） 大瀬子町（おおせこちょう） 須賀町（すがちょう）、神戸町（ごうどちょう） ※1
○	－	○	○	山車祭、戸田川 荘園	戸田（と だ）
○	－	－	－	水屋、農村集落	長須賀（な が す か）
○	－	－	－	中川運河	柳堀町（やなぎぼりちょう）、月島町（つきしまちょう） 広住町（ひろすみちょう）、横掘町（よこぼりちょう） 露橋（つゆはし）、山王（さんのう）
○	○	○	○	笠寺観音	笠寺町（かさでらちょう）
○	○	○	○	大高城、醸造業	大高（おおだか）
○	－	○	○	宿場町、山車祭	鳴海（なるみ）

※1　熱田を形成する３界隈の一つ。（他の２界隈は、〈高蔵町（たかくらちょう）、夜寒町（よさむちょう）、玉の井町（たまのいちょう）、森後町（もりごちょう）〉と〈旗屋（はたや）、白鳥（しろとり）〉）

視点２

町並み保存地区	白壁（しらかべ）・主税（ちから）・撞木（しゅもく）、四間道（しけみち）、中小田井（なかおたい）、有松（ありまつ）

(ｲ)　調査方法

・ケーススタディ地区において、歴史的建造物が残り、界隈としてのまとまりが感じられるエリアを調査対象の範囲とし、次の事項を現地にて確認した。

・地区の特徴を写真によって説明する。

・町並み保存地区については除却・改修等のデータ整理と現況写真、及び指定当初との比較を行う。

○道の確認

・昔からの道と思われるもの、公道（4m以上 or 未満）

○歴史的建造物等の確認

・50年以上とみられる古い建物

A　町家（商家、長屋等）

B　一般住宅

C　農家住宅※1

D　洋風建築

E　神社・寺院

F　蔵

G　その他（工場、酒造　等）

・敷地外周　　塀（板塀、築地塀）、石垣、生垣

・緑　　シンボルツリー、庭木、林・森

・水　　井戸、水路（開渠、蓋）

・建物付属物（看板等）

・その他　山車蔵、祠、地蔵、屋根神様　等

※1　ここでいう農家住宅とは、農家の様式を残す住宅をいう。

○都市計画道路予定地の状況

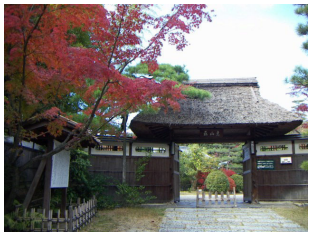
・予定地に建つ歴史的建造物等

2　歴史的建造物のケーススタディ

歴史的建造物の保存・活用の視点より、有効に活用している事例と滅失した事例を取り上げケーススタディを行うとともに課題を整理した。

(1)　ケーススタディ

保存・活用、再生、滅失した事例についてケーススタディを行った。

	名称	建造物の特徴	経緯	評価
保存・活用	豊田佐助邸 	・町並み保存地区伝統的建築物。 ・木造の洋館・和館を併設。 ・大正時代の建築。	・企業からの解体の申し出後、市にて保存・活用を検討。 ・市による無償借り上げ、一般公開。	・所有者（企業）にも保存活用への理解があった。 ・整備費の負担など所有者（企業）の協力が得られた。
	揚輝荘 	・大正から昭和にかけて建設された郊外別荘の代表作。 ・聴松閣など５棟の建物が市指定有形文化財。	・企業より、市に寄贈される。 ・一般公開。 ・ＮＰＯによる維持・管理。	・一部は売却されたが貴重な歴史資産が残った。 ・地域のまちづくりのきっかけとなる。
	東山荘 	・大正期創建の山荘。 ・斜面地を利用した庭園がある。 ・門と塀が都市景観重要建築物に指定。	・昭和 11 年、所有者から市に寄贈。 ・後、市長公邸、昭和 43 年から一般公開。 ・市所有と指定管理者による維持・管理。	・茶庭と茶席を持つ名古屋の商家別荘の典型例。 ・周辺環境への波及効果が感じられる。

再生	中舛竹田家 	・町並み保存地区伝統的建築物。 ・東海道に面した木造町家建築。 ・江戸時代の建築。	・建物が老朽化し解体寸前に市へ情報が入る。 ・建物保存に向けた協議を開始。 ・景観を継承した木造建築物を新築。 ・福祉施設として再出発。	・早い段階での情報察知が課題。 ・所有者に保存活用への理解があった。 ・募金による地域の応援があった ・伝統的な景観を継承することができた。

滅失	料理旅館Ａ	・名古屋市都市景観重要建築物。 ・楼閣建築の特徴がみられる木造建築。 ・大正時代の建築。	・他の用途に変更して建物を維持していく方法を模索していたが調整がつかず解体 ・市は建物保存に向けた提案を行っていた。	・利便性が高く、開発余地が大きな土地であることから、建替えが進められた。
	古民家Ｂ	・町並み保存地区伝統的建築物。	・時折ギャラリーとして利用されていたが、数年ほぼ空き家状態だった。	・除却前に建物の調査・記録を作成。 ・除却にあたり、古材回収（板戸、床板等）。

(2)　課題整理

(1)ケーススタディを通して得られた課題を以下にまとめる。

ア　早期の情報入手・対応

・所有者から情報がはいることもあるが、地域より情報が入った例もみられた。所有者や地域など、多方面より情報が入る仕組みが必要と考えられる。

・相談があったことにより保存・活用がなされたように、相談にのる体制が整えられていることが必要と考えられる。
・また、所有者からの相談があった場合は、丁寧に対応する必要がある。

イ　地域における保存・活用の機運

・情報提供や基金の設立など地域の協力が大きく貢献した例もみられた。このことからも地域における保存・活用の機運の盛り上げが必要と考えられる。

ウ　維持・管理の負担

・利便性が高い、敷地が大きいなど開発余地が大きいと経済的に保存・活用が不利であることから、保存・活用が困難となる例も見られた。
・改修にあたって、多額の費用が必要となるが、ローコストに改修できる技術やノウハウの開発、提供が必要と考えられる。
・用途変更を伴う大規模な修繕などの場合、建築基準法への対応が必要と考えられるが、実際には困難であることが多い。
・既存制度の活用や市による直接的な支援により活用がなされる例がいくつかみられた。多くの身近な歴史的建造物の保存・活用にあたっては新たな制度や市民による支援などが必要と考えられる。

エ　やむをえず壊される場合の対応

・やむをえず、壊される建物について、後日、他の建物を評価する場合、比較対象となる可能性があり、その際に記録があると、比較がしやすい。
・どういったものについて調査・記録をするのかは、今後の課題である。

3　歴史的界隈におけるケーススタディ

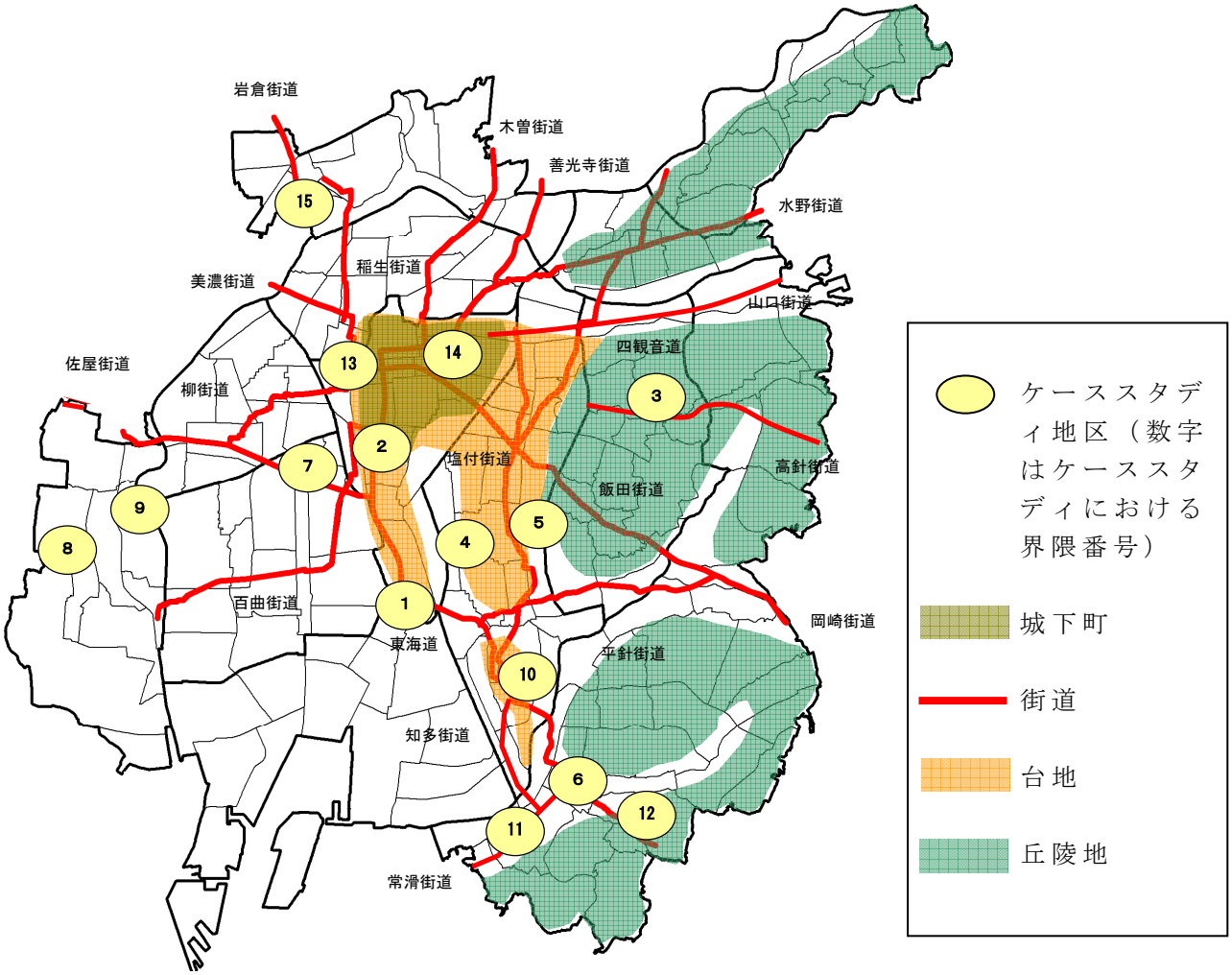
ケーススタディ地区として抽出した 15 地区について、現地調査を実施し、魅力探しを行った。調査の結果、地区内の歴史的建造物や歴史的景観の現況と課題を整理し、保存・活用の対応方向や行政による支援のあり方等について検討した。

(1)　ケーススタディ

それぞれのケーススタディ地区において様々な魅力、特徴が見られた。

以下に地区ごとの概要を、現況（地区の魅力など）、課題（歴史的な事項についての課題など）、歴史まちづくりのアイデア（『テーマ』、目標例、主体例、取り組み例）からなるシートにしてまとめる。

ケーススタディ地区の位置



界隈１	伝馬（てんま）、木之免町（きのめちょう）、大瀬子町（おおせこちょう）、須賀町（すがちょう）、神戸町（ごうどちょう）
現　況	・熱田台地先端から南に下った堀川（古くは海）沿いに位置する。 ・熱田神宮門前町、漁師町から、東海道宿場町、渡し場となった。 ・区画整理がされているが、古くからの道の形態を残している。 ・熱田荘、丹羽家など歴史的建造物が残る。社寺や歴史的ないわれのある場所が多く存在する。 ・七里の渡・船着き場（写真）など堀川（水）との接点が豊富。 ・かつてあった西浜御殿の立て看板の表示がある。 ・熱田祭、堀川の再生など、地域のまちづくりの活動がある。
課　題	・豊富な歴史的資産を見て歩く環境が整えられていない。 ・二つの国道が、熱田周辺の回遊性や賑わいを分断している。
アイデア	**『熱田さんの門前町としての賑わいのある界隈』** 目標例：尾張のルーツ、東海道の宿と城下への道、湊町など熱田の持つ多様な歴史を巡る“尾張の歴史の故郷・熱田”のまちづくりをめざす。 主体例：地域のまちづくり団体、地域の大学、学区、町内会、社寺など関係者が寄り合い、まちづくりを話し合う。 取組例・熱田神宮や鉄道駅からの熱田巡りの歩行回遊ルートを位置づけ、まちの案内情報の充実や道路環境を改善する。 ・宮の渡しと熱田神宮を視覚的に遮断している横断歩道橋に「つながりがわかる仕掛け」や「東海道を意識するデザイン」を工夫する。 ・魚半関連の歴史的建造物、魚市場跡にあたる大瀬子公園などを活かし、まちの案内所、街かど美術館、まち巡りの茶店、飲食店・カフェなどに活用する。 ・宮の渡しの対岸も含めた水辺空間を整備する。 ・まちづくりの多様なネットワークづくり（水上、陸上） ・堀川、本町通、東海道ネットワーク～歴史みちづくり～ ・西浜御殿跡に建つ市営住宅の建替時の工夫。



宮の渡し


熱田神宮

界隈２	橘町（たちばなちょう）
現　況	・熱田と城を結ぶ本町通沿い、城下町の入り口を示す大木戸の内側、南の寺町の一角に形成された街である。 ・元は古道具商が多く、現在は、明治以降の仏壇・仏具商、芝居小屋跡などが残る。 ・昭和期の本町通拡幅に伴い引き家や改築された明治の黒漆喰塗籠造の商家が本町通沿いに残る。 ・現存する黒漆喰塗籠造の商家は、部分的な改修が見られるものの、比較的良く活用されている。 ・南の寺町の一角で社寺が多く、様々な物語が伝わる。 ・本町通の裏手には職人が住んだ長屋、店舗などが残る。 ・地元のコミュニティ活動が盛んで、旧町名への復活などの意向が見られる。（旧町名「橘町」は、尾張藩２代藩主光友の命名）
課　題	・相当数の黒漆喰塗籠造の商家が建て替えられた。 ・一部に、歴史的建造物の老朽化、空家化がみられる。
アイデア	**『城下町のメインストリート、寺町風情を継承する界隈』** 目標例：本町通と橘町の歴史を継承し、“城下町の玄関・橘町”、伝統産業と職人の技を活かした、“手仕事の魅力を学び、楽しむ”まちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、婦人会、財団、伝統産業、社寺など地域の関係者が寄り合い、まちづくりの方向を話し合う。 取組例・黒漆喰塗籠造を継承した町並みの特色をつくる。 ・伝統産業（仏壇・仏具）、職人の技などの資産を活かし、手仕事を学び、楽しむクラフト・タウンをつくる。 ・本町通を軸に南の寺町と併せ、街の回遊環境を整える。 ・本町通を象徴する城下町の入り口、大木戸を復元する。 ・地域の特色を再興する旧町名を復活する。 ・次回のトリエンナーレ開催地にエントリーする。 ・空き家を活用し、まちづくりの拠点とする。



黒漆喰塗籠造の商家


日置神社

界隈３	山門町（さんもんちょう）
現　況	・城山～覚王山は、東部丘陵地の西端に位置し、起伏に富む。 ・明治後半創建の日泰寺とその門前町、近代の別荘住宅地を成り立ちとする。 ・揚輝荘や昭和塾堂などの近代建築物が残る。 ・日泰寺の参道に形成された門前町は、明治末～大正期と見られる長屋２階建て店舗が多く、門前の宿屋をはじめ往時の雰囲気を良く伝えている。 ・新しい飲食店、カフェ、洋菓子店などがあり、個性的な雰囲気を醸し出している。 ・商店街や揚輝荘をはじめ、地域のまちづくりの取組が見られる。
課　題	・大規模な屋敷跡などのマンション化がみられる。 ・近代建築物が壊され、駐車場化したり、建て替えられている。
アイデア	**『緑、寺院、近代建築を背景に賑わいのある界隈』** 目標例：地区の成り立ちや景観を活かし、“ハイカラ住文化を楽しむ”特色あるまちづくりをめざす。 主体例：「ちくさ・文化の里づくりの会」、「揚輝荘の会」などのまちづくり団体、地域委員会、商店街、社寺などが寄り合い、まちづくりの方向や進め方などを話し合う。 取組例・揚輝荘をまちづくりに活かす（まちづくり活動拠点） ・日泰寺参道を軸に、四観音道など古い道を生かした回遊環境を整える。 ・歴史的建造物の空き家などを魅力的な店舗として活用。 ・特色あるイベント開催し、寺院の催事と連携して、賑わいづくりをすすめる。（毎月 21 日の縁日との連携など）



参　道



日泰寺縁日

界隈４	御剱町（みつるぎちょう）、太田町（おおたまち）、亀城町（かめしろちょう）
現　況	・台地上の集落部と大正期に作られた群道沿いの建物、昭和前半の勤労者住宅地、商店街を成り立ちとする。 ・耕地整理が行われたが、集落には地道や歴史的建造物が残る。 ・神社・寺院や屋敷の緑が多く、地形の変化に富む。 ・空港（東郊）線沿い近隣への工場進出、基盤整備、交通網の進展により賃貸の勤労者住宅地として発展。 ・「生活こみち整備促進事業」実施中。※1
課　題	・木造住宅密集地、道路が狭い地区の防災性の向上。 ・未着手の都市計画道路（高田町線[車線数の変更]、雁道線）との調整。 ・長屋を中心に歴史的建造物が老朽化・空き家化している。
アイデア	**『地道、坂道、石垣に歴史を感じる界隈』** 目標例：地域の意向をもとに“防災性の向上と地域の歴史を残す”バランスのとれたまちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、消防団、商店街などの関係者が寄り合い、防災と歴史をいかすまちづくりについて話し合う。 取組例・空き家、空き店舗、長屋を再生し、都心に近い立地を活かした居住の促進や、店舗、文化施設の活用を進める。 ・史跡散策ルートを地道、坂道、石垣巡りの視点より拡大、案内を充実させる。 ・都市計画道路の再検討。

※1　生活こみち整備促進事業：幅員４ｍ未満の道路に面した敷地において道路の中心線から２ｍ後退することを促進するために、後退用地等の舗装整備などに対して助成などを行っている。平成 23 年３月現在では、御剱地区と米野地区の２地区で事業実施中。



地道、坂道、石垣



神　社

界隈５	初日町（はつひちょう）、石川町（いしかわちょう）、菊園町（きくぞのちょう）、松月町（しょうげつちょう）
現　況	・丘陵の西際、山崎川に沿った緩やかな傾斜地の住宅地。 ・丘陵に点在するように建つ近代和風建築が多く見られる。 ・歴史的建造物の保存状態は比較的良い。 ・区画整理、耕地整理による基盤整備が行われている。 ・東山荘はじめ、別荘住宅などの歴史的建造物が残る。 ・桜の名所である山崎川や住宅の庭の緑など自然が豊か。 ・緩やかな坂、生け垣に特色がある閑静な住宅地。
課　題	・建替えやマンション化により、滅失した歴史的建造物がある。
アイデア	**『緑の坂道におしゃれな風情を感じる界隈』** 目標例：閑静で質の高い、安心・安全な“おしゃれな風情を楽しむ住宅街”のまちづくりをめざす。 主体例：歴史的建造物の所有者、町内会、地域のまちづくり団体、大学、歴史愛好家などが寄り合い、地域の住環境を活かしたまちづくりについて話し合う。 取組例・庭と生け垣のある近代和風建築を活かしたまちづくりをすすめる（歴史的建造物をマップ化） ・緑に包まれた緩やかな坂道の景観を活かす。 ・山崎川や歴史的建造物、緑の道を楽しむ散歩道をつくる。 ・歴史的建造物をレストランや喫茶店などに活用する。 ・歴史的建造物を一般公開する。



東山荘



山崎川沿いの風景

界隈６	鳴海（なるみ）
現　況	・鳴海の城下町から近世の東海道の宿場町として発展。 ・戦国期の歴史を持つ神社や寺院、街道沿いの町家が残り、山車（６基）が伝わる由緒のある街。 ・宿場町背後に斜面緑地が残り、丘陵の上にある神社や寺院から四方に眺望が開ける。 ・鳴海の町や社寺巡りの人で賑わう。伝統的和菓子屋が人気。 ・都市計画道路古鳴海停車場線が整備され、地区の南で名鉄高架と併せて、鳴海駅前の市街地再開発事業が進められている。 ・東海道沿いの商店街では、歴史的建築物の表にパラペットをつけた看板建築が多く見られる。
課　題	・歴史的建造物の老朽・空家化、商店街の空き店舗化が見られる。 ・道路が狭い地区（東海道鳴海宿周辺）の防災性の向上が課題。 ・周辺ではマンション開発が進み、それに伴う歴史的環境への影響が懸念される。
アイデア	**『宿場町と門前町のレトロな賑わいを楽しむ界隈』** 目標例：東海道の歴史、寺院、町巡りを楽しむ“街道と門前の賑わいまちづくり”をめざす。 主体例：歴史的建造物の所有者、商店街、寺院関係者などが寄り合い、まちの魅力を活かしたまちづくりを話し合う。 取組例・東海道沿いの町並み、商店街、扇川、背後の丘陵地の神社や寺院群と併せた一体的なまちづくりを進める。 ・歴史的建造物や商店街の空き店舗をまちの案内所、街かど美術館、まち巡りのお休み処、飲食・土産店に活用。 ・絞り、山車、芭蕉ゆかりの地などの歴史的資産の活用。 ・信長ゆかりの鳴海城跡など戦国ロマン巡りのルート化。 ・東海道のネットワーク～歴史みちづくり～ ・宿場町の道の特色（鍵の手）を残す。

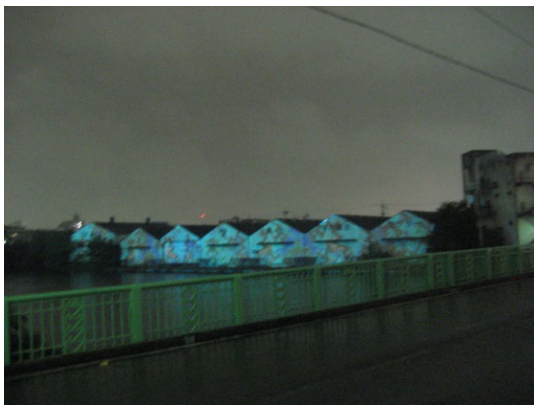


東海道



寺院

界隈 7	柳堀町（やなぎぼりちょう）、月島町（つきしまちょう）、広住町（ひろすみちょう）、横掘町（よこぼりちょう）、露橋（つゆはし）、山王（さんのう）
現　況	・近代の名古屋の産業を支えた物流基盤（中川運河、倉庫群）が残る。 ・中川運河と堀川をつなぐ松重閘門（景観重要建築物）が保存されている。 ・鎌倉街道の言われを伝える小栗橋（昭和 4 年）、レトロな欄干の運河橋（昭和 6 年）などの歴史的工作物も残る。 ・新しい公共空間づくりをめざした露橋下水処理場改築中。 ・水面を通して名駅地区の超高層ビル群が眺められる。
課　題	・倉庫等が除却され運河沿いは空地が目立つ。 ・運河沿いは、港湾区域のため、土地利用が制限されている。
アイデア	**『都心の水辺劇場を活かした界隈』** 目標例：地域と中川運河の歴史を活かし“水辺を再生するキャナル・タウン”のまちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、倉庫・海運業、行政などが寄り合い、まちづくりについて話し合う。 取組例・掘留～露橋～松重を結ぶ運河プロムナードをづくる。 ・露橋処理場跡の緑地を活かし花と水の名所をつくる。 ・支線と分岐する広い水面を活かし、水辺劇場をつくる。 ・倉庫でのアートイベントやトリエンナーレに参加する。 ・運河祭など中川運河と周辺の歴史を活かした祭の開催。 ・船の運航が可能であることを活かしたイベントの開催。 ・閘門で閉じられた名古屋市内最大の静水域・中川運河の特色を生かし、市民参加型のボートレースを開催。 ・ゴミの撤去などにより水面をきれいにする運動の展開。 ・護岸など運河環境整備と併せてまちづくりをすすめる。



キャナルアート（倉庫の壁面に映像）



松重閘門

界隈８	戸田（とだ）
現　況	・富田荘中心地、社寺の集積、農家住宅など歴史的環境を残す。 ・区画整理が行われておらず、農村集落の道路形状や佇まいを良く残しているが、周辺の様相は大きく変貌しつつある。 ・水運として活用された戸田川周辺に、醸造業が集積、酒蔵は近年閉鎖されたが、味醂づくりが残る。 ・農業用などの水路、火の見櫓や防火用水が残っている。 ・富田荘絵図は鎌倉時代の集落や道の状態が正確にわかり市内にはその例がない。 ・戸田祭りは１つの祭りに係る市指定文化財としては最多の５つの山車を持ち、５か所の神社の山車庫に保管されている。
課　題	・地区の持つ歴史的資産を伝え、見て歩く環境が整っていない。 ・細街路が多く建替え更新が困難なため、空地が目立つ。 ・建物が密集した部分の防災性の向上。 ・戸田川周辺の酒蔵などが除却され、川との関係が薄れている。
アイデア	**『戸田川沿いの集落に水郷の里を感じる界隈』** 目標例：富田荘以来の戸田の歴史を伝え、原風景を再生する“水郷の郷・戸田”のまちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、醸造業、社寺、商店街等の関係者が寄り合い、戸田の歴史を活かしたまちづくりを話し合う。 取組例・集落の寺院や洋館を持つ屋敷、蔵をまちづくりに活かす。 ・市の無形文化財・戸田祭りを核に、寺、神社や山車庫、醸造蔵、屋敷、戸田川を巡る回遊ルートを整備する。 ・水郷風景を再現し、水郷巡り、船遊びの環境をつくる。 ・「美味しいお米・戸田米」産地の歴史と付近の農産品を活かし、バイオ食文化のまちおこしをめざす。 ・蟹江合戦時に本陣が置かれ、家康天下取りの出発地になった歴史をまちづくりに活かす。（出陣祭など） ・散在する農地を活かし、都市型農住タウンをつくる。



戸田祭り



戸田川

界隈９	長須賀（ながすか）
現　況	・富田荘以来の古い集落であり、農家住宅や伝統構法の住宅に農村集落の様相が残る。 ・道路位置は集落当時のものであるが、道幅は区画整理事業により拡幅されている。 ・横井大橋架橋により交通の利便性が高まり周辺ではスーパーやマンションが建設されている・ ・高い石垣の上に建てられた水屋を持つ茅葺屋根の住宅がある。
課　題	・茅葺屋根を持つ農家住宅・水屋など、貴重な歴史的建造物を活かす。
アイデア	**『水屋、茅葺屋根が尾張の田園風景を伝える界隈』** 目標例：尾張の典型的な田園集落を伝える“歴史まなびの郷”のまちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、学校関係者、農協、社寺等の地域関係者が寄り合い、歴史を活かしたまちづくりを話し合う。 取組例・集落の歴史を伝える、まちぐるみ歴史の郷をつくる。 ・いくたびも流れを変えた庄内川との戦いを象徴する水屋を持つ茅葺農家を活かし、農村の暮らしを伝える。 ・小学校や子ども会はじめ、歴史教育の場として活用する。 ・隣接する万場の宿などとつなぐ、歴史の郷・集落巡りルートの整備やマップをつくる。



ビュースポット



水屋付き農家

界隈 10	笠寺町（かさでらちょう）
現　況	・尾張四観音の一つ笠寺観音と門前町、旧東海道、丘陵上の旧農家集落から成り立つ。 ・見晴台遺跡、神社や寺院、旧東海道の町並み、一里塚、集落部の旧農家住宅、宮本武蔵伝説など歴史的資産が豊富。 ・神社や寺院、屋敷（旧農家）の緑が多く、地形の変化に富む ・笠寺観音は、六の市、節分などでにぎわう。 ・笠寺商店街では、シャッターペイントなど様々なまちづくり活動が行われている。 ・旧集落の道は狭いが、生け垣・花壇など雰囲気が良い。
課　題	・道路が狭い旧集落の歴史や緑の環境を活かした防災性の向上。 ・渋滞回避の抜け道となっている旧東海道の通過交通が多い。 ・都市計画道路（笠寺緑線）に位置づけられた東海道沿いの町家など歴史的建造物が建て替えやセットバックで減少している。 ・未着手の都市計画道路（笠寺緑線[線形の変更予定]）との調整。
アイデア	**『尾張四観音・笠寺観音の門前町に賑わいのある界隈』** 目標例：東海道と観音参りを軸に“門前町賑わい再生まちづくり”と、町並み、集落、社寺、遺跡を巡る“歴史の丘散歩道”づくりをめざす。 主体例：学区、町内会、商店街、地域のまちづくり団体、社寺が寄り合い、まちづくりについて話し合う。 取組例・笠寺観音の寄席、井戸堀、亀の住民票づくり、商店街のシャッターペイントなどの活動と連携し、発展させる。 ・街道筋の町家や空き店舗をまちなみ案内所、街かど美術館、散策時に一休みする茶店などに活用する。 ・まちなみガイドボランティアを育成する。 ・東海道のネットワーク～歴史みちづくり～を推進する。 ・東海道の都市計画道路を再検討する。 ・東海道の交通対策や、歩行者空間の確保をすすめる。



笠寺観音



一里塚

界隈 11	大高（おおだか）
現　況	・大高一帯は、熱田神宮ゆかりの氷上姉子神社、戦国期の歴史を物語る大高城址や丸根砦、知多街道に沿った近世の集落や社寺、酒蔵など歴史的資産が豊富。 ・地区には最盛期８軒の醸造蔵元が有ったが、今は３軒（市内で５軒）が醸造を続けている。 ・東南に大高城址があり、豊かな緑が残る。 ・都市整備や緑区のまちづくりと併せた地域のまちづくりの動きがある。
課　題	・集落の防災性の向上と歴史的界隈の保存・活用との調整。 ・未着手の都市計画道路（大高町線[線形や構造等の変更予定]）との調整。
アイデア	**『酒蔵のある町並みを活かした歴史の郷を楽しむ界隈』** 目標例：酒蔵、町並み、社寺、史跡、緑の丘を活かした“歴史ロマンの郷・大高”のまちづくりをめざす。 主体例：学区、町内会、まちづくり団体、醸造業、社寺など地域の関係者が寄り合い、まちづくりを話し合う。 取組例・防災性の向上と歴史的界隈の保存・活用とが調和する、歴史散策を楽しむ道づくり、ルールづくりをすすめる。 ・酒蔵～町並み～史跡巡りの開催、マップや道案内の充実。 ・醸造や地場野菜・大高菜を素材とする食文化を発信する。 ・戦国ロマン：大高、鷲津、丸根３砦共通イベントを開催。 ・古代ロマン：氷上姉子神社の森に古代ロマンを楽しむ。 ヤマトタケル足跡地案内（熱田神宮等） ・都市計画道路を再検討する。 ・有松、鳴海、桶狭間を結ぶ観光まちづくりを推進する。



今も営業する酒造業



大高城址

界隈 12	有松（ありまつ）
現　況	・東海道の鳴海宿と池鯉鮒宿の間の宿・茶屋集落として発展。 ・塗籠商家や町家など、近世街道筋の町並みを市内では最も良く残し、名古屋市の「町並み保存地区」に指定されている。 ・伝統産業（絞）、文化（山車・祭）を継承する。 ・区画整理・再開発で、地区内外での基盤整備が進んでいる。 ・東海道沿いで電線類の地中化が進められている。
伝統的建造物	・町並み保存地区以外と比べて歴史的建造物がよく残っている。 指定当時 52 件→調査時（平成 22 年）43 件（残存率 83%）
課　題	・文化財指定の歴史的建造物があり、老朽化・空き家化した歴史的建造物の減少は、他地区よりも少ない。 ・都市計画道路で東海道が分断され、踏切に近く、信号がない。 ・東海道が国道 1 号の渋滞回避のため通過交通が多い。（一方通行は部分的となっている。）
アイデア	**『東海道の町並みと絞りを楽しむ界隈』** 目標例：全国町並み保存連盟がここで生まれた先駆性を継承し、“町並み保存・活用の全国モデル”となるまちづくりをめざす。 主体例：街道筋の町衆が寄り合い、町並みの保存・活用の取組を今まで以上に発展させる。（伝建地区指定等） 取組例・国際的文化交流を更に発展、有松の発信力を強化する。 ・伝統産業（絞り）、文化（山車・祭）を活用し、街を見る・楽しむ・学ぶ環境を整え、有松の魅力を発信する。 ・東海道の空き家などを、まちなみ案内所、クラフトショップ、アートスペースなどとして活用を推進する。 ・東海道ネットワーク～歴史みちづくり～を推進する。 ・東海道の交通対策、安全な歩行者空間の確保。 ・有松、鳴海、桶狭間を結ぶ観光まちづくりを推進する。



有松の町並み



山車・祭

界隈 13	那古野（なごの）
現　況	・堀川端、清洲越以来の商人町・四間道は、土蔵群と町家が残り、名古屋市の「町並み保存地区」（四間道）に指定されている。 ・戦災の被害が少なかった。（戦災復興区画整理区域外） ・四間道の西側に寺、町家、長屋等の歴史的建造物が多く、屋根神様がみられ、歴史的建造物を活用した店舗が増えている。 ・市民や歴史愛好家の勉強会、案内設置などが取り組まれている。 ・アーケードのある円頓寺商店街で活性化の活動が進んでいる。 ・未着手の都市計画道路（深井岩井橋線）は計画廃止予定。
伝統的建造物	・町並み保存地区以外と比べて歴史的建造物がよく残っている。 指定当時 34 件→調査時（平成 22 年）23 件（残存率 68%）
課　題	・町並み保存地区にある歴史的建造物の保存・活用が課題。 ・まちの成りたちに由来する堀川との関連が今は見られない。 ・町並み保存地区以外でも歴史的建造物が残されているが、近年減少しつつあり、駐車場や高層マンションが増加している。
アイデア	**『清洲越しの町並みと城下町の町民文化に親しむ界隈』** 目標例：城下町創設期を象徴する歴史を活かし“那古野・城下町文化再生”のまちづくりをめざす。 主体例：多様なまちづくり活動団体などが寄り合い、地域によるまちづくり、ルールづくりに取り組む。（まちづくり憲章、地区計画、景観地区、高度地区、景観協定、町並み保存条例化、伝建地区など） 取組例・地元まちづくり団体による空き店舗・住宅の活用を促進。 ・堀川と一体のまちづくり。（水辺空間をまちに組み込む） ・“城下町町人祭”で、地域の元気を発信する。 ・大船町筋、四間道の交通対策、安全な歩行者空間の確保。 ・名古屋駅と名古屋城を結ぶ立地を活かし、観光まちづくりを推進する。



那古野の町並み



屋根神様

界隈 14	白壁（しらかべ）・主税（ちから）・橦木（しゅもく）
現　況	・元来は城下東の中級武士屋敷町。明治以降、起業家が多く移り住み、閑静でモダンな住宅地を形成。名古屋市の「町並み保存地区」に指定され、電線類の地中化が行われている ・近代和風・洋風建築と屋敷の豊かな緑が残る。（一部建物は市指定文化財、都市景観重要建築物等、景観重要建造物に指定。） ・マンションの高さ規制運動をきっかけに、都市景観形成地区の指定に向け、地域住民とまちのルールづくりをすすめている。 ・「文化のみち」のエリアとして歴史的建造物保存・活用をすすめている。（文化のみち二葉館、文化のみち橦木館、旧豊田佐助邸、旧春田鉄次郎邸など） ・歴史的建造物を活用した飲食店、所有者による公開施設がある。
伝統的建造物	・町並み保存地区以外と比べて歴史的建造物がよく残っている。 指定当時 28 件→調査時（平成 22 年）22 件（残存率 79%）
課　題	・マンション化など、歴史的建造物の減少が危惧される。 ・都心に近い住宅地としてのステータスの高さ、敷地規模の大きさから、以前からマンション開発圧力が高い。
アイデア	**『閑静でおしゃれなハイカラ住文化に親しむ界隈』** 目標例：名古屋の近代ロマンの気風を先駆した質の高い“ハイカラ住文化のあるまちづくり”をめざす。 主体例：所有者、町内、住民、行政、学校などが寄り合い、良質な住環境を守るまちづくり協定やルールをつくる。 取組例・質の高い近代和風・洋風建築を活かし、公開施設、文化施設、店舗や来街者サービスなどの活用をすすめる。 ・宅地割、見越しの緑を活かし、武家の暮らしを伝える。 ・陶磁器輸出の発展を学ぶ学習のまちづくりをすすめる。 ・「文化のみち」関連施設でのイベントを開催する。 ・区役所、学校等と連携した歴史を学ぶ活動をすすめる。



白壁・主税・橦木の町並み



文化のみち橦木館

界隈 15	中小田井（なかおたい）
現　況	・岩倉街道沿いに商家の建ち並ぶ町並みが残り、名古屋市の「町並み保存地区」に指定されている。 ・旧小田井村の地区内には、神社、寺院が多く残り、緑が豊か。 ・街道沿いの町並みの周囲には、旧農家住宅が点在するなど、農村集落の趣を残し、水との戦いを物語る水屋が残されている。 ・岩倉街道沿いの旧商家の建物が建て替えにあたり、地区内の寺院の中に移築されている。 ・庄内川の堤防周辺に、ほこらが点在する。
伝統的建造物	・町並み保存地区以外と比べて歴史的建造物がよく残っている。 指定当時 18 件→調査時（平成 22 年）12 件（残存率 67%）
課　題	・建替えやマンション化により、滅失した歴史的建造物があり、歴史的建造物が減少しつつある。
アイデア	**『街道の町並みなどを懐かしむ界隈』** 目標例：岩倉街道の町並みと歴史を伝える“岩倉街道賑わい再生”のまちづくりをめざす。 主体例：街道筋の関係者、社寺、町内会などが寄り合い、地域の歴史を活かしたまちづくりを話し合う。 取組例・岩倉街道や集落の町並みを親しむ道路環境を整備する。 ・岩倉街道沿い（町並み保存地区）と周辺の旧農村的雰囲気を持つまち巡りの開催し、案内を提供する。 ・四季折々に灯ろう、提灯などを並べ、街道を演出する。 ・寺院の催事と連携し、往事の岩倉街道の賑わいを再生。 ・移築された旧商家の公開し、活用する。 （音楽会や講演会、展示・ギャラリー会場など） ・岩倉街道沿いの近隣市町村、地下鉄や鉄道会社と連携した街道ウォーキングを開催する。



中小田井の町並み



移築された旧商家

(2) 課題整理

(1)ケーススタディを通して得られた課題を以下にまとめる。

ア 歴史的界隈における身近な歴史的建造物の減少

・文化財に指定された歴史的建造物が残る一方で、老朽化・空き家化した歴史的建造物など、徐々に減少する傾向が見られる。

・駐車場が増加、マンション化などにより歴史的建造物が減少しつつある。

・町並み保存地区に指定された4地区においても歴史的建造物は減少しているが、町並み保存地区以外と比べると多く残っている。

・滅失の危機にある歴史的建造物に関する情報を早い段階に入手し、対応することが必要である。

イ 地域の成り立ちを伝える事物の伝承

・元々のまちの成りたちに由来する川などとの関連が現状では見られない。

・旧来の町名や界隈を特徴づける事物が失われてしまった。

ウ 歴史的資産を見て歩く環境の整備・充実

・道路により往来が分断され、通過交通が多く、安全に歩けない。

エ 地域のまちづくり団体の活用・育成

・地域によるまちづくり活動、兆しが見られるが、資金面、ノウハウの蓄積などが必要と考えられる。

オ 住環境上の課題への対応や未着手都市計画道路との調整

・木造住宅密集地、道路が狭い地区の防災性の向上。

・都市計画道路の事業化にともない歴史的建造物が失われる可能性がある。

(3) 今後の対応方向と具体的な取り組み例

ケーススタディ地区の魅力を活かした歴史まちづくりに向け、今後の対応方向と具体的な取り組みの例を検討した。

ア 歴史的界隈における歴史まちづくり機運の醸成等

・歴史的界隈に関するイベント、ワークショップ等の開催。
・歴史まちづくりに関する勉強会の開催や先進地視察。

イ 界隈の魅力を内外に伝える情報発信や訪問者へのおもてなしの充実

・ＰＲマップやＰＲ誌、ホームページ、プロモーションなどによる情報発信。
・歩行回遊ルートの位置づけ、まちの案内情報の充実や道路環境の改善。

ウ 地域によるまちづくり活動の活性化

・地域のまちづくり団体、自治会、町内会、商店街など地域に関わる各種団体の連携強化。
・活動拠点の確保や活動資金の調達。

エ 歴史まちづくりの方向づけ

・地元、行政共通の歴史まちづくりの方向を協議する組織、場づくり。

オ 歴史的建造物をはじめとする地域の歴史的資産の保存・活用等

・歴史的建造物の一般公開や店舗、コミュニティ施設、案内施設等としての活用。
・歴史的なたたずまい継承のためのまちづくり協定などのルールづくり。
・祭り、保存会の活性化や歴史的環境を活かした新たなイベントづくり。(アートなど)
・伝統産業や地場産品などの資産を活かしたイベントや商品開発。
・旧町名、高札場、川との関わりなど失われた歴史を伝える事物の復活。
・保存・活用に必要となる資金の調達。

カ　開発圧力への対応

・無秩序なマンション化に対するまちづくり協定など地元ルールづくり。

・地域住民の合意や提案に基づく都市計画手法による開発のコントロール。

キ　未着手都市計画道路等への対応

・未着手都市計画道路についての再検討。

・防災性の向上と古いものを残すことのバランスについて地域の意向に基づくまちづくり。

ク　多様な団体や地域とのネットワークづくり

・区役所、学校、建築団体、鉄道会社、旅行代理店等様々な団体とのネットワークづくり。

・街道、川、ゆかりの地、文化などによってつながる他地域とのネットワークづくり。

コラム「歴史的界隈におけるワークショップの事例」

平成 22 年度は、笠寺地区において名古屋都市センターと区役所共催の「地域の“まちづくりびと”養成講座」が開催されました。その一環で、まちあるきやまちづくりに向けたワークショップが行われました。



シャッターペイントの活動に出会う



神社でインタビュー



まちあるきの結果をまとめる

4　地域において歴史まちづくりを推進するための手法

歴史的建造物、歴史的界隈のケーススタディを通して、地域において歴史まちづくりを推進する手法を検討する。

(1)　歴史的建造物の保存・活用にあたっての情報収集・管理

・歴史的建造物の解体寸前に市へ情報が入るのではなく、事前に情報を察知することが重要であるように、歴史的建造物の保存・活用にあたっては常日頃の情報管理が大切である。情報が入りやすい仕組みを整えるとともに、情報が入るのをまっているだけではなく、積極的な情報入手が必要と思われる。

(2)　歴史的建造物所有者の意識啓発

・保存・活用にあたっては所有者の意向が大きく関わってくる。歴史的建造物の保存・活用を推進するにあたって、所有者の意識啓発が必要と考えられる。

(3)　地域のまちづくり団体主体によるまちづくりの推進

・ケーススタディ地区では、まちづくり団体が活動しているところが多く、活動の成果は様々であるが今後の歴史的界隈の形成に向けて、地域のまちづくり団体が主体的に関わってゆくことが不可欠である。
・歴史まちづくりを推進するにあたって地域住民の意識啓発とともにまちづくりの主体としての役割が期待される地域のまちづくり団体への支援が考えられる。

(4)　保存・活用に関わる原資の確保

・歴史的建造物の維持や活用のための改築など、様々な場面で資金が必要となってくることが予想される。
・保存にあたっての補助や活用にあたって資金回収を前提とした融資など、歴史的建造物の保存・活用のための原資の確保が必要と考えられる。

・ケーススタディ地区の中では募金により歴史的建造物の保存活用のための財源の一部にあてられた事例があった。

(5) 既存制度（都市計画的手法等）を活用したまちづくり

・立地条件の良いケーススタディ地区などでは、マンション開発などの開発圧力も高く、マンション化による歴史的な界隈性が失われつつある事例もみられた。また老朽化によって歴史的建造物が滅失し、界隈性と無関係な意匠の建物に建て変わる事例も多くみられた。

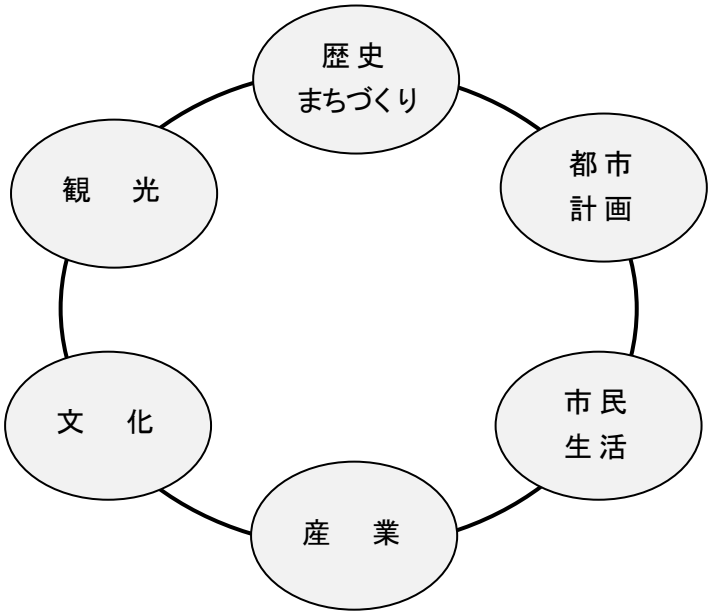
・地域住民の発意により、自らがまちづくりの計画検討を行い、まちづくりを実施する。その際、既存の都市計画手法（地区計画、景観地区、高度地区、景観協定等々）を活用することができる。

(6) 横断的な取り組み

・行政にあっては、「歴史的界隈」を位置づけ、市民や地域の保存・活用を支援する制度、都市計画による規制・誘導策、都市整備や産業・経済施策の総合調整等、行政を横断する取り組みが必要と考えられる。

・観光、文化などの視点から、部局横断的な取り組み、制度が必要と考えられる。

横断的な取り組みの概念図



コラム「各分野の方々の声」

本調査研究では、歴史的建造物などの歴史的資産を活用したまちづくりに関するセミナーやヒアリングを行い、各分野の立場からの声を頂いたので、ここに感謝の意を表するとともに、その声を紹介します。（敬称略）



宗田好史
（京都府立大学人間環境学部准教授）
名古屋は文化的な蓄積がある。残す努力をすると価値が上がる。
これからは「美しい名古屋」をめざすとよい。
歴史的建造物は群になると価値が出る。
活用を進めるためには都市経済の変化に対応すべきである。



瀬口哲夫
（名古屋市立大学大学院芸術工学部教授）
生活そのものが歴史であり文化である。
これからは「歴史・文化都市名古屋」をめざすとよい。
歴史的建造物は地域にとって文化的な共有資産である。
壊さず使い続ける意識を持つことが大切である。



後藤　治
（工学院大学建築都市デザイン学科教授）
保存活用と防災性向上は別々ではなく併せて考えるべきである。
地域活動のきっかけは様々だが、繰返すことで輪が広がる。
大工等職人の多いことは被災後の立直りの早さにつながる。
結局は、しっかり維持し使い続けることは町を強くする。



光井　渉
（東京芸術大学美術学部准教授）
何かが残っているということがその地域にとっての魅力になる。
商業団体がまちづくりをリードしている事例もある。
多くの歴史的建造物を登録できることを期待している。
多くの身近な歴史的界隈を公表することは大きなきっかけになる。

第４章　歴史的界隈における歴史まちづくりの展開に向けたワークショップ

第４章　歴史的界隈における歴史まちづくりの展開に向けたワークショップ

第４章では、歴史的界隈において歴史まちづくりの展開に向けて行ったワークショップについて考察した。

１　ワークショップ対象地区の概要

今回は、既に商店街などにより様々な形でまちづくり活動が行われている「那古野」と、町内会活動は活発だがまちづくり活動は兆しの段階にある「橘町」の２地区をモデル的に選んだ。

～ワークショップの目的～

那古野:「魅力の再発見」と「魅力の認知」と新たなまちづくり活動を期待。
橘　町:潜在的魅力を持つ地域でまちづくり活動を通し、その魅力を顕在化。

歴史的界隈の現況調査の中で各界隈の魅力探しをしたが、住民はその魅力に気づかないことが多い。このため、那古野では「まちあるき」、橘町では「魅力を語る会」でまちの魅力を住民自身が再認識することを目的としたワークショップを行った。

(1)　那古野

・四間道地区は、蔵や町家、屋根神様などをはじめとする歴史的建造物が残り、昭和 61 年（1986 年）から名古屋市の「町並み保存地区」に指定されているが、歴史的建造物が壊されていく現状がある。
・戦災による被害が少なかった地区で「町並み保存地区」外にも身近な歴史的建造物が数多く残っている。
・町並み保存地区の中には、県指定文化財の江戸期の建物がある。
・商店街を中心にまちづくり活動が活発に実施されている。
・名古屋駅や国際センター駅に近く、歴史的建造物を活用した飲食店が増えている。

那古野まちづくり団体一覧（那古野に関わるまちづくり団体）

・ポゥ（縁側妄想会議編集室）
　～平成 17 年（2005 年）から年２回下町情報誌（フリーペーパー）を発行～
・那古野下町衆（なごやしたまちしゅう）
　～商店街の二代目を中心としたまちづくり団体～
・ナゴノダナバンク（那古野下町衆の中の１グループ）平成 21 年（2009 年）結成　～空き店舗を大屋とテナントとの間に入って仲介～
・那古野一丁目まちづくり研究会　平成 16 年（2004 年）結成
　～史跡表札づくり、郷土史研究～
・「ものづくり文化の道」推進協議会
　～プラットフォーム機能～
・美濃路まちづくり推進協議会
　～愛知県建築士会名古屋西支部中心～
・堀川文化を考える会
・商店街（円頓寺商店街振興組合、円頓寺本町商店街振興組合、西円頓寺発展会）
・町内会など



四間道の長屋


四間道ギャラリー
（報告会会場）

(2)　橘町

・江戸時代以前の社寺や清須越しの寺が残る（南の寺町）。

・昭和 12 年、防空指定都市になり市街地整理が行われた際に、本町通沿いに各戸に防火壁を持ち 2 階に出格子を持つ黒漆喰塗籠造の商家が特色の町並みがつくられた。

・明治以降の仏壇・仏具商が残る戦前の面影を残す問屋街である。

・仏壇・仏具関連の職人の長屋が残る。

・歴史的建造物の老朽化、空家化が見られる。

橘町まちづくり団体一覧（橘町に関わるまちづくり団体）

・財団法人名古屋瑞龍工芸技術保存振興会
・町内会、女性会、老人会、子ども会など



黒漆喰塗籠造の商家



宗覚寺山門
（意見交換会会場）



都市景観重要建築物



活用事例

2　ワークショップの実施概要

(1)　那古野

目　的	・那古野のまちの魅力を発見する。 ・今後のまちづくり活動のためのヒントを集める。
タイトル	「那古野まちの魅力発見ワークショップ」
実施日時	・平成 22 年 11 月 27 日（土）28 日（日）9:00～17:00
対象エリア	名古屋市西区那古野一丁目 （エリアの決め方） ・始めは、那古野一丁目全体だったが、南側は、中村区に入るため、区境は除いた。 ・２日で詳細にまちを見て歩ける範囲ということから、北側の範囲を狭め、円頓寺商店街から１ブロック北までを範囲に入れた。 
会　場	那古野コミュニティーセンター
参加者	大学関係、地元住民、地元まちづくり団体、建築士会、区役所、名古屋都市センター、事務局　　計 44 名
方　法	４チームに分かれ、那古野のまちの魅力を発見する
協　力	名古屋大学西澤研究室、名古屋工業大学是澤研究室
タイムテーブル	（タイムテーブルの組み立て方） ・地元住民など、ワークショップに慣れていない方々が集まっていたので、冒頭で「まちの魅力」とは何かということやまちあるきのポイントの説明、他地区での事例紹介をした。 ・１日目の中間発表と２日目の中間発表は、ワークショップ参加者以外の地元住民の方にも気軽に見に来てもらえるように案内を出した。

	1日目　11月27日（土） 9：00　9：30　10：30　12：00　13：00　15：30　16：30　17：00 集合 / 説明 / まち歩き / 昼休み / まち歩き / まとめ / 中間発表 2日目　11月28日（日） 9：00　9：30　12：00　13：00　15：00　16：30　17：00 集合 / （1日目の補足の）まち歩き / 昼休み / 発表に向けてまとめ / 発表 / 片づけ
経　緯	○ワークショップ企画本格化、西区役所打ち合わせ（平成22年7月～8月末） ○委員長会議で那古野、幅下学区委員長へ企画を連絡（9月7日） ○那古野のまちづくり活動の実態ヒアリング　（9月13日） ○西区役所打ち合わせ ・まちづくり団体へ西区役所からワークショップ実施について連絡（10月上旬） ○那古野・幅下学区委員長へワークショップ実施について説明（10月21日） ○幅下町内会長（3町内）へワークショップ実施について説明（10月下旬） ○那古野まちづくり団体ヒアリング（4団体）　（11月中旬） ○那古野まちの魅力発見ワークショップ　（11月27､28日） ○参加者へワークショップの様子をまとめたものを配布（12月中旬） ○ワークショップ報告会　（平成23年2月27日） ・参加者：ワークショップ参加者、地元住民、その他計55名 ○ワークショップ展示会　（3月1日～3月5日） ・来場者：地元住民、その他を含め延べ180名



まちあるき（11月）



発　表（11月）



報告会（2月）

コラム「ワークショップの報告会・展示会（那古野）」

蔵を再生した四間道ギャラリーでワークショップの報告会･展示会を行いました。あわせて、若手音楽家による演奏を行いました。



会　　場



演奏の風景

ギャラリーの方々や演奏者など多くの方々にご協力いただきました。蔵の中での管弦楽は雰囲気も良く、大変好評でした。

コラム「まちづくり団体へのヒアリングを受けて出てきた課題」

ワークショップに先立ってまちづくり団体にヒアリングを行いました。協力していただいた方々への感謝の意を表するとともに、あげられた課題を紹介します。

- 歴史まちづくり活動の現状は商店街が中心であり、商店街以外の活動は少ない。
- 町並み保存地区外にも歴史的建造物が残り、規制と支援策が必要と考えられる。
- 町並み保存地区内でも建物が壊れる状況がある。
- 四間道や大船町筋などの通過交通が問題である。

(2)　橘町

協　力	名古屋学院大学古池研究室、岐阜高専鶴田研究室
経　緯	・区政委員長（町内会長）と打ち合わせの結果、町内会との意見交換会として話が発展　（平成 22 年 8 月 11 日） ○地元意見交換会の実施　（8 月 24 日） ・町内会（16 名）と意見交換 ・地元の方々よりまちの歴史や町内会での取り組み説明。今後も意見交換を続けていくことを確認 ○地元キーパーソンとの意見交換　（11 月 11 日） ・キーパーソンと今後の進め方など打合せ ・学識、学生とのディスカッションの実施について了解 ○地元と学識、学生とのディスカッションの実施 （12 月 13 日） ・外の目と内の目との意見交換 ・学識、学生からまち歩きを踏まえた報告 ・建物の特徴、仏壇・仏具の職人の息遣いが感じられるなど、まちの特徴についての感想 ・今後の方向性に対する感想・意見 界隈の流動性の向上 職人の創造性を活かしたまちづくり 本町筋のネットワークの中での位置づけの明確化など ○地元キーパーソンとの意見交換　（平成 23 年 2 月 16 日） ・まちづくり団体の立ち上げ検討

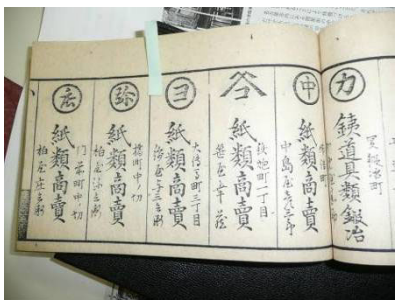
地元の方に紹介いただいたお宝写真



萬大寶得帳
（おひまち会の記録）



森高雅　名古屋絵
西本願寺



明治のガイドブック

(3) からほり倶楽部との意見交換会

実施日時	平成 23 年 2 月 8 日
場　所	名古屋都市センター
参加者	からほり倶楽部、那古野、橘町の関係者、事務局
内　容	・意見交換を通し、那古野、橘町の関係者から、まちづくりのヒントを得ることができたという意見が出た。 **意見等** ・からほりでは、人が集まるようになり、地元の人が自分の町の魅力を再発見した。 ・まちづくりには、仕掛け人の存在が必要と感じた。 ・すべてが経済的にまわらないと持続的な活動にはならない。 など。 
参　考	からほり倶楽部の概要 平成 13 年（2001 年）4 月 空堀商店街界隈長屋再生プロジェクト として発足 ＜活動内容＞ ・長屋すとっくばんく企業組合 ・からほりまちアート ・からほり絵図 ＜関連活動＞ ・直木三十五記念館の運営 

3　ワークショップの成果と今後の展開方向

(1)　那古野

ア　ワークショップの成果

・地元住民からは、ワークショップを通して普段は気付かなかった新たな発見があったという意見があった。
・学生からは、那古野はコミュニティが成立していて、とてもいいまちだったという意見が出た。
・今後の取り組みとして、ワークショップで見つけた那古野の魅力をワークショップに参加していない住民や一般市民に伝えていきたいという意見が出た。
・ワークショップを通して、参加者が那古野の魅力を体感するいい機会になった。
・２月に行ったワークショップの報告会、展示会を通して、参加者以外の住民や地区外の住民にも那古野の魅力を伝える機会を設けることができた。
・まちの魅力発見ワークショップの手法が、自分たちのまちの良さを改めて認識する手法として一定の成果があったと考えられる。

イ　今後の展開方向

今回のワークショップ及びヒアリング（参照：72 頁コラム「まちづくり団体へのヒアリングを受けて出てきた課題」)を受けて考えられる今後の展開方向を以下に挙げる。

・住民を含めたまちづくりの活動を展開する必要があると考えられる。
・今後の町並み保存のあり方について、地元住民の意見を踏まえつつ検討する。
・町並み保存地区の歴史的建造物については、残していくためにどういう方法があるのか、地元と共に協議していく。(地域資産として、地元で運営していくことなども検討。)
・地元住民による、まちのルールづくり。

(2) 橘町

ア 意見交換を経た成果等

・町内会において二代藩主光友の命日（10 月 16 日）の一月後には法要や宝物展を行うなど、光友公の命名による“橘町”への地元の愛着や誇りが感じられる。

・本町筋の東西の両町内会（実質一つの町内会とのこと）において、前述の取り組みをはじめ、女性会や子ども会などによる各種取り組みが経年的に実施され、地域のつながりが感じられる。

・黒漆喰塗籠造の商家や社寺をはじめとする建造物などの目に見える歴史的資産だけではなく、仏壇・仏具関連の生業や技術の集積がみられ、ハードとソフト両面での歴史性がみられる。

・まちの特徴である黒漆喰の建造物など歴史的資産の減少への危惧や歴史の継承などについて問題意識を感じている。

・仏壇、仏具にかかわる職人の技をまちづくりに生かせないか（トリエンナーレを視野に)､橘町の町名を復活できないか､大木戸の復活ができないか、提灯灯しの復活ができないか、などの意見があった。

※学生から、まちの良いところだけでなく悪いところ（室外機や自販機・ゴミ箱が美観を損ねているなど）について地元の方々の前で発言があったことが印象的だった。

イ 今後の展開方向

・地域の人達がまちの歴史を再認識し、貴重な歴史的資産を活かしていくまちづくりに取り組む。

・そのため、町内会や女性会、老人会、子ども会などの地元組織と財団法人名古屋瑞龍工芸技術保存振興会が中心となって歴史まちづくりを推進する組織をつくる。

・できることから先ずは活動を始めることが大切であり、提灯灯し、町名の復活や大木戸の復元などを企画する。

・将来的には仏壇、仏具にかかわる職人の技をまちづくりに生かしていく。

・漆や木工などの伝統技能とアートとの融合によって新たな可能性を探る。

可能であれば、トリエンナーレへの参加をめざす。

・黒漆喰塗籠造の商家などを活かした地域の修景などのガイドラインをつくる。

(3) まとめ

今回は、那古野と橘町の２つの地区でワークショップを実施したが、それぞれの地区でそれぞれの状況があり、まちづくり活動を進めていく内容やスピードも状況に応じたものが必要であることが明確になった。

歴史的建造物の保存・活用や歴史まちづくりを促進するためには、歴史的資産を再発見・認知し、その魅力を大切にしようとする地域の人々の意識醸成が不可欠であり、今回のような活動が有用であるため、他の歴史的界隈においても効果的な実践が可能となるよう更なる手法の検討が必要である。

今回はワークショップの進め方の試験的実践として市側から働きかけたものであるが、このような活動は、地域からの自発的な取り組みとして実施されることが必要と考えられる。

那古野では、今回はイベント的に地元住民と学生などを交えたまちの魅力発見を行ったが、この結果を受けて今後も継続的に地元住民と共にまちづくりを進めていくことが必要である。橘町においても、町内会の枠を超えたまちづくりとしては話合いがはじまったばかりであり、地域の自発的かつ継続的な活動を促すことが必要である。

今回は、試験的に短期間で地区に入り、ワークショップを開催したが、まちづくりは、人と人との信頼関係が大切なため、今後時間をかけて地元住民と共にまちづくりを進めていくことが必要である。

コラム「からほり倶楽部からのヒント」

民間のまちづくり団体として活発に活動するからほり倶楽部からは、ヒアリングや意見交換会を通して歴史まちづくりに関する多くのヒントを得ることができました。ここにそのいくつかを紹介します。

・まちの人が主人公。自分たちでまちの行く末を決めて行ってもらうのが最終的な目的。
・からほりの住民はまちの良さになかなか気づかなかった。
・よそものである我々の活動により、住民の意識が少しずつ変わり、今では自分たちの町に誇りを持つようになってきた。
・全部が経済的にまわらないと持続的にならない。
・ボランティアでは意思が途絶えた時に事業はなくなる。
・当初から役所の力を借りない方針で始めている。自立しないといけない。
・目的の為だけに進むのが一番面白い活動だと思っている。自分が社会参加したという満足感を得られるような活動になればと思っている。

第５章　歴史まちづくりの展開方向

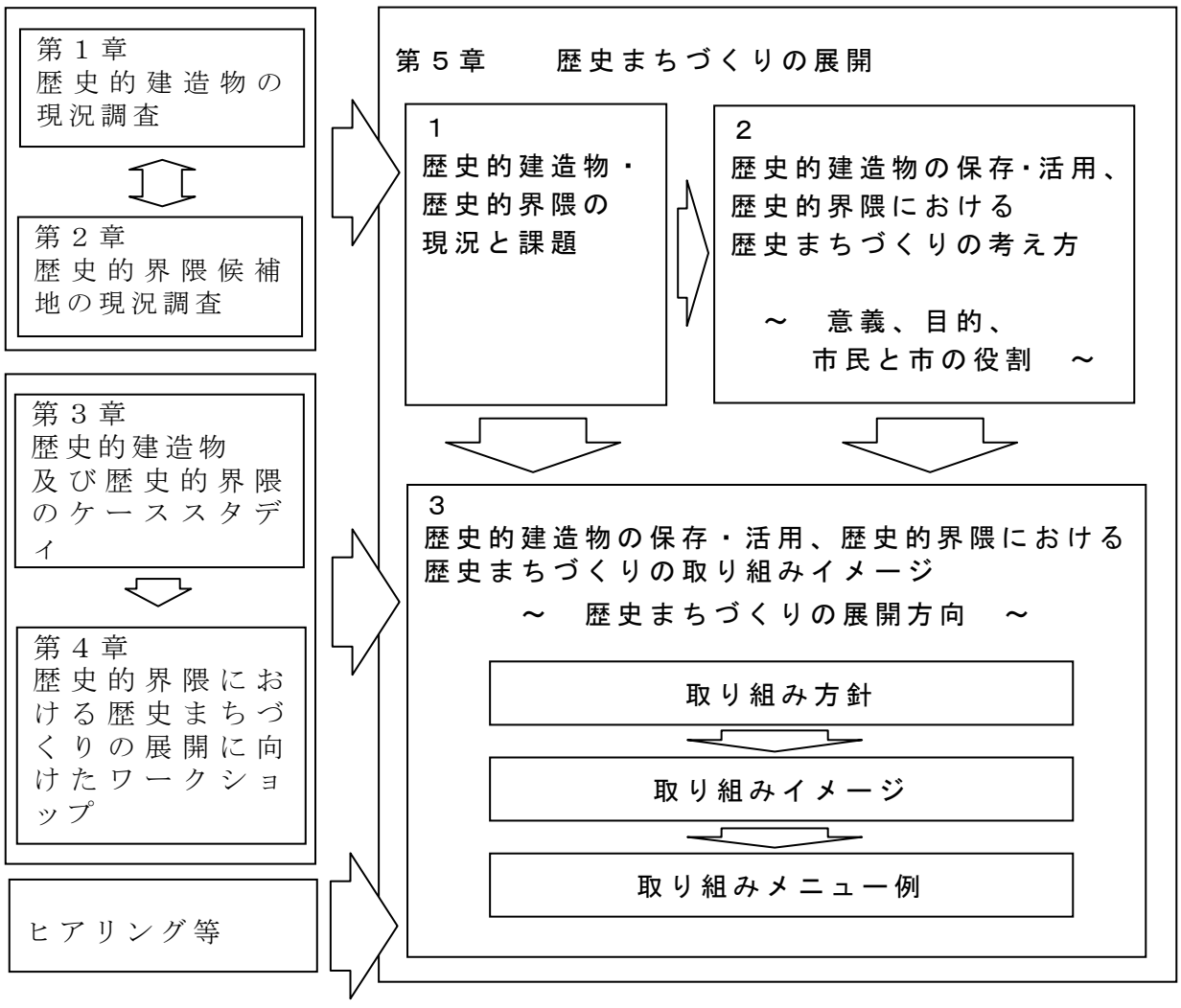
第５章　歴史まちづくりの展開方向

本章では、１で今回調査の第１章、第２章をもとに名古屋市における「歴史的建造物・歴史的界隈の現況と課題」を概括する。

２では、「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史的まちづくりの考え方」として、その《意義、目的、市民と市の役割》をあげる。

３では、本章１、２及び３章、４章並びにヒアリング等を踏まえ、本章の主題「歴史まちづくりの展開方向」を示す「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの取り組みイメージ」として、はじめに「取り組み方針」を提示し、次いで「取り組みイメージ」を示し、最後に個別の取り組みメニューを例示した。

第５章の構成



１　歴史的建造物・歴史的界隈の現況と課題

ここでは、第１章歴史的建造物、第２章歴史的界隈を概括した「歴史的建造物・歴史的界隈の現況」として《その概況と動向》を述べ、これを踏まえた「保存・活用の課題」を《歴史的建造物・界隈に関するコンセンサスの形成と保存・活用を支える仕組みづくり》について挙げている。

(1)　歴史的建造物・歴史的界隈の現況

ア　歴史的建造物・歴史的界隈の概況

(ｱ)　調査結果に見る歴史的建造物・歴史的界隈

・今回調査で約 1,500 件の歴史的建造物が把握され、130 を超える歴史的界隈が把握された。今回調査範囲から想定すると、歴史的界隈にある歴史的建造物は１万件程度があるものと推定される。

(ｲ)　歴史的建造物と歴史的界隈の重なり

・今回調査における新規の歴史的建造物の把握は、歴史的界隈の調査結果によるものが多く、主として集落、街道・古道筋、町並み保存地区、城下の寺町付近などに見られる。

・中でも界隈候補地については農村集落が圧倒的に多く、中世以前から形成された千年以上続く尾張の荘園地帯の歴史を読み取ることが出来る。

(ｳ)　歴史的建造物の特徴

・既存資料による歴史的建造物の年代は、中世から現代（築後 50 年以上）まで見られるが、主に昭和が多く、江戸、明治、大正が均衡している。

・今回調査による建物用途は住宅系が最大で、次いで社寺、店舗・事務所、工場・倉庫の順になっており、歴史の身近さがここでも確認できる。

・建物構造は集落地や住宅系の多さを反映して、木造が圧倒的に多い。

・歴史的建造物・歴史的界隈の多くに共通して、社寺林、屋敷林、庭先などの緑が多いことが特徴として挙げられる。

イ　歴史的建造物・歴史的界隈の動向

(ｱ)　歴史的建造物の滅失傾向

・過去に把握された歴史的建造物の内、今回調査で滅失が判明したものは全体でおよそ 1/3 を数え、町並み保存地区や公共建築等の滅失 1/4 を除く民間住宅ではおよそ 1/2 弱が建て替え等により滅失している。

(ｲ)　歴史的建造物の機能・役割の変化

・所有者の代替わり、なりわいの変化、居住地や営業地の移転等により歴史的建造物の機能・役割が変化し、その結果、継続的維持保全が行われず、町並み保存地区でも、空き家、老朽化、滅失は否めない。

・街道筋や商業地では空き店舗が駐車場やマンションなどに替わり、農村集落では、賃貸住宅経営や宅地分譲などの更新が進んでいる。

(ｳ)　歴史的建造物の維持の困難さ

・歴史的建造物の維持は、現代の建築技術や材料、建築関連法・制度の変化の中で、所有者にとっては、保存・改修の費用負担など容易ではない。

(ｴ)　都市整備にともなう建て替え

・地区によっては街路整備や区画整理などの都市整備に伴って、歴史的建造物の取り壊しや建て替えが行われた例を見ることが出来る。

(ｵ)　地域のコミュニティや文化の変化

・歴史的建造物の滅失は景観の変化にとどまらず、地域の伝統産業やなりわいの喪失、祭の担い手やコミュニティの変化など、地域の魅力のもととなる地域の活力と固有の文化を維持していく危険信号を示している。

(ｶ)　歴史的建造物・歴史的界隈の情報不足

・歴史的建造物・歴史的界隈の魅力が市民の関心を得つつあるが、所有者自身や地域が、来訪者など他からの指摘があるまで、その価値に気づかない場合がある。

・歴史的建造物・歴史的界隈の保存・活用が地域の魅力を高め、活性化につながる事例など、歴史的建造物・歴史的界隈の情報を提供・発信し、その意義と目的を啓発していくことが必要と考えられる。

(2) 歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの課題

ア 地域のコンセンサス

・歴史的建造物等は個～法人の私的所有であっても、景観と同様に地域共有の公共的資産としての性格を持つと言うコンセンサスが必要である。

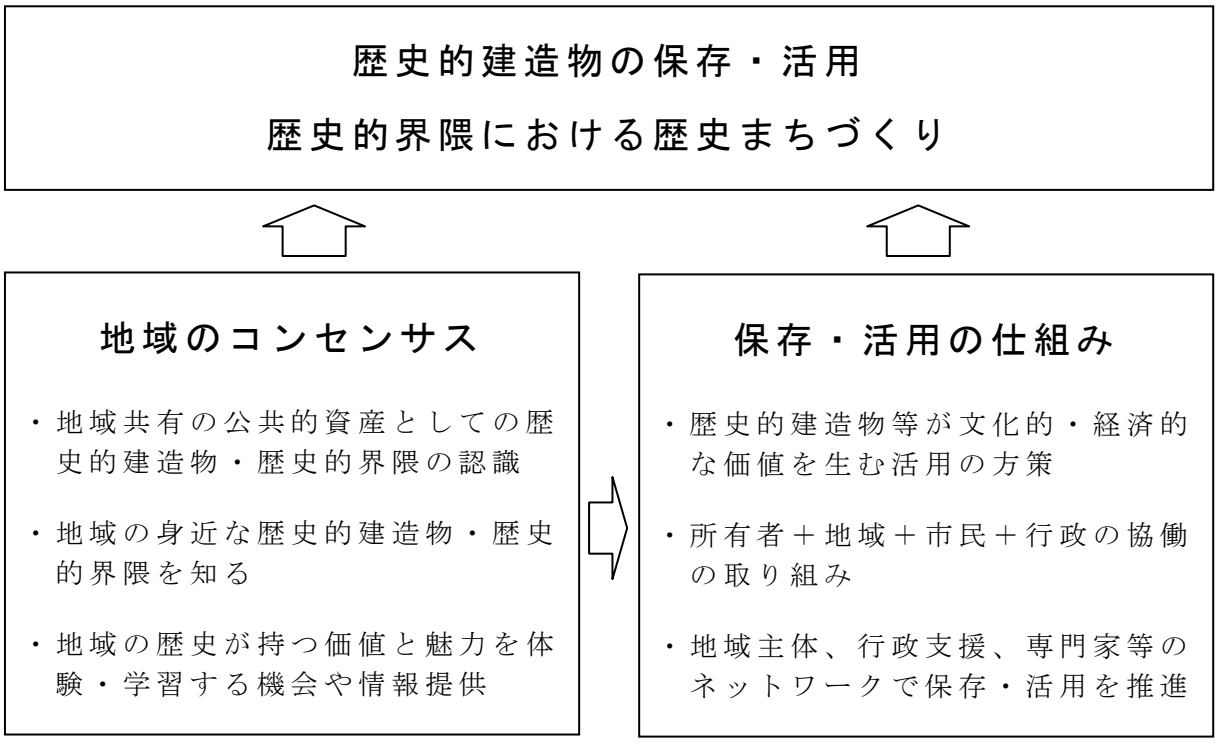
・コンセンサス形成のためには、歴史的建造物、歴史的界隈を知り、その価値と魅力を体験し､保存･活用の意義や目的を学習する機会が必要である。

イ 保存・活用の仕組み

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりのためには、保存だけでなく文化的、経済的な価値を生み出す活用の方策が必須である。

・歴史の保存・活用の実現には、所有者だけでなく、地域や市民、市ぐるみの協働で保存・活用を支える仕組みが必要である。

・協働の仕組みには、地域による主体形成、行政による制度やガイドラインなどの支援、保存技術や活用の仲介、資金活用のための支援機関などの専門家が参加する保存・活用推進のネットワークが必要である。



２　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの考え方

２では、歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりに不可欠な「地域のコンセンサス」を得るために、「歴史的建造物・歴史的界隈の意義」「歴史まちづくりの目的」「市民、市の役割」を整理する。

(1)　歴史的建造物・歴史的界隈の意義

ここでは「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの意義」として《地域の個性と魅力の顕在化、持続的な地域の環境保全、名古屋の魅力の向上》の視点から意義を記述する。

ア　地域の個性と魅力の顕在化

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりは、これらを通して地域固有の歴史を人々に物語るまちの魅力を顕在化すること、その建物等を活かしたなりわいが継続され、これと一体に歴史、町並み、祭などの文化が維持・継続されている価値＝地域の活力や元気さを今に伝えることである。
・その結果、そのまちの景観に深みと個性をもたらし、来訪者にとって地域の魅力がわかりやすく伝えられ、地域の人々にとっては、そのまちでの暮らし、営みを続けることの誇りにつながる。

イ　持続的な地域の環境保全

・名古屋の歴史的建造物や歴史的界隈地区では、古くから残された樹林と一体のところが多い。このことから歴史的資産を残す地区は、建物だけでなく、多様な生物が生息する緑（水）と不可分にある貴重な環境資産である。
・歴史的資産を活用することは、同時に地域の環境資産を残し、伝えることとであり、また、貴重な資産を持続的に長く使い続けることである。これはCOP10を開催した名古屋にとって地球環境時代のテーマとも一致する。

ウ　名古屋の魅力の向上

・名古屋にとっては、地域の歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりとこれらを活用する伝統・地域産業、祭や歳事など、地域に生きるなりわいと文化を伝えることが、名古屋の多様な魅力を示すこととなる。

・観光が従来の観光地型観光からエコ・ツーリズムに広がることのように、歴史的建造物・歴史的界隈は、都市の営みや暮らしの文化を巡る「まち中観光」に対応して、名古屋の魅力を内外に発信する役割を担う。

・歴史的建造物・歴史的界隈と地域の文化や産業を一体的に振興する総合的なまちづくりの展開がその効果を一層明瞭にする。

(2)　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの目的

ここでは「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの目的」として《地域の価値観と誇りの高揚、地域の歴史を活かすまちづくり》を掲げる。

ア　地域の価値観と誇りの高揚

・本調査と関連する「名古屋市歴史まちづくり戦略（案)」では、戦略の目標として「～人・まち・歴史をつなぎ、絵となり物語となり、時とともに熟成する～『語りたくなるまち名古屋』の実現 ～身近に歴史が感じられ、もっとまちが好きになる～」ということを掲げている。

・このことを踏まえ、身近な歴史的建造物の保存・活用、身近な歴史的界隈における歴史まちづくりは、地域で暮らし、営みを行う人々の価値観と誇りの高揚に資することを目的とする。

イ　地域の歴史を活かすまちづくり

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりは、「まち中観光」振興をはじめ、産業活動や人々の地域活動によるまちの活力を高めることなど、次世代に向けた名古屋オリジナルのまちづくりにつなげることを目的とする。

(3)　保存・活用に向けた市民、市の役割

ここでは「保存・活用に向けた市民、市の役割」として《市民と市の協働、市民の役割、市の役割》を挙げる。

ア　市民と市の協働

・地域共有の公共的資産としての性格を持つ歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりは、従来の行政主導型ではなく、市民の主体と参加の原則に基づく市民と市をはじめとする様々な主体の協働によることが必要と考えられる。

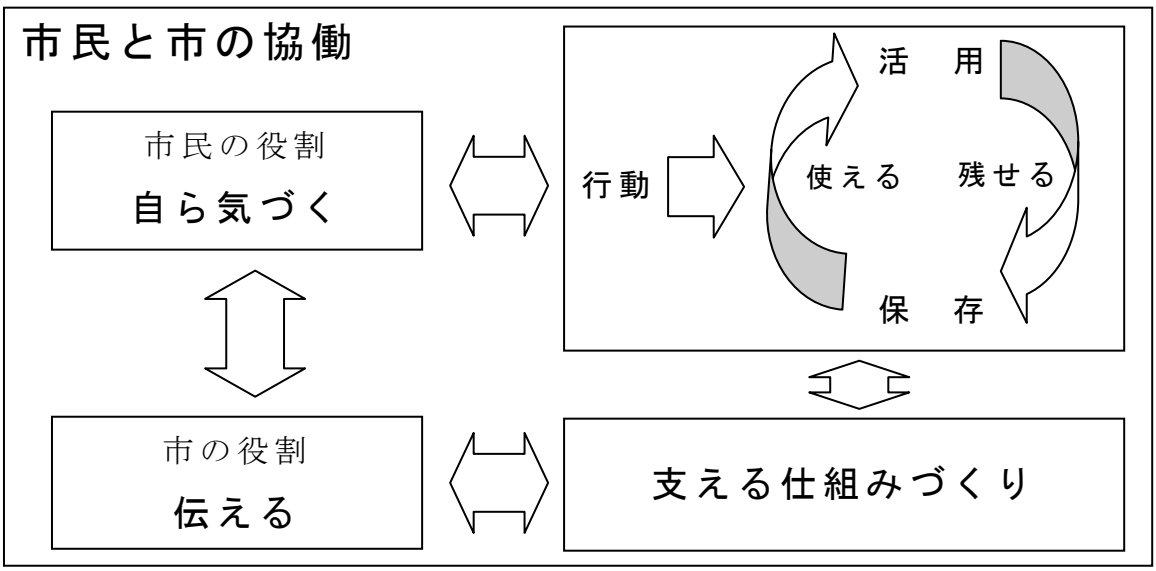
・「名古屋市歴史まちづくり戦略（案）」においても、協働理念として「歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ」を掲げている。

イ　市民の役割

・協働のまちづくりにおける市民の役割は、地域力で地域の歴史を保存・活用し、まちの魅力と誇りを高める主体として、歴史の保存・活用の実践とそのための組織づくりを始め、活動を中心的に推進する役割を担う。

ウ　市の役割

・名古屋市の役割は、地域のまちづくりを尊重し、これを支援する適切な制度の用意、相談・助言、助成、情報交換、公共事業の調整や実施でまちづくりを支える役割を担う。

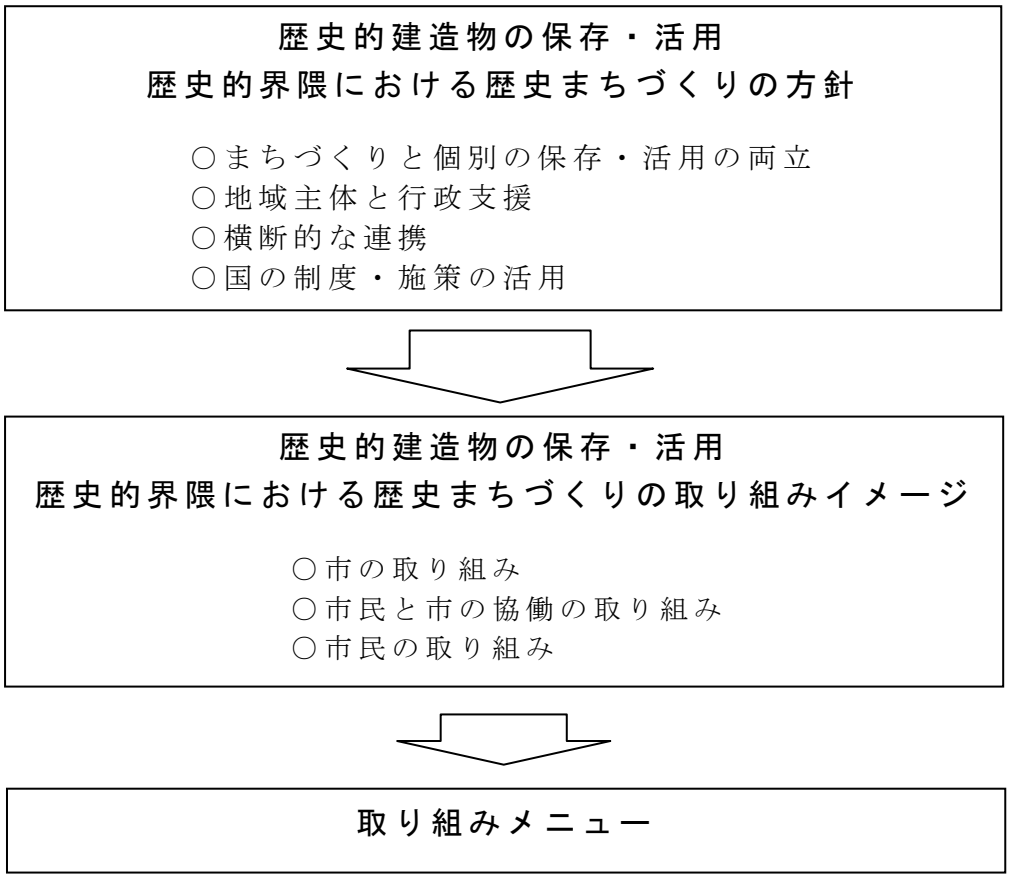


３　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの取り組みイメージ

ここでは、本章１、２と第３章、第４章及びヒアリング等を受けて今後の取り組みイメージを提示する。

このため、冒頭に「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの方針」として《まちづくりと個別の保存・活用の両立、地域主体と行政支援、横断的な連携、国の制度・施策の活用》の４項目を挙げた。

「歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの取り組みイメージ」としては市民と市の協働の視点から《市の取り組み→市民と市の協働の取り組み→市民の取り組み》の立場別にイメージを示し、最後に取り組みメニューを例示している。



(1)　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史的まちづくりの方針

ア　まちづくりと個別の保存・活用の両立

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりは、一体的、継続的に取り組むことが重要である。
・緊急性の高い保存・活用案件は、まちづくりの有無に関わらず、突発的に顕在化する可能性が高い。
・このため、歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりは一体的、継続的な取り組みを基本としつつ、突発的な個別の保存・活用案件への対応とを両立させる必要がある。

イ　地域主体と行政支援

・地域の個性や魅力を高めるための身近な歴史的建造物や歴史的界隈を活かした歴史まちづくりは、地域主体の取り組みを基本とし、これを行政が尊重して支援する協働型の展開が大切である。
・地域主体の歴史まちづくりを継続的に行うためには、地域が中心となって組織をつくり、まちづくりの目標やルール、実行計画を定め、財源を確保してまちづくり活動を推進する自立的な取り組みを基本とする。
・行政は、地域の活動が円滑に行われるよう、地域に適切な情報を提供し、地域のまちづくり相談などのサポートの他、まちづくりを助言する人材育成などの市全体に関わる事項、他の地域の組織や歴史まちづくりの専門家など関係者間のネットワークづくりなどに重心を置いた支援型の取り組みを基本とする。
・行政は、地域や市民に施策をわかりやすく示すとともに、今ある建造物を使い続ける意義や方策について地域や市民と共に考えていくことが大切である。

ウ　横断的な連携

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの効果を上げるためは建物改修などハード事業の他、まちの魅力を発見・発信する

マップや広報誌づくり、まち歩きイベントなどのソフト施策との複合展開が必要である。

・施策の複合的展開で効果を高めるため、地域の歴史まちづくりを支援する制度の創設､都市計画による規制･誘導策や都市整備事業の活用などの他、観光や産業・文化振興に関わる施策など、横断的に連携することが重要である。

エ　国の制度・施策の活用

・全国に先駆けた歴史まちづくりのモデル事業展開を心がけ、名古屋の魅力と情報発信に貢献することが、地域の愛着と誇りの高揚にもつながる。

・このような情報発信力を高めるため、歴史まちづくり法はじめ国交省や文化庁等の諸制度・施策を活用する。

(2)　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史的まちづくりの取り組みイメージ

「(1)　歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの方針」を踏まえ、地域を主体とした歴史まちづくりの取り組みの考え方と具体的な取り組みのイメージについて検討を行った。

まずは地域の住民が、地域の歴史的な魅力に気付くことから始まるとの認識のもと､市が位置づけや公表を行うことにより歴史的建造物の保存･活用、歴史的界隈における歴史まちづくりを先導する役割が大きいと考えられる。

その後の取り組みとしては、地域主体の取り組みを円滑に進めるため、行政が後方支援する展開が必要である。

身近な歴史的建造物の保存・活用や歴史まちづくりは、従来の行政主導型ではなく、所有者や地域と協働して取り組むことが大切である。人材育成やネットワークの形成等について市民と市が協働していくことが必要である。

市民の活動としては、個人による活動が組織化され、団体の活動となり、様々な活動を通して、ネットワークが形成されていくという段階を踏む。市

民や地域が主体となり、様々なネットワークを形成し、歴史まちづくりの活動が盛り上がっていくことが望ましい。

ア　市の取り組み

(ｱ)　保存・活用に向けた総合的な対応

・保存・活用に向けては、総合的な相談窓口を設置することや歴史的建造物や歴史的界隈の情報を収集することが必要と考えられる。これらについては、住民、関連団体などと連携し、行政が対応する。

・地域が主体となる歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりを推進するための支援制度､調整システム､体制などを準備する。

・緊急案件について、柔軟に対応する。

(ｲ)　歴史的建造物の登録～公表

・身近な歴史的建造物の登録や認定を行い、あわせて公表する。これにより所有者にとっては、その価値を認識することができ、地域や市民にとってはその存在を知ることができ、歴史まちづくりに対する機運を高められることが期待される。

(ｳ)　歴史的界隈情報の公表

・歴史的界隈の情報を公表する。これにより、地域や市民が歴史的界隈の魅力や資産を知ることができ、これがきっかけとなって住民の活動が起こることを期待する。

(ｴ)　計画の策定等

・本調査研究や「歴史まちづくり戦略」(全市的な歴史まちづくりの方針に関する計画）に基づき、わかりやすい施策を展開する。

・未着手都市計画道路などと歴史まちづくりとの調整を住民の意向を踏まえながら実施する。

・歴史的建造物の保存・活用を促進するため法制度について検討する。

(ｵ)　施策づくりに向けたモデル事業

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりに関わる施策実施に際しての課題を検証するモデル事業を積極的に実施し、本格的な施策の展開に反映させる。

(ｶ) 普及、啓発、案内、情報発信

・市が所有する歴史的建造物の積極的な公開、講演会やシンポジウムの開催､ワークショップの開催､ホームページなどによる情報発信などにより、歴史的建造物や歴史的界隈の魅力を市民に伝え、大切にする機運を醸成する。

イ　市民と市の協働の取り組み

(ｱ)　普及、啓発、案内、情報発信

・歴史まちづくりについて広く市民の認知を得ること、その基礎となる市内各地域の歴史的建造物・歴史的界隈を知ってもらうため、地域マップや情報誌などで歴史的建造物・歴史的界隈情報を広報するとともに、祭やまち歩きイベントを開催して、地域の魅力をＰＲする機会をつくる。

・これによって地域の歴史的建造物・歴史的界隈に対する地域内での認識が高まり、さらに活動が活性化されることを期待する。

(ｲ)　相談できる人材の確保

・歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの推進にあたって、所有者や地域が相談できる人材を育成し、確保する。

(ｳ)　ネットワークの形成

・上記の活動などを通し知り得た人や組織などとのネットワークを形成し、歴史まちづくりを進めるにあたっての協力体制を形成する。

・行政は多様な主体を景観整備機構を中心としたネットワークでつなぎ、地域における活動を支援する。

(ｴ)　資金の確保

・地域における身近な歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの活動を支える財源の確保のため、地域、市民、行政が協働でまちづくりファンドなどの仕組みを作る。

・歴史まちづくりの活動について、一般に市民の自己負担の割合は初動期において少なく、成長するにつれて資金面で自立していく。

ウ　市民の取り組み

(ｱ)　地域の身近な歴史的建造物、歴史的界隈を知る

・地域住民が地域の歴史や歴史的建造物、界隈の魅力を知り、興味を持つことから歴史まちづくりは始まる。

・公表された歴史的建造物や歴史的界隈を知ることにより、市民が魅力を再発見する可能性もある。

(ｲ)　組織化

・初動期においては、有志による組織、あるいは既存の地域団体を母体とする組織など何らかの組織化が必要である。

・まちづくりが進行するにしたがって、協議会などの組織へと発展し、また実際の事業が行われる際には、その事業に合わせた組織形態をとりうることもある。

(ｳ)　地域の将来方向や計画、ルールの検討

・地域の歴史まちづくりに関する将来方向や計画、ルール作りを地域住民が決めていくことが重要である。

・ケースによっては専門的な立場である市職員に説明を求めながら、都市計画的な手法などについて勉強会などを開くことも必要である。

(ｴ)　身近な歴史的建造物の活用

・歴史的建造物を活用することにより残していくことが必要と考えられる。地域が身近な歴史的建造物の活用を促進する取り組みを行う。

(ｵ)　普及、啓発、案内、情報発信

・地域主体による様々な活動を通して歴史的建造物や界隈の魅力を高め、これによって地域内外での認識が高まり、更に活動が活性化されることを期待する。

(3) 歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史的まちづくりの取り組みメニュー

今後の歴史まちづくりの推進に役立つことを期待し、「(2) 歴史的建造物の保存・活用、歴史的界隈における歴史まちづくりの取り組みイメージ」に対応する取り組みメニューを一覧表に整理した。また、メニューごとに示された掲載頁に取り組みメニューのシートを作成した。

	取り組みメニュー	掲載頁
ア 市の 取り組み	(ｱ) 保存・活用に向けた総合的な対応 ・総合窓口設置 ・情報収集・管理 ・緊急案件対応	 －
	(ｲ) 歴史的建造物の登録～公表 ・歴史的建造物の登録・認定制度 ・歴史的建造物の公表	 96 97
	(ｳ) 歴史的界隈情報の公表 ・歴史的界隈の公表	 98
	(ｴ) 計画の策定等 ・本調査研究に基づく施策の展開 ・「歴史まちづくり戦略」に基づく施策展開 （参照：参考資料「歴史まちづくり戦略」（案）概要版） ・未着手都市計画道路と歴史まちづくりとの調整 ・土地区画整理事業と歴史まちづくりとの調整 ・防災まちづくりと歴史まちづくりとの調整 ・建築基準法の特例制度の活用	 － 198 99 100 101 102
	(ｵ) 施策づくりに向けたモデル事業 ・モデル事業の実施	 －
	(ｶ) 普及、啓発、案内、情報発信 ・市所有の歴史的建造物の活用 ・イベント、案内、情報発信 ・ワークショップの開催	 103 104 106

イ **協働の** **取り組み**	**(ｱ) 普及、啓発、案内、情報発信** ・イベント、案内、情報発信 ・ワークショップの開催	 104 106
	(ｲ) 相談できる人材の確保 ・人材の育成、確保	 105
	(ｳ) ネットワークの形成 ・ネットワークの形成	 108
	(ｴ) 資金の確保 ・まちづくりファンドの設立	 109
ウ **市民の** **取り組み**	**(ｱ) 地域の身近な歴史的建造物、歴史的界隈を知る** ・ワークショップの開催	 106
	(ｲ) 組織化 ・ネットワークの形成	 108
	(ｳ) 地域の将来方向や計画、ルールの検討 ・住民自らがまちを変える手法	 111
	(ｴ) 身近な歴史的建造物の活用 ・空家、空き店舗の仲介	 114
	(ｵ) 普及、啓発、案内、情報発信 ・イベント、案内、情報発信 ・ワークショップの開催	 104 106

歴史的建造物の登録･認定制度

趣　旨

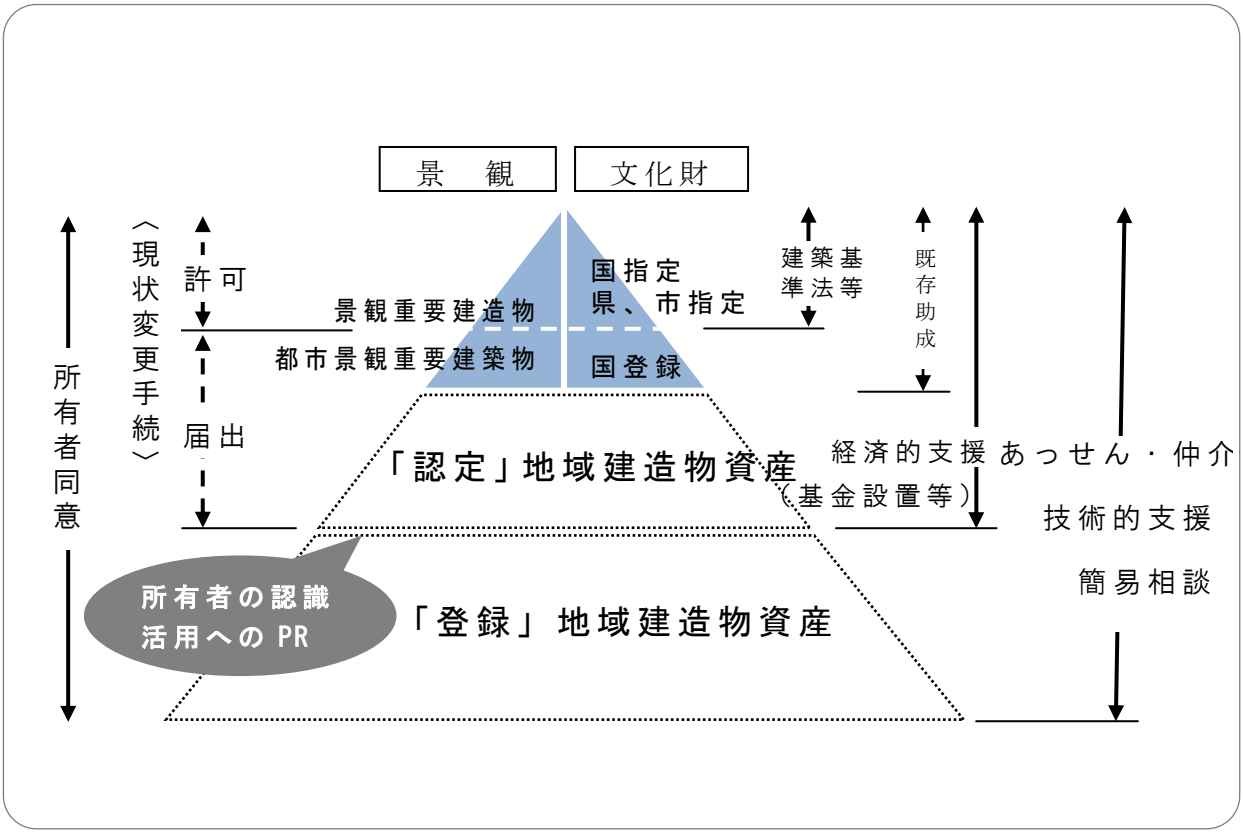
身近に歴史が感じられるまちづくりの実現のため、新たに歴史的建造物の登録・認定制度を設ける。

「登録」･「認定」により、所有者にとってはその価値を認識することができ、市民にとってはその存在を知ることができ、活用へのＰＲ効果を促す。

制度概要

身近な歴史的建造物の保存・活用を支援するため、一定水準以上にあるものについて「認定」する制度を新たに設ける。

さらに、市内に残る歴史的建造物の情報を把握し、保存・活用を促進するために「登録」制度を設け、「認定」制度を補完する。



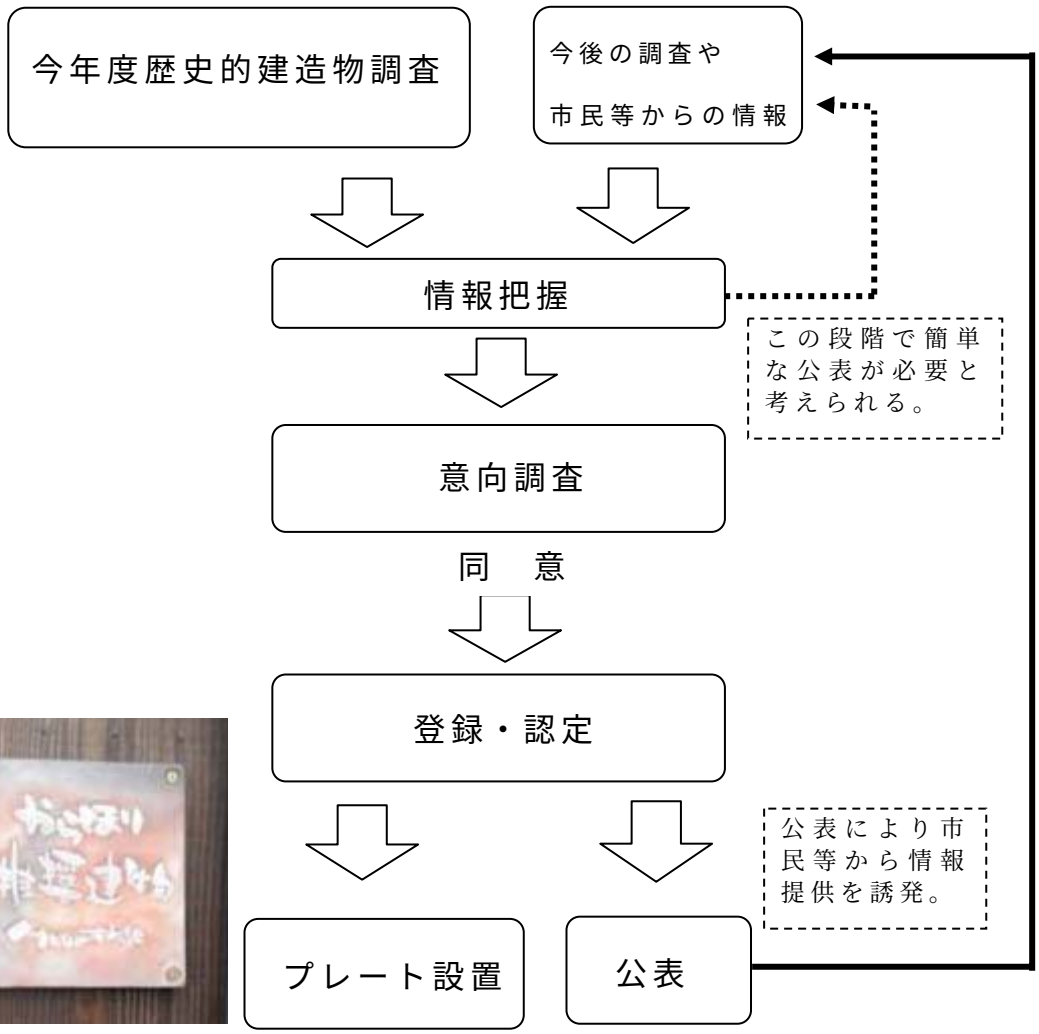
歴史的建造物の公表

趣　旨

歴史的建築物を公表することにより、市民や地域への周知と歴史まちづくりの意識の向上、他の歴史的建造物所有者への保存・活用の意識の向上を期待する。

歴史的界隈の公表と展開イメージ

・今年度の調査にてリスト化した歴史的建造物の所有者に意向調査を行い、登録・認定することや、公表、プレート設置について同意をもらう。
・市が同意のあった歴史的建造物を登録・認定、公表し、所有者にプレートを設置してもらう。
・個々の歴史的建造物を公表に併せ、地図上に位置をプロットしたものも公表し、歴史的建造物の分布が分かるようにする。





大阪　からほり地区の例

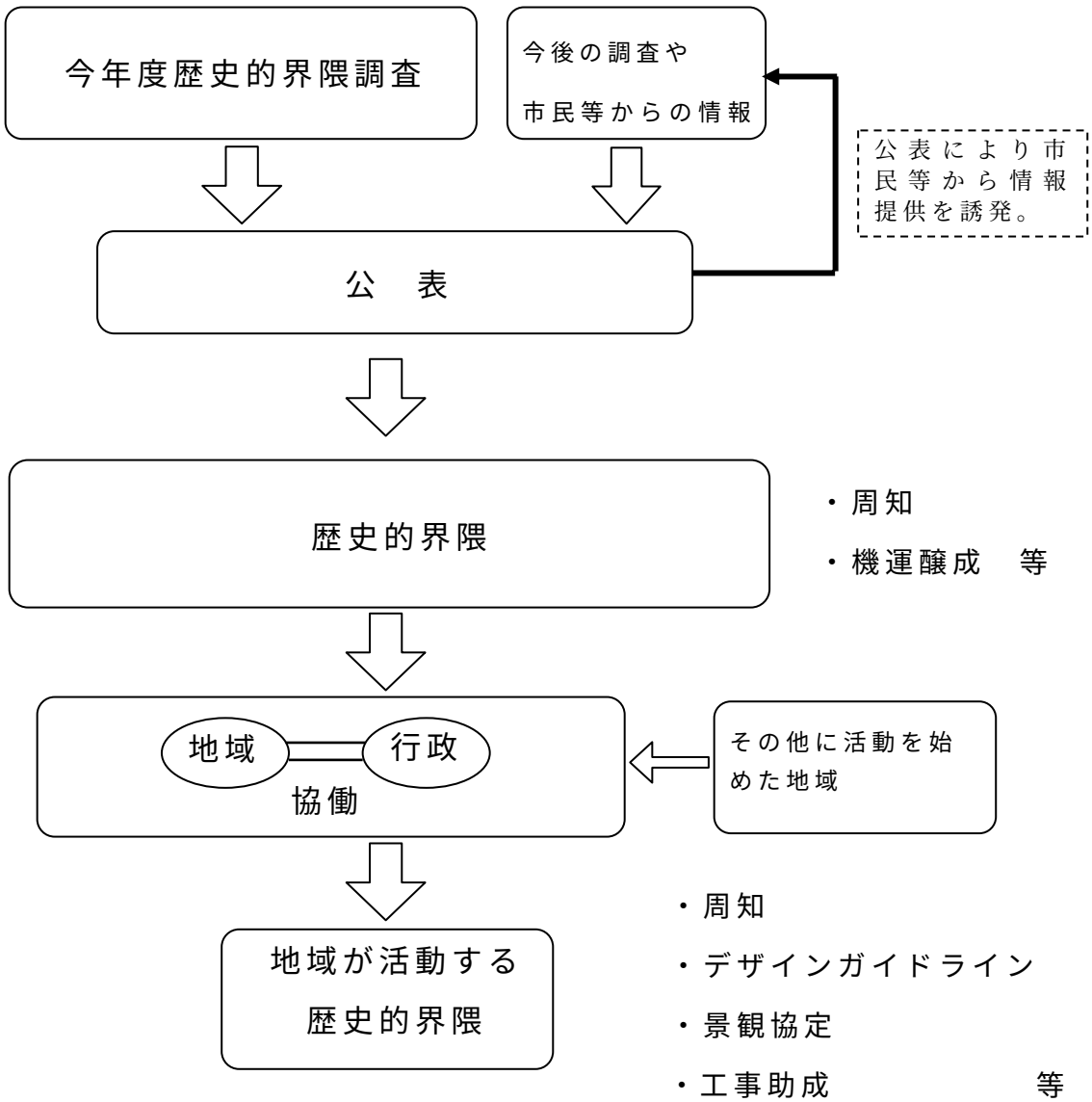
歴史的界隈の公表

趣　旨

歴史的界隈を公表することがきっかけとなり、地域の活動が起こることを期待する。

歴史的界隈の公表と展開イメージ

・今年度の調査にてリスト化した歴史的界隈について公表する。
・今後の調査や市民等からの情報によって新たにリスト化する歴史的界隈についても公表する。
・公表がきっかけとなり地域の活動が起こることを期待する。
・地域の活動は、地域と行政の協働から地域の自立した活動へと展開することが望ましい。



未着手都市計画道路と歴史まちづくりとの調整

趣　旨

未着手都市計画道路の着手が歴史的な資産に影響を与える地域において、都市計画道路事業と歴史まちづくりと両立を図るため、関係部署との調整とともに歴史的建造物の所有者や地域との話合いを通してまちづくりを進める。

概　要

・地域と名古屋市（歴史まちづくり推進室、都市計画道路関連課）との協議の場を設け、歴史的資産を活用したまちづくりについて話し合う。
・都市計画道路の着手による歴史的環境への影響を調査し、地域住民や歴史的建造物の所有者と市で保存・活用に対する認識を共有する。
・都市計画道路の交通ネットワークにおける位置づけを再確認し、都市計画道路の整備による生活への影響を予測し、地域と市で認識を共有する。
・歴史的建造物を残す手法を踏まえ、都市計画道路と歴史まちづくりとの調和を目指し協議を行う。

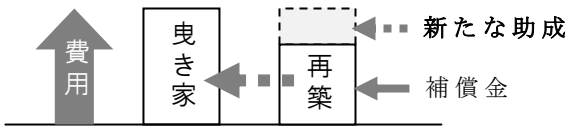
■歴史的建造物を残す手法（案）

○計画予定地内の歴史的建造物を予定地外へ移して残す。
・曳き家することにより移す。
・一旦解体し、予定地外で組み立てる。

○都市計画道路の計画を変更し、歴史的建造物を予定地外とすることにより残す。
・都市計画道路の幅員を変更（縮小）する。
・都市計画道路の線形を変更する。

○曳き家や解体などによる保存費用が所有者の過度な負担とならないよう、移転補償金の不足分を補てんする助成制度を検討する。
（曳き家に比べ再築（新築）のほうが安価なため補償金の額が低く設定され、曳き家ができず保存活用を阻害しているケースが見られる。）

支援イメージ



土地区画整理事業と歴史まちづくりとの調整

趣　旨

区画整理事業の施行が歴史的な資産に影響を与える地域において、区画整理事業と歴史まちづくりとの両立を図るため、関係部署との調整とともに歴史的建造物の所有者や地域との話合いを通してまちづくりを進める。

概　要

・所有者や地域と名古屋市（歴史まちづくり推進室、区画整理事業関連課）との協議の場を設け､歴史的資産を活用したまちづくりについて話し合う。
・区画整理事業による歴史環境への影響を調査し、地域や歴史的建造物の所有者と市で保存・活用に対する認識を共有する。
・所有者や地域の保存活用への思いに基づき、歴史的建造物を残す手法を踏まえ、区画整理事業と歴史まちづくりとの調和を目指し協議を行う。

■歴史的建造物を残す手法（案）

○区画整理内の歴史的建造物を道路の予定地外へ移して残す。

・曳き家することにより移す。

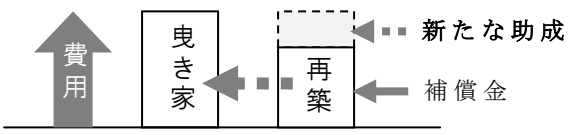
・一旦解体し、予定地外で組み立てる。

○区画整理の計画を変更し､歴史的建造物を予定地外とすることにより残す。

○曳き家や解体などによる保存費用が所有者の過度な負担とならないよう、移転補償金の不足分を補てんする助成制度を検討する。

（曳き家に比べ再築（新築）のほうが安価なため補償金の額が低く設定され、曳き家ができず保存活用を阻害しているケースが見られる。）

支援イメージ



防災まちづくりと歴史まちづくりとの調整

趣　旨

歴史的界隈においては、木造建築物が密集していたり、細街路が多いなど耐震や防火といった防災性に課題を抱える地区が多くみうけられる。

一方でこれらの特徴は、歴史的界隈の魅力ともなっているため、防災性の向上とともに歴史的資産を活かしたまちづくりの両立を図る。

歴史的なまちなみを継承しつつ、防災性を確保したまちづくりを、個人～地域～行政の協働によって実現する。

概　要

・市民の安全確保とともに歴史的資産を活かしたまちづくりを進めるため、耐震や防火などの防災まちづくりと歴史まちづくりについて、行政内部や地域との話合う場を設ける。

・個人～地域～行政の協働により取り組む。

個々の建物ごとの防災対策と地域による自主的な防災活動により、まちの魅力を守り、つないでいく。

・耐震改修や日常の点検など、個人や家庭でできることを実施する。

・町内・自主防災組織等を中心とした地域で防災活動に取り組む。

・行政は防災計画の策定・推進、防災設備の設置等を行う。

■岩村（恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区）の例

○「岩村防災マニュアル」　～防災まちづくりのすすめ～

・歴史的なまちなみに受け継がれた岩村の防災資源について知る
・岩村の防災特性について知る
・恵那市で取り組む防災（防災計画）、各家庭で取り組む防災、近所単位・町内単位で取り組む防災

○「防災・住まいの点検マニュアル」
～伝統的な住まいに住み続けるために～

・伝統的な住まいは本当に災害に弱いのか
・伝統構法の基本構造と特徴
・耐震性の点検と耐震性を高めるためにできること
・住まいの点検と維持管理のチェックリスト／改築のチェックリスト
・伝統構法の特性を活かした耐震補強の事例

建築基準法の特例制度の活用

趣　旨

歴史的建造物の保存・活用にあたって、建築基準法への適合が困難なことから、増改築や大規模な修繕等が行えない状況がみうけられる。建築基準法第3条第1項第3号を適用することにより増改築や大規模な修繕等が促進され、歴史的建造物の保存・活用が図られることを目指す。

概要

・建築基準法が制定されたのは昭和25年である。それ以前に建築された建築物には、この法律の規定に適合しないものが多く含まれており、増改築や大規模な修繕等を行う際には建築物全体が建築基準法に適合していることが必要と考えられる。
・建築基準法第3条第1項では、文化財保護法に基づき国や地方公共団体が指定した建築物に対して、同法を適用除外にする規定が設けられている。
・建築基準法第3条第1項第3号は、地方公共団体が条例で現状変更の規制及び保存のための措置を定めた建築物を特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定することにより、文化財保護法の規定によって指定された文化財以外の多くの歴史的建築物にも使うことが可能であることから活用を試みる。
・建築基準法すべての適用が除外されてしまうため、安全面を含め様々な配慮と責任が求められる。

■建築基準法

（適用の除外）

第三条　この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

（　略　）

三　文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

市所有の歴史的建造物の活用

趣　旨

名古屋市が所有する歴史的建造物の整備・公開や、映画などのロケ地として提供するなど、積極的に歴史的建造物の良さを市民に伝え、大切にする機運を醸成する。

事　例

■フィルムコミッション

なごや・ロケーション・ナビ

・歴史的建造物のロケ地提供

例）名古屋市庁舎

映画　『ＳＰ革命篇』

『小さき勇者たち～ガメラ』

ドラマ『ゾウ列車がやってきた』

『華麗なる一族』

『気骨の判決』

ＣＭ　『名チャリ社会実験ＣＭ』





■歴史的建造物の整備・公開

文化のみち関連施設、揚輝荘、市政資料館　など



文化のみち二葉館



文化のみち橦木館



揚輝荘

イベント、案内、情報発信

趣　旨

地域内の案内や情報発信、また地域を特色づけるイベントなどを、地域主体の取り組みとして持続的に行っていくため、地域の企業、店舗などの協力を仰いだり、来訪者へのサービスの提供の対価を得るなど、ビジネスモデルを作り取り組むことが望まれる。

事　例

■イベントの実施

・覚王山　「やまのて音楽祭」
・桶狭間　「桶狭間の戦い 450 年記念フェスタ」
　　「織田信長ウォーキング」
・那古野　「名古屋下町散歩日和」
・からほりまちアート（からほり倶楽部（大阪市））



■講演会、シンポジウム等の開催

・歴史まちづくりシンポジウム「語りたくなるまち名古屋の実現」

■まちあるきガイド

・有料ガイドの運営（からほり倶楽部（大阪市））

■案内看板の設置

・地域団体によって軒先に看板を設置
　（名古屋都市センター助成
　　まち“夢”工事部門）
・地域委員会（桶狭間学区地域委員会）
　による看板設置





■マップ、情報誌、ホームページの作成

・スポンサー確保により制作費を捻出
「熱田ぐるりんマップ」、那古野「ポゥ」

・緑区ルネッサンスフォーラムによるマップ

・ホームページ「なごや歴まちネット」







人材の育成、確保

趣　旨

名古屋市が目指す身近な歴史的建造物の保存・活用の担い手となる専門知識を持った人材を養成する講座を、名古屋市が景観整備機構に指定した（財）名古屋都市整備公社が(社)愛知建築士会はじめ関係団体の協力を得て、開催する。

概要

・養成学校・講座を設け、人材を育成。
・修了者を歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）として登録。
・歴史的建造物に関する相談に派遣。

「名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）養成講座」

期　　間

平成２３年1月９日（日）～6月１９日（日）（毎月第2・4日曜日、計１１日、６０時間）

受講資格・募集人数

建築士、施工管理技士もしくは技能士のいずれかの資格を有する者または同等の知識、経験を有し意欲のある者　　２５名

講座内容（講座例）

・ 名古屋市における歴史まちづくり施策の概要
・ 歴史的建造物の見方、評価の仕方
・ 補修・改修の基本的な用語と知識、基本計画方針と手順、留意点、活かす・伝える事例紹介
・ テナントリーシングの現状、失敗の原因、活用計画の組み立て方、テナント誘致のポイント
・ 借地借家法、相続と相続税、不動産取得に伴う税、固定資産税
・ 工事費の積算方法、賃料設定の方法、資金の調達、助成制度、償還計画の立て方

ワークショップの開催

趣　旨

歴史まちづくりを目指す地域において、まちの魅力を発見するワークショップを開催する。

ワークショップ開催例　（今回、那古野で行ったワークショップの事例）



まちづくりって？ 自分たちのまちを良くしていくことかなぁ
じゃあ、まちのいいところはどこだろう？ まちを知りたいな
⇩
みんなで、まちを歩いてみよう！！

みんなで歩くことで、
一人では気づかなかった
視点や、普段見過ごしていた
ものを再発見できます。

事前にすること

- ① 集まって話そう
  - ・地域の人たちだけでなく、大学の先生や学生、その他色々な人が集まると広がりがでるよ
- ② 企画しよう
  - ・エリアは区界、町内会、可能範囲等を考慮し決めよう
  - ・発表等を行うまちあるきの拠点を決めよう
  - ・プログラムを作ろう
- ③ 参加者を募ろう
  - ・写真等を入れて、親しみやすい案内をつくろう
  - ・町内会や区役所に協力してもらって案内を配ろう
- ④ チーム分けをしよう
  - ・地元の人がいるとまちあるきの際、他の地元の人とのコミュニケーションがうまくいくよ
  - ・年齢、性別は、混ぜてバランス良くすると良いよ
  - ・チームリーダーになれそうな人を確保すると良いよ
- ⑤ 地図を用意しよう
  - ・チームごとに歩くエリアを色分けしたよ

当日すること

- ① 趣旨、他地区の事例を紹介
  - ・他地区の事例を聞くと初めての人でもイメージがわくよ
- ② 自己紹介しよう
  - ・声を出して緊張をほぐそう
- ③ 役割を決めよう
  - ・①発見係　②地図係　③メモ係（文字、スケッチ）④写真係を作ったよ
- ④ まちを歩こう
  - ・地元の人と目があったら、自分から挨拶をしよう
  - ・魅力的なものを見つけたら声を出してチームで共有しよう
- ⑤ まとめてみよう
  - ・見つけた魅力をポストイットに書いて、地図上に張ろう
  - ・どんな点が魅力的なのか、チーム内で話し合ってみよう
  - ・発表にむけて、カラーマジックを使って見やすくまとめよう
  - ・タイトル、日時、メンバーを書いておくといいよ
- ⑥ 発表してみよう
  - ・発表をして、他のチームともまちのいいところを共有しよう
  - ・発表の時、残り時間を紙などで知らせよう



後日

- ⑦ WS の成果をみんなに広めよう
  - ・見つけたものや発表した内容をまとめて、参加した人にもしなかった人にも配ろう
  - ・まちの人たちを集めた報告会を行ってもいいね
  - ・WS で見つけたまちの魅力を共有して、みんなでどんなまちにしていきたいか話せるといいね

用意するもの

◇会場

・名札（首からかけるもの）　・スクリーン　・プロジェクター　・パソコン
・レーザーポインター　・ベル（発表時間確認用）　・ホワイトボード＆ペン
・アンケート　・名簿　・ビデオ　・IC レコーダー　・各種ケーブル
・他地区の WS の資料やまち歩きを行う地域に関する既存資料

◇まち歩き

・エリア全体図Ａ３×人数分　・チーム分のみの地図Ａ４×人数分
・メモ用紙（白紙）Ａ４×10 枚　人数分　・画板×人数分（スチレンボードにクリップ）
・デジカメ×チーム数

◇まとめ・発表

・エリア図 A1 程度×チーム数＋予備　・模造紙 A1 程度×チーム数+予備
・サインペン５色程度×チーム数　・ポストイット（7cm 角）５色程度×チーム数

◇予備

・鉛筆（忘れた人用）　・テープ　・のり　・はさみ



◇その他

・お茶　・おかし



開　　会



まちあるき



まとめ



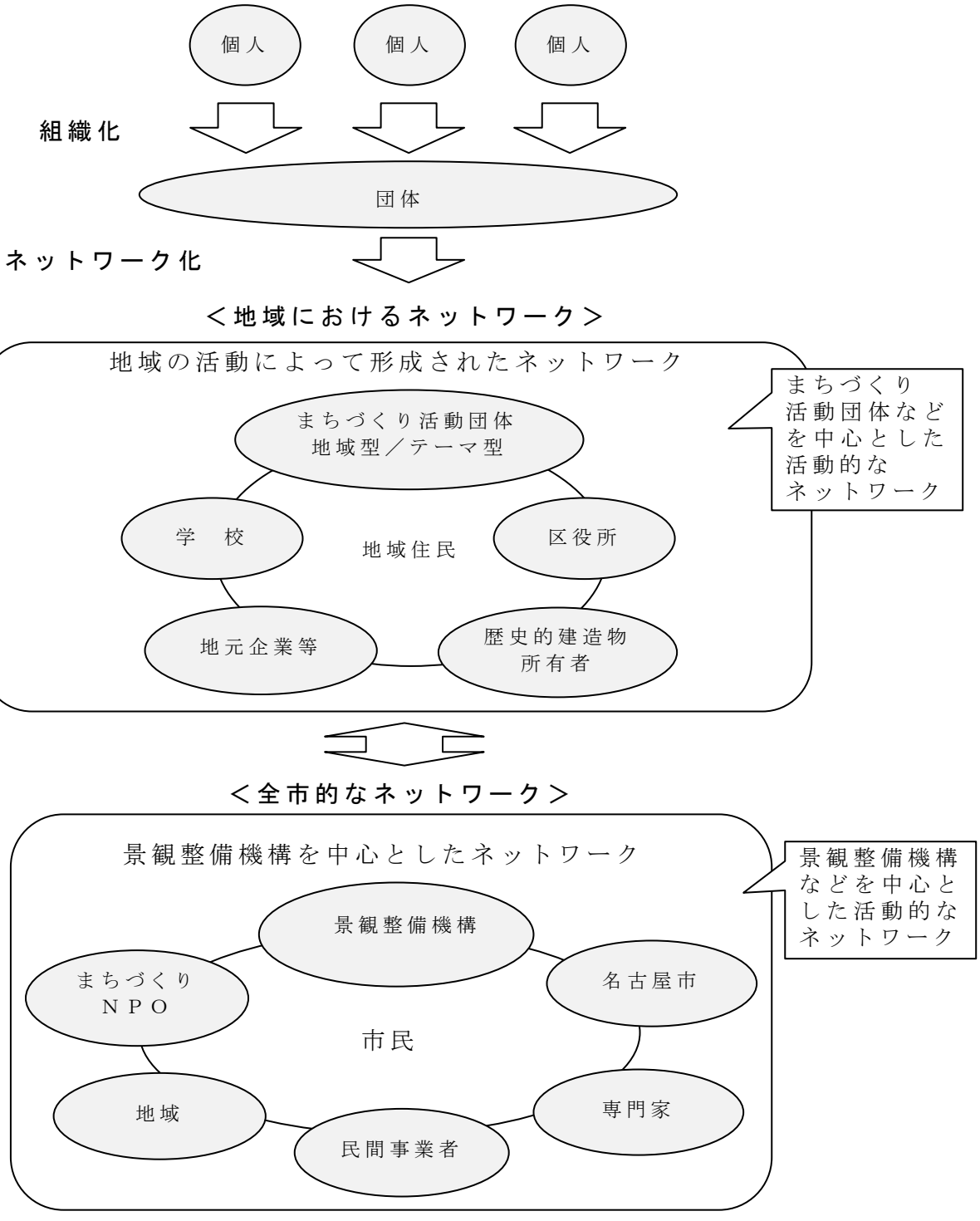
発　　表

ネットワークの形成

趣　旨

それぞれの歴史的界隈で歴史まちづくりを実践する「地域におけるネットワーク」と、それらを結び、地域における歴史まちづくりを支援する「全市的なネットワーク」の二つが必要になる。

二種類のネットワークのイメージ



まちづくりファンドの設立

趣　旨

公的資金に加え、市民・企業からの寄付金を募り、その運用により、歴史的建造物の保存・活用を促進する基金を設立する。

事　例

京町家まちづくりファンド

・平成 17 年 9 月 30 日、(財) 京都市景観・まちづくりセンターは、京都市と共に「京町家まちづくりファンド」を設立。

・基金は、多くの市民・企業からの寄付金のほか、京都市からの資金拠出、国からの資金助成によって構成されている。

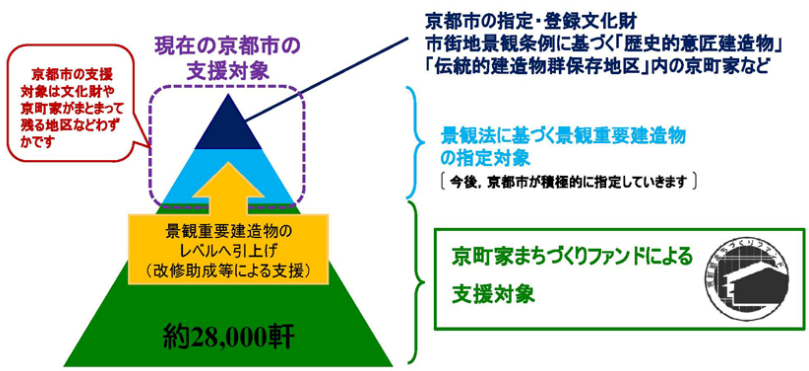
・京町家まちづくりファンドは、京町家の保全・再生・活用を促進させることを目的としている。

■仕組み

・寄付金を基金に積み立て、その運用益により、助成事業に取り組む。

・運用は、長期の公債等、低リスクで比較的高金利の金融商品で行う。

■支援対象のイメージ



■改修助成モデル事業





■活動助成モデル事業

■まちづくりファンドの寄付付き商品（例）

八ツ橋



まちづくり自販機



出典：京町家まちづくりファンドホームページ

名古屋都市センター「まちづくり基金」

・まちづくり基金は、市民全体で行われるまちづくり活動を支援し、地域に根ざしたまちづくり活動を促進することを目的としている。

■まちづくり活動助成

・名古屋都市センターが創設した制度で、「まちづくり基金」運用益を原資に、まちづくり団体の活動に要する経費の一部を助成

○地域“魅力”アップ部門　　50 万円以内

地域のまちづくりを進める団体のまちづくり活動に助成

○“はじめの一歩”部門　　5 万円一律

これからまちづくりを進めようとする団体のまちづくり活動に助成

○まち“夢”工事部門　　準備助成金（20 万円以内）

工事費（500 万円以内）

地域の特性や資源を活かし、「自分たちのまちを自分たちでつくる」活動に必要な設計費及び工事費を助成

平成 21 年度「まち“夢”工事」事例



東海道鳴海宿高札場の復元



まちづくり拠点の緑化・バリアフリー化

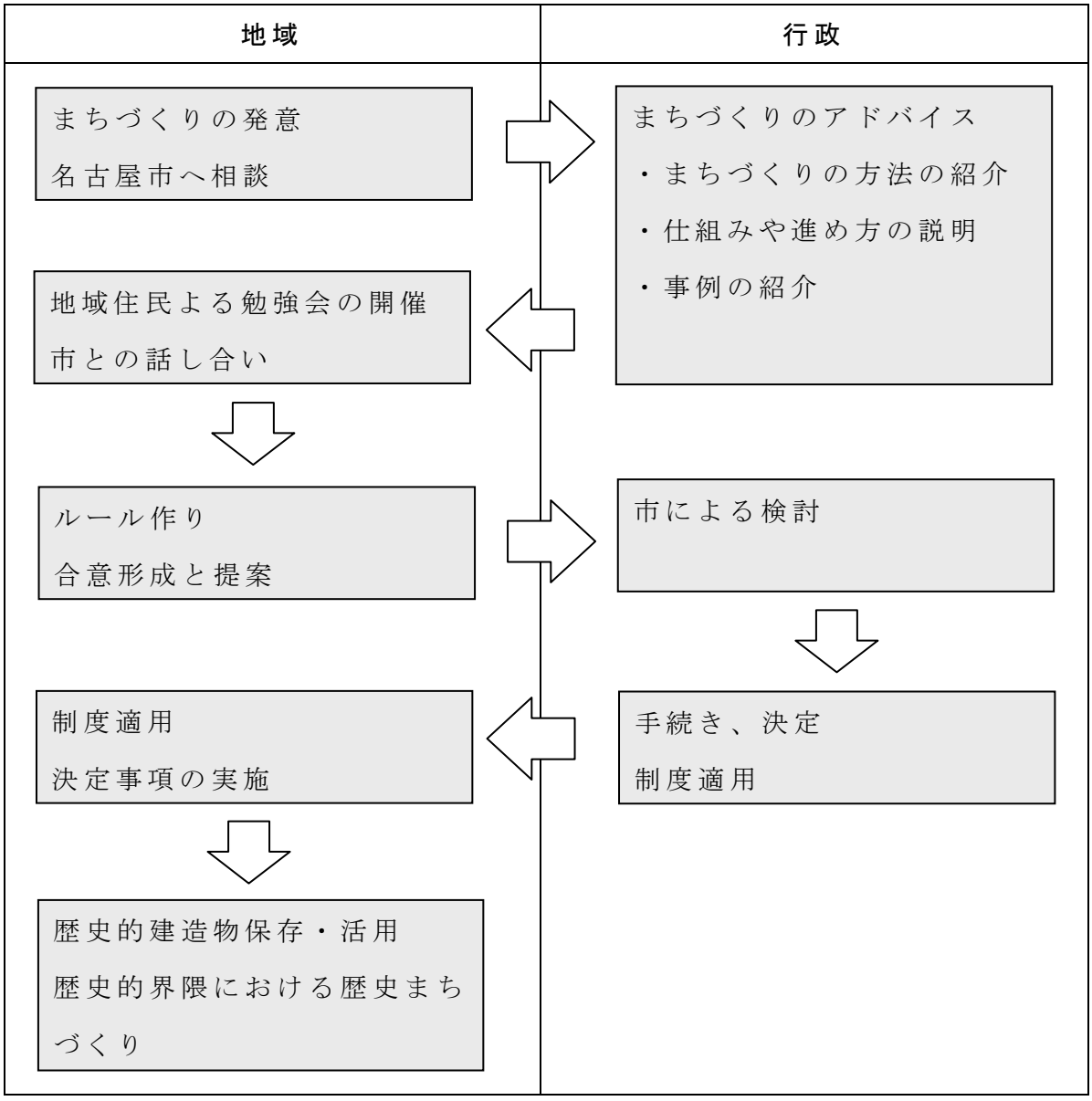
住民自らがまちを変える手法

趣　旨

歴史まちづくりは、地域の住民自らが発意し、市と協働で取り組むことが基本となる。

歴史まちづくりに活かすことのできる都市計画手法として地区計画、景観地区などの制度があるが、住民が勉強会を開くなどしてこれらの制度について学習し、地域の実情に合わせ、これらの手法を活用した提案を行うことができる。

住民の提案による制度活用のイメージ



地区計画、景観地区等

手法	概要
地区計画 **（都市計画法）**	・地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」である。策定主体は、市町村。 ・地区計画は、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めている。 ・法による強い規制。
景観地区 **（景観法、** **都市計画法）**	・市町村が、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区 ・景観地区の都市計画には、地域地区の種類、位置、区域及び面積を定めるとともに、建築物の形態意匠に関する制限を定める必要がある。さらに、必要に応じて、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができる。 ・法による強い規制。
高度地区 **（都市計画法）**	・都市計画法で定められた地域地区の一つ。 ・市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている。 ・法による強い規制。
景観協定 **（景観法）**	・一団の土地の所有者及び借地権者全員の合意のもとに締結される、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。 ・良好な景観の形成に関する事項であれば、建物の基準等の物理的な基準だけではなく、ルールや管理方法など幅広く定めることができる。 ・地域で管理団体を作り、行為をコントロールする。
建築協定 **（建築基準法）**	・住宅地としての環境、商店街としての利便の増進等のため、土地所有者が全員合意で締結する協定。 ・区域を定め、その区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定できる。 ・地域で管理団体を作り、行為をコントロールする。

都市景観形成地区（名古屋市条例）	・特に良好な景観の形成を進める地区として「都市景観形成地区」を指定している。 ・「都市景観形成地区」内で建築物の新築、工作物の新設、屋外広告物の表示等を行う場合は、景観形成基準への適合とともに、届出や許可が必要となる。
伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）	・伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため指定される ・都市計画の地域地区として定める。 ・条例で、当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制を定めるほか、その保存のために必要な措置を定める。
町並み保存地区（名古屋市要綱）	・市内に残された貴重な歴史的町並みを保存するため、町並み保存要綱により、有松、白壁・主税・橦木、四間道、中小田井の 4 地区を「町並み保存地区」に指定している。 ・建築物の修景基準等を定めるとともに、建築物等の修理・修景についての相談を行っている。また、必要と認められる場合には、その経費の一部の助成を行っている。

都市計画の提案

都市計画提案制度（都市計画法）	・土地の所有者やまちづくり NPO 等あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、容積率を下げるなどの都市計画の決定や変更の提案をすることができる。

空き家、空き店舗の仲介

趣　旨

歴史的建造物の空き家、空き店舗の利用希望者と所有者を仲介することにより、または家主から借りて店子に貸すサブリース方式により、歴史的建造物の活用を促進する。

事　例

■ナゴノダナバンク（名古屋市）

・地元商店主らが空き店舗の現状を調べて出店希望者に紹介

・円頓寺の市民団体「那古野下町衆」から独立

・商店主や建築家ら７人がメンバー

・空き店舗の利用希望者と建物の所有者の間に立って賃料や条件を調整。家主から借りて店子に貸すサブリース方式をとる場合もある

■長屋すとっくばんくねっとわーく企業組合／からほり倶楽部（大阪市）

・大阪の空堀地区を中心に長屋や町家の再生を行っている企業組合

　・災害危険度の高まった建物のリノベーションを促進し、防災力・防犯力・耐震性の向上を目指す。

　・長屋の既存住民と新しい流入層との橋渡しの役目を担い長屋コミュニティの円滑化を図る。

・業務の内容：物件の紹介、斡旋／空家再生活用企画／物件のサブリース





参考資料

答　申

２１広景審第　８　号
平成２１年１２月３日

名古屋市長　河　村　た か し　様

名古屋市広告・景観審議会
会　長　　瀬　口　哲　夫

歴史的建造物の保存及び活用の方策について（答申）

平成２１年６月１０日付け２１住都景第３７号にて諮問された標記のことについては、別添のとおり答申します。

平成21年12月3日

広告・景観審議会「歴史的建造物の保存及び活用の方策」（答申）の概要について

住宅都市局都市計画部都市景観室

1．経緯　～「歴史的建造物の保存及び活用の方策」について審議・答申～

審議会【諮問】	平成21年　6月10日
専門部会（歴史的建造物保存･活用検討部会）	3回開催
審議会【中間報告】	平成21年10月　2日
専門部会	1回開催
審議会【答申案】	平成21年11月18日
答申	平成21年12月　3日

2．答申の概要　～身近な歴史的建造物の把握と官民連携による保存・活用支援～

（1）総合窓口の新設

①危機情報の把握・対応

②情報収集・管理の一元化

（2）新制度の制定

①歴史的建造物の「登録」・「認定」制度

・「市登録地域建造物資産」（身近な歴史的建造物の把握・発信・活用支援）

・「市認定地域建造物資産」（一定水準以上の物件の活用・経済的支援）

②「歴史的界隈」制度

・複数の歴史的建造物が形成する歴史的景観の保存

（3）新支援策の実施

①技術的支援（相談員の派遣等）、あっせん・仲介

・景観整備機構を中心とした官民連携のしくみづくり

・地域団体、専門家団体等の参画

②基金による経済的支援

・市の出資と市民・企業等の寄付を受ける基金による「認定資産」への支援

（4）啓発等の実施

①行政内部、市民の保存・活用意識の向上

②担い手となる人材の育成

歴史的建造物の保存及び活用の方策について

答　　申

平成２１年１２月３日

名古屋市広告・景観審議会

目　　次

はじめに　・・・・・・　2
１．名古屋市のこれまでの取り組みと課題　・・・・・・　3
２．歴史的建造物の保存及び活用の方策
（１）総合窓口の設置　・・・・・・　4
①危機状況の把握
②相談対応
③情報収集・管理
（２）情報の収集及び管理　・・・・・・　5
①基礎情報（建造物の存在把握）
②現況情報（活用状況等の現況把握）
③危機情報（滅失危機の事前把握）
（３）歴史的建造物の登録及び認定制度　・・・・・・　5
①登録制度
②認定制度
（４）歴史的建造物の支援策　・・・・・・　6
①技術的支援
②あっせん・仲介
③経済的支援
（５）歴史的界隈　・・・・・・　7
（６）保存・活用に関する啓発　・・・・・・　7
①公的機関への働きかけ
②所有者、市民等への働きかけ
③歴史的建造物の発見
④歴史的建造物の紹介
⑤歴史的建造物に関わる官民の取り組みの紹介
（７）人材の育成　・・・・・・　8
（８）地域団体、専門家団体等との連携　・・・・・・　8
３．推進体制等
（１）推進体制　・・・・・・　9
①行政内部における業務の集約
②市民等の参画
③景観整備機構等を中心とした実行組織の設置
（２）財源　・・・・・・　9
（３）法的根拠の整備　・・・・・・１０
４．名古屋市歴史まちづくりプランとの関連　・・・・・・１０

資料　・・・・・・１１

はじめに

都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するものである。すぐれた都市景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせる。このような都市景観の構成要素である歴史的な建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴付ける重要な役割を果たしている。

名古屋のまちは、いわゆる清洲越しが行われて尾張６０万石の城下町がつくられた江戸時代、急ピッチで産業都市化した明治・大正期、近代都市の形態が整えられた昭和初期、市街地の大部分が焼失した第２次大戦と戦災復興、めざましい発展を遂げた高度経済成長期など、さまざまな歴史が重層化している。歴史的建造物はそれらの一端を表現しており、歴史を活かした良好な景観の形成に大いに寄与するものとなっている。

また、現在世界的規模で取り組まれつつある低炭素社会の実現や省資源化という環境面において、さらには名古屋市が目指す、名古屋のアイデンティティを高める「身近に街の歴史が感じられるまちづくり」を進める上においても、歴史的建造物を壊さず大切に使い続けることは重要といえる。そのためには、歴史的建造物を「壊さず使う」という風土の醸成や、残していくことへの支援が不可欠である。

名古屋市においては、これまで、おもに景観行政と文化財行政により歴史的建造物の保存に取り組んできたところである。しかしながら、数多くの歴史的建造物やそれらにより形成された町並みがさまざまな事情により失われてきた。

こうしたなか、名古屋市広告・景観審議会は、平成２１年６月、名古屋市長より「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」の諮問を受けた。この諮問事項について検討していくうえで、専門的かつ詳細な検討を行うために歴史的建造物保存・活用検討部会を設け、調査審議を行い、歴史的建造物のうち、特に身近な歴史的建造物の活用に重きを置いて答申をとりまとめた。

この答申では、これまでの取り組みと課題を検証し、歴史的建造物の保存及び活用の方策として、危機に対応する窓口の設置、情報管理・発信を目的とした登録制度の創設、残していくことへの支援策、財源となる基金の設置などについて提言している。

この答申を受け、市、所有者、市民等の協働によって歴史的建造物の保存及び活用が推進され、歴史的なまちづくりが着実に実現されることを期待するものである。

１．名古屋市のこれまでの取り組みと課題

名古屋市では、歴史的建造物の保存・活用について、これまで景観行政と文化財行政の二つの側面より取り組んできた。

景観行政では、都市空間が市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもと、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和５９年に都市景観条例を制定し、都市景観重要建築物を３７件（内２件指定解除）、工作物を１０件指定し、必要に応じて外観保存工事助成を行うなどして歴史的建造物の保存に努めてきた。
また、平成１６年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定されたことから、同法に基づき、外観が景観上特徴を有し、道路その他の公共の場所から容易に望見できるものを景観重要建造物として５件指定し、それらの保存に努めてきた。

一方、文化財行政としては、文化財保護法に基づき、有形文化財の指定（国、県、市：４７件）や登録（国：市内６４件）が行われるとともに、市においては要綱に基づき町並み保存地区を指定（４地区）し、必要に応じて保存修理事業に対する助成を行うなどして保存に努めてきた。

このように、景観行政と文化財行政において歴史的建造物の保存に努めており、いずれも一定の成果は見られるが、身近に歴史が感じられるまちづくりを実現するための歴史的建造物の保存・活用はまだ十分とはいえない。

歴史的建造物が保存・活用されない理由については、「維持費や固定資産税などの維持管理費がかかる」、「使い道が見つからない」、「耐震などの補強をして長く使うより壊して建て替えたほうがよい」、「土地資産の有効活用のため敷地を高度利用したい」、「更地にしたほうが高く売れる」、「相続発生時に相続税が払えない」といった理由が考えられる。これらの理由のほか、「壊すことについて規制」がないことも保存・活用されない一因と考えられる。

身近に街の歴史を感じられるまちづくりには、まずは歴史的建造物を大切にしようとする市民意識を醸成させることが不可欠である。また、気づかれずに壊されることがないよう、既存の歴史的建造物リストの更新、景観や文化財の視点から行われてきた既存調査の対象外となっていた身近な歴史的建造物の把握、さらには早い段階での取り壊し危機の把握のため、広く情報収集を図る必要がある。
次に、現在の指定制度で景観上重要であることや、文化財的価値が高いことにより指定されている建造物については、保存を目的とした支援制度があるものの、活用という

視点が欠けており、さらに、指定されていない身近な歴史的建造物の保存・活用に対応する制度がなく、早期に制度を設置する必要がある。

また、歴史的建造物に関して景観行政と文化財行政の窓口がそれぞれあり、市民にとってわかりにくく、また、気軽に相談できるものとなっておらず、市民サービスの観点からも現行体制を見直す必要がある。

なお、この提言を受けて歴史的建造物の保存・活用方策の制度設計を進めるにあたり、現在計画策定が進められ、軌を一にする「名古屋市歴史まちづくりプラン」との整合にも留意する必要がある。

２．歴史的建造物の保存及び活用の方策

歴史的建造物の保存・活用に向けた課題を踏まえると、滅失の危機に対応する総合窓口を設置する（窓口の設置）、歴史的建造物の保存・活用を支援する（制度の制定）、保存・活用の気運を高める（啓発の実施）などの方策が必要となる。また、歴史的建造物単体のみを対象とするのではなく、それらが群として存在する場合には、区域としての対応をしていく必要がある。

（１）総合窓口の設置

緊急時においては、迅速に各種の支援を提供するような柔軟な対応が必要となる。歴史的建造物の保存・活用を推進するにあたり、市民にとってわかりやすいものとするためにも、まずは名古屋市に総合窓口を設置し、危機情報のキャッチから緊急対応、簡易な相談対応、情報の収集・管理等を一元的に行う必要がある。

①危機情報の把握と対応

失われる危機にある歴史的建造物の情報をできる限り早い段階で入手し、早急に現況を把握し、必要に応じた対応をする。

②相談対応

歴史的建造物に関する相談が持ち込まれた場合は、簡易な相談対応を行うほか、必要に応じて支援策を講じたり、適切な部署や関係機関を紹介したりするなどの対応をする。

③情報収集・管理

歴史的建造物に関する情報を収集し、一元的に管理する。

（２）情報の収集及び管理

身近なものを含め、歴史的建造物の保存・活用を図っていくには、その存在及び活用状況を把握するなど、下記のような情報収集・管理が必要となる。

①基礎情報（建造物の存在把握）

歴史的建造物について、まずはその存在を把握することが基本である。名古屋市が把握している既存リストに加え、これまで把握されてこなかった身近な歴史的建造物の基礎的な情報を収集し、リスト化する。

②現況情報（活用状況等の現況把握）

情報収集の次の段階として、これまでなされてこなかった活用状況や保存状況、改変状況などの現況状況を把握し、リストを更新していく。

③危機情報（滅失危機の事前把握）

危機的な状況の歴史的建造物については、現在のところ偶発的に知りうる状況となっている。しかし、そのような場合は対応が手遅れとなることが多く、事前に危機的な状態を把握することがきわめて重要である。そのため、危機情報を受け付けるだけでなく、活用や保存の状況を見ながら、危険性が高いと判断されるものについては、個別に、より詳細な情報を収集する。

以上のような情報収集・管理にあたり、これまで通りの担当部署のみの対応では限界があると思われる。今後は、現場に近い区役所等の既存部署との連携や、市民、地域団体、専門家団体等によって身近な歴史的建造物の発見や現況把握が行われ、情報が集約される仕組みが必要となる。

（３）歴史的建造物の登録及び認定制度

身近な歴史的建造物の保存・活用を支援するため、一定の水準以上にあるものについて「認定」する制度を新たに設ける。さらに、市内に残る歴史的建造物の情報を把握し、保存・活用を促進するために「登録」制度を設け、「認定」制度を補完する。これらの制度は、法（景観法、文化財保護法）に比べ簡便に位置づけができ、所有者にとっては価値が検証され、活用へのＰＲ効果も期待できるものである。

なお、景観上、文化財として価値の高いものについては、所有者の意向把握を前提に、制約は大きいものの支援の厚い、法に基づく位置づけ（景観重要建造物、国登録文化財、指定文化財）へ移行することをめざすものとする。

①登録制度

原則として築５０年以上経過した景観的・文化的価値を有する建造物を登録する

（これを「市登録地域建造物資産」とする。以後、「登録地域資産」と称す。）。登録にあたっては、所有者の同意を得るものとする。なお、登録地域資産の現状変更に際しては届出等を要さないものとする。ただし、定期的な現状確認の必要性を踏まえ更新制とする。

②認定制度

登録地域資産または築５０年未満であっても地域が残したいと思う建造物のうち、一定の水準以上（地域の歴史的景観を特徴づけている、保存・活用に対する地域の意向が強い、または将来景観的な価値が増すことが想定される）のものについて、広告・景観審議会に諮り認定する（これを「市認定地域建造物資産」とする。以後、「認定地域資産」と称す）。認定にあたっては、所有者の同意を得るものとする。なお、認定地域資産の現状変更に際しては届出を義務付けるものとする。また、登録地域資産と同様に更新制とする。

なお、歴史的建造物への支援にあたり、緊急性を要する場合もあることから、助成などの支援が可能な認定地域資産の位置づけを速やかに得ることが求められる。このため、短期間で認定することが可能な仕組みを整える必要がある。

（４）歴史的建造物の支援策

歴史的建造物に対する支援については、登録地域資産、認定地域資産、景観重要建造物、指定文化財といったグレードに応じた段階的なものとする必要がある。

登録地域資産については技術的な支援、あっせん・仲介を行い、認定地域資産については、これらに加え、一定の経済的支援を行うものとする。また、景観重要建造物、国登録文化財、指定文化財についても技術的な支援、あっせん・仲介、経済的支援（改修助成については現行制度による）を行うものとする。

各種支援策については、以下①から③に掲げた支援内容等を検討する必要がある。

①技術的支援

・改修計画、資金計画などの保存・活用に関する相談に対する専門家などの相談員派遣

②あっせん・仲介

・テナントに貸して活用する場合のあっせん・仲介
・入居を希望するテナントの信用調査

③経済的支援

・耐震改修、外観改修、小規模修繕などに対する助成、融資、利子補填

・活用を支援するための改修助成・家賃補填
・固定資産税の減免

景観重要建造物、国登録文化財、指定文化財等の一定以上の評価を受けた建造物については、建築基準法の緩和や開発プロジェクトにおける容積特例制度等について検討する必要がある。また、相続税減額などについて名古屋市が関係機関へ働きかけを行うことがのぞましい。

（５）歴史的界隈

前述した単体の歴史的建造物を位置づける制度に加え、歴史的建造物が群（点在している場合も含む）として存在している区域についても「歴史的界隈」に位置づけし、歴史的景観を整えていく必要がある。対象となる区域としては、旧城下町、旧街道沿い、旧集落、近代に形成された住宅地等にある区域が想定され、それらの歴史的景観を保存するために区域内の歴史的建造物についても「認定地域資産」の対象とするなど、より積極的に保存・活用を支援していく必要がある。

さらに、より区域の魅力を高めるため、区域内の歴史的景観の向上に資する建造物の修景等の行為に対して支援することがのぞましい。

（６）保存・活用に関する啓発

歴史的建造物を保存・活用することは、単に行政が努力するだけで実現できるものではなく、広範な市民の歴史的建造物に対する深い関心と積極的な参加なくしてはありえない。歴史的建造物の保存・活用に対する行政内の意識をより一層高めるとともに、市民の意識を高めるため、以下に掲げる働きかけや啓発を継続的に行う必要がある。

①公的機関への働きかけ

・市の所管する歴史的建造物の積極的な「認定」
・国、県など公的機関が所管する歴史的建造物の保存・活用の要請
・他自治体との連携

②所有者、市民等への働きかけ

・保存に消極的な所有者等に対する、景観的評価、支援策の説明などによる保存・活用意識向上への働きかけ
・地域における啓発活動を通じた、歴史的建造物を大切にする風土の醸成

③歴史的建造物の発見

・市民参加や地域による歴史的建造物・界隈の発見や体験（ウォークラリー、まち歩きなど）

④歴史的建造物の紹介

・歴史的建造物であることを示すプレートの設置
・歴史的建造物の公開（期間を限定した特別公開など）
・ガイドボランティアによる紹介
・市外にある歴史的建造物と連携したイベントの実施
・紹介ツール（パンフレット、マップ、ビデオ、ホームページ）の作成
・歴史的建造物のロケ地提供

⑤歴史的建造物に関わる官民の取り組みの紹介

・歴史的建造物に関わる施策の紹介
・地域団体や専門家団体等の活動の紹介
・広報なごや等の広報媒体の活用
・他自治体との連携
・紹介ツール（パンフレット、マップ、ビデオ、ホームページ）の作成
・親しみやすいネーミング（制度名等）

以上のほか、啓発にあたってはキャンペーンの実施、歴史的建造物月間（週間）の設定、シンポジウム等の開催なども有効となる。

（７）人材の育成

歴史的建造物保存・活用の方策の実施にあたっては、行政に加え、地域団体や専門家団体等の参加が求められるが、この仕組みを成り立たせるには、行政、専門家団体等による既存の研修制度の利用や新たな研修制度を創設するなどして、担い手となる専門的知識を持った人材や団体を育成していくことが必要となる。

（８）地域団体、専門家団体等との連携

歴史的建造物の保存・活用の担い手となる地域団体や専門家団体等と積極的に連携していく必要があり、このような団体の活動に対しては、一定の支援を行うことが求められる。

３．推進体制等

歴史的建造物の保存・活用の方策を推進するためには、体制の整備と財源の確保、これらを支える法的根拠の整備が必要となる。

（１）推進体制

推進にあたっては、市民参加、協働などの観点から、行政だけではなく、市民、各種団体等も担い手となることが求められる。

①行政内部における業務の集約

歴史的建造物は、景観行政と文化財行政の双方に関わるものであり、対象とする歴史的建造物の位置づけに応じて、それぞれの部署が担当となりながら、連携を図り対応している状況にある。今後、身近に街の歴史を感じるまちづくりを推進するためには、窓口の一元化、情報の一元化などの実現も視野に入れて、業務を集約していくことが必要である。ただし、町並み保存業務の景観行政への移管などの一元化を図りつつも、文化財として保存していくべきものについては文化財行政が引き続き担っていく必要がある。

②市民等の参画

推進にあたっては、地域の実情に通じていることや柔軟かつ迅速な対応が求められること、市民の参加を期待することなどから、まちづくり団体やＮＰＯ等の地域団体等には主にイベント等の歴史的建造物の保存・活用の気運を高める啓発活動を行うことを、建築士会や技能職団体等の専門家団体には主に自らが技術的支援やあっせん・仲介などの担い手になることを期待したい。また、より身近に対応できるものについては、より手軽に、早急に支援を提供できる仕組みが必要であり、簡易な補修などを団体自らが実施できることがのぞましい。さらに、必要に応じてトラストが設置され、保存・活用が行われることも期待したい。

③景観整備機構等を中心とした実行組織の設置

官民が連携して推進するために、行政の外に地域団体、専門家団体等とのネットワークを構築し総括する団体が必要となり、景観法に基づく指定を受け、景観まちづくりのノウハウを持つ景観整備機構を活用することがのぞましい。

（２）財源

官民が連携して取り組む歴史的建造物の保存・活用への支援や実行組織の運営には財源が必要となるため、市の出資や市民や企業からの寄付を受ける基金の設置が求められる。基金の募集には、公的な団体が透明性を確保しつつ運用することによって安心感を与えるとともに、税を控除する、観覧優待券を発行するなどのインセンティブを与えることが必要である。また、協賛制度により資金を集める仕組みも検討する必要がある。なお、より市民の理解を得るためには歴史的建造物の保存・活用を行おうとする所有者の寄付を促す仕組みとすることがのぞましい。

（３）法的根拠の整備

歴史的建造物の保存・活用に関する方策の推進にあたり、法的な根拠としての条例を整備することが必要になると考えられるため、歴史的建造物の保存・活用を目的とした新規条例の制定または既存の名古屋市都市景観条例の改正を検討する必要がある。

４．名古屋市歴史まちづくりプランとの関連

名古屋市では現在、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）に基づき、市内にある歴史的な建造物や人々の営みを活かしたまちづくりを推進するため、市全体を見通した「名古屋市歴史まちづくりプラン」の策定が予定されている。

本答申は主に歴史まちづくりプランの要素の一つである「歴史的建造物」について述べてきたものである。今後歴史まちづくりプランの策定にあたっては、本答申の趣旨を踏まえ、「身近に歴史が感じられるまちづくり」において更なる効果が得られるよう努められたい。

資　　料

１．名古屋市広告・景観審議会への諮問文の写し　・・・・・　１２

２．名古屋市広告・景観審議会委員名簿　・・・・・　１４

３．名古屋市広告・景観審議会歴史的建造物保存・活用検討部会名簿　・・・・・　１５

４．「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」の調査審議の経過・・・・・　１６

５．歴史的建造物の保存・活用方策のイメージ　・・・・・　１７

６．歴史的建造物の段階的な位置づけ　・・・・・　１８

７．歴史的建造物の制度比較　・・・・・　１９

８．歴史的建造物群の位置づけ　・・・・・　２０

資料１　名古屋市広告・景観審議会への諮問文の写し

２１住都景第３７号
平成２１年６月１０日

名古屋市広告・景観審議会　会長　様

名古屋市長　河 村 た か し

歴史的建造物の保存及び活用の方策について（諮問）

標記のことについて、名古屋市広告・景観審議会条例第２条第１項第２号の規定により貴審議会の答申を求めます。

諮　問　理　由

歴史的な建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴付ける重要な役割を果たしている。特に本市では戦災で多くの建造物を失ったことから、残されたものを保存することは、良好な景観を形成する上で重要である。

しかしながら、現在残されているものも老朽化が進み、維持管理に費用がかかることなど様々な理由から取り壊される例があり、これらの歴史的な建造物を保存することが難しい状況となってきている。

本市では、これまで都市景観行政と文化財行政において歴史的な建造物の保存に努めてきた。いずれも一定の成果は見られるものの、取り壊しを防ぎ、有効に活用するという面で不十分と考えられる。

このようなことから、身近に街の歴史が感じられるまちづくりを実現するために歴史的な建造物を保存活用することが、重要かつ緊急の課題となっており、早急にその方策を策定する必要がある。

資料２　名古屋市広告・景観審議会委員名簿

（平成 21 年 11 月 18 日現在）

条例区分	氏　　名 （敬称略）	職　　業　　等
第４条第１項第１号 （学識経験者）	岡　　久美子 北原　理雄 是澤　紀子 佐々木　葉 ◎瀬口　哲夫 谷本　道子 千頭　　聡 西澤　泰彦 野田　理吉 長谷川　留美子 伏見　清香 松村　みち子 松本　直司 森田　　隆	ｼﾆｱﾗｲﾌ研究所りあもでんな代表 千葉大学大学院教授 名古屋工業大学大学院准教授 早稲田大学教授 名古屋市立大学大学院教授 名古屋女子大学教授 日本福祉大学教授 名古屋大学大学院准教授 愛知県立芸術大学教授 愛知県弁護士会（弁護士） 広島国際学院大学教授 タウンクリエイター 名古屋工業大学大学院教授 名古屋商工会議所理事・産業振興部長 （※５０音順）
第４条第１項第２号 （市　議　会）	山本　久樹	名古屋市会 （都市消防委員長）
第４条第１項第３号 （関係行政機関）	稲垣　建一	愛知県警察名古屋市警察部長

（◎は会長）

資料３　名古屋市広告・景観審議会歴史的建造物保存・活用検討部会名簿

（平成 21 年 11 月 18 日現在）

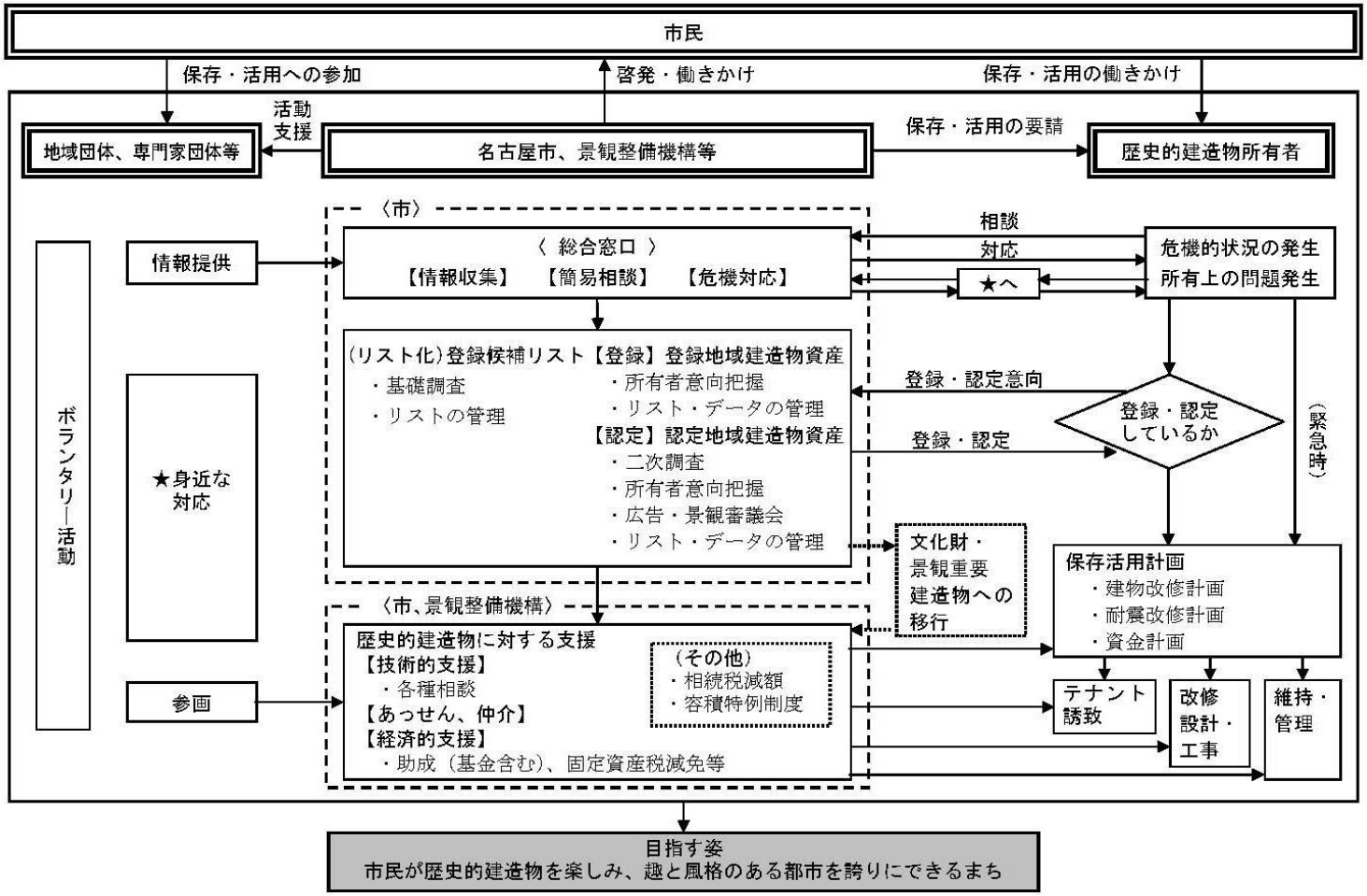
氏　　名 （敬称略）	職　　業	備　　考
是澤　紀子	名古屋工業大学大学院准教授	
瀬口　哲夫	名古屋市立大学大学院教授	審議会　会長 専門部会　部会長
西澤　泰彦	名古屋大学大学院准教授	
松本　直司	名古屋工業大学大学院教授	

（※５０音順）

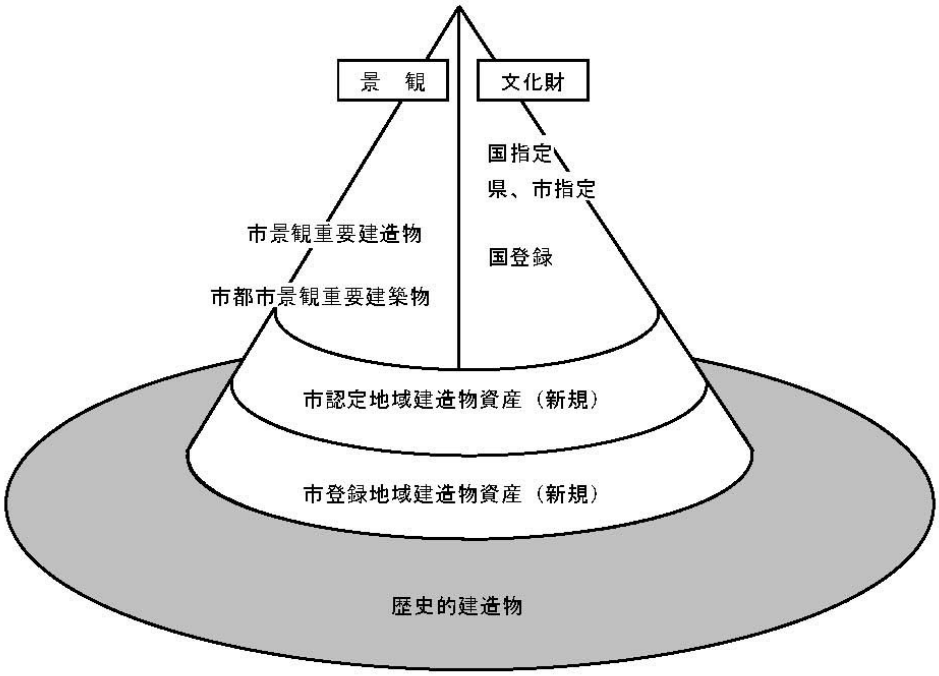
資料４　「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」の調査審議の経過

年　月　日	調　査　審　議　事　項
平成 21 年 6 月 10 日	＜第 27 回名古屋市広告・景観審議会＞ ・「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」（諮問）
7 月 14 日	＜第 1 回歴史的建造物保存・活用検討部会＞ ・歴史的建造物の定義について
8 月 11 日	＜第 2 回歴史的建造物保存・活用検討部会＞ ・登録・認定までの流れについて ・登録・認定の考え方と支援策について ・歴史的建造物に関する情報の収集について ・応急対応の必要性と窓口の設置について
9 月 14 日	＜第 3 回歴史的建造物保存・活用検討部会＞ ・歴史的建造物の保存及び活用の方策について（中間報告案） ・保存活用に関する市民等の啓発について ・財源の確保について ・地域団体、専門家団体等の関わりについて
10 月 2 日	＜第 28 回名古屋市広告・景観審議会＞ ・「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」（中間報告）
10 月 19 日	＜第 4 回歴史的建造物保存・活用検討部会＞ ・歴史的建造物の保存及び活用の方策について（答申案） ・組織体制について ・歴史的建造物群について
11 月 18 日	＜第 29 回名古屋市広告・景観審議会＞ ・「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」（答申）

資料５　歴史的建造物の保存・活用方策のイメージ



資料６　歴史的建造物の段階的な位置づけ

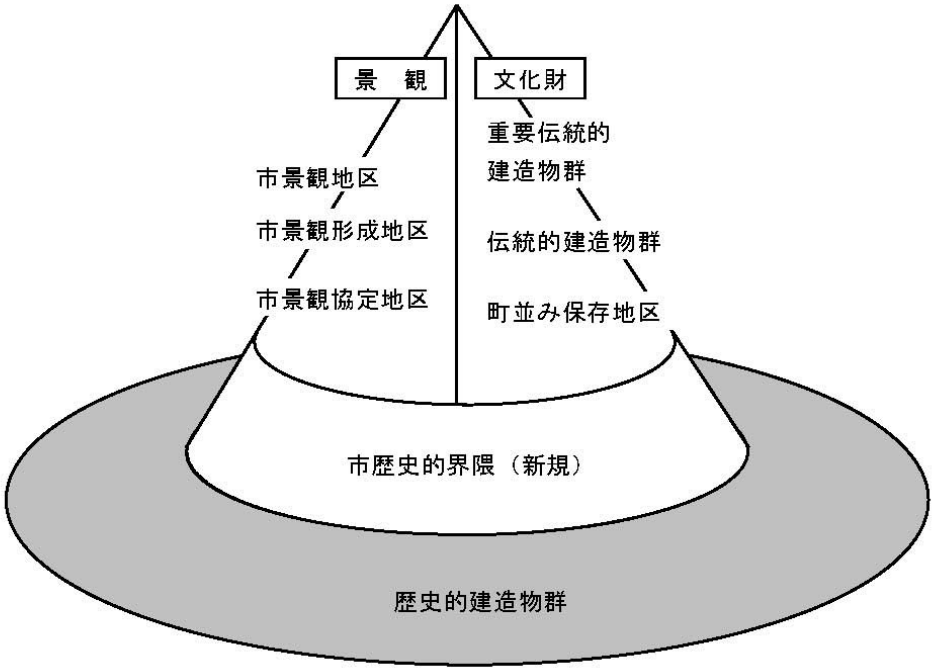


資料７　歴史的建造物の制度比較

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">歴史的建造物
（新規）</td><td>景観</td><td colspan="2">文化財</td></tr>
<tr><td>登録</td><td>認定</td><td>市景観重要
建造物</td><td>国登録
文化財</td><td>指定文化財
（国、県、市）</td></tr>
<tr><td colspan="2">簡易相談</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術的支援</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">あっせん・仲介</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">経
済
的
支
援</td><td>助成</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>固定資産税減免</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相続税減額</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">○（現在は個別対応）</td><td rowspan="2">○</td><td>○（県・市：現在は個別対応）</td></tr>
<tr><td>○（国）</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築基準法等の緩和</td><td>×</td><td>×</td><td>○（条例制定が必要）</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状変更手続</td><td>×</td><td>届出</td><td>許可</td><td>届出</td><td>許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法</td><td colspan="2">条例等を想定</td><td>景観法</td><td colspan="2">文化財保護法</td></tr>
</table>

○適用あり　×適用なし　□新規提案事項

資料８　歴史的建造物群の位置づけ



意　見

２２広景審第　２　号
平成２２年６月１１日

名古屋市長　河　村　た か し　様

名古屋市広告・景観審議会
会　長　　瀬　口　哲　夫

歴史的界隈について（意見）

平成２２年６月９日開催の第３１回名古屋市広告・景観審議会において審議した標記のことについては、名古屋市広告・景観審議会条例第２条第２項に基づき別添のとおり意見を述べます。

歴史的界隈について

歴史的界隈とは、まちの成り立ちを語る上で欠かせない祭礼・産業などの生活文化、地形・町割りなどの周辺環境を背景に、歴史的建造物がまとまりをもって存在する区域である。これらを活かすことは歴史まちづくりを推進するうえで重要である。歴史的建造物保存・活用検討部会において、下記のとおり歴史的界隈についてとりまとめたので、施策の検討にあたり参考にされたい。

1．歴史的界隈の多様性

名古屋市景観基本計画における景観自立地区やこれまでの調査などを元に、まちの成り立ち（表１）を考慮に入れて市内に残る歴史的界隈の候補地を抽出すると、数多くの界隈があると想定される。

旧城下町４地区（那古野、東桜、大須、橘町）の現地視察及び検討を行った結果、歴史的界隈の成り立ちやその後の経緯、構成要素はそれぞれ特有のものがあることが確認できた。

このようなことから、それぞれの歴史的界隈において、様々な機能が重なり合い、また、いくつかの時代背景が重なり合っている場合もあると考えられ、市内には多様な歴史的界隈が存在するといえる。

表１　まちの成り立ち

旧城下町	碁盤割り、武家屋敷、寺町　など
旧城下町周縁部	城下町から伸びる街道沿い　など
旧街道沿い	宿場町、街道が通過する町　など
旧集落	農村集落、門前町　など
近代に形成されたまち	近代の住宅地・工場地・商業地　など

2．歴史的界隈候補地の基礎調査の必要性

今後、歴史的界隈の施策の策定にあたっては、多様である歴史的界隈を一律に捉えて対応していくことが困難なことから、まずは歴史的界隈の候補地におけるまちの成り立ち、経緯、歴史的建造物・地形・町割りなどの構成要素とその保存・活用状況、祭礼・産業などの生活文化、歴史的事象などの概況を基礎調査により把握したうえで、検討を進める必要がある。

3．歴史的界隈における施策の考え方

上記調査により抽出した歴史的界隈について、広く市民に周知し、区域に残る歴史的景観の認知に努め、機運を盛り上げる。さらに、歴史的景観を活かしたまちづくりに積極的な地域に対する支援として、新制度の制定、町並み保存地区制度の見直し、さらにはそれらの整理統合といった、わかりやすい制度設計をすることが望ましい。また、歴史的建造物をはじめ、狭小路地など現行法規に適合しないものへの対応を検討する必要がある。

以上のような歴史的界隈の施策については、できる限り多くの区域において市民が中心となって歴史的資産を活かしたまちづくりに取り組めるような仕組みとすることが求められる。

工程表

月	委員会		橘町WS		那古野WS		セミナー		ヒアリング	
6月			6月24日	地元キーパーソンヒアリング						
7月	7月6日	（第1回）								
8月			8月11日	学区委員長ヒアリング					8月3日	工学院大学　後藤治教授
			8月24日	意見交換会					8月3日	東京芸術大学　光井渉准教授
	8月31日	（第2回）					8月23日	京都府立大学　宗田好史准教授	8月24日	亀山市まちなみ文化財室　嶋村明彦室長
9月					9月1日	西区役所打ち合わせ				
					9月7日	学区委員長　連絡				
					9月13日	㈱スペーシア　井沢氏ヒアリング				
10月			10月15日	地元キーパーソンヒアリング	10月4日	西区役所打ち合わせ	10月18日	名古屋市立大学　瀬口哲夫教授	10月22日	たいとう歴史文化研究会　椎原晶子氏
					10月下旬	地元説明			10月22日	東京芸術大学　光井渉准教授
11月			11月上旬	岐阜高専まちあるきワーク	11月19日	名古屋工業大学　秀島栄三准教授ヒアリング	11月5日	工学院大学　後藤治教授		
			11月11日	地元キーパーソン意見交換	11月19日	ナゴノダナバンク ヒアリング				
			11月15日	名古屋学院大学大学院意見交換	11月26日	那古野一丁目まちづくり研究会　ヒアリング				
	11月16日	（第3回）	11月16日	地元キーパーソンヒアリング	11月26日	ポゥ　ヒアリング				
					11月27日、28日	まちの魅力発見ワークショップ				
12月			12月13日	意見交換会	12月16日	学区委員長打ち合わせ			12月17日	からほり倶楽部　六波羅雅一氏
									12月22日	文化庁　梅津章子調査官
1月									1月21日	文化庁　山口壮八課長補佐
									1月21日	（社）日本ユネスコ協会連盟
	1月27日	（第4回）							1月21日	東京芸術大学　光井渉准教授
2月			2月8日	意見交換会（からほり倶楽部の方を交えて）	2月8日	意見交換会（からほり倶楽部の方を交えて）	2月8日	からほり倶楽部		
			2月中旬	意見交換会	2月27日	報告会				
					3月1日～3月5日	展示会				

歴史的建造物カルテ（サンプル）

No	分類	有無	保存状況	位置付け
2	建築物	○	良好	

確認作業日
2010/08/31

名称	住宅地図上の名称
鳴尾公会堂	

旧名称	所有者
鳴尾学校	

所在地（区）	所在地（町、丁目、番地）	敷地面積
南区	元鳴尾町138	700

当初の用途	現在の用途
学校	公会堂

構造・階	設計	施工	築年（西暦、和暦）	築年（年）
木1	大工棟梁青山角左衛門	青山角左衛門	明治	15

景観基本ゾーン	景観自立地区	町並み保存地区等	界隈名
B2	21星崎		鳴尾

景観調査（1次、2次）	その他調査の有無
2次	

近代和風	景観1（戦前）	景観2（戦後）	景観3（寺社）	景観4（工作物）	景条	県近建	指導（近代）	指導（近世）	文化財	保留	市近建	その他
	164						202					

現地調査員備考

写真1



写真2



備考

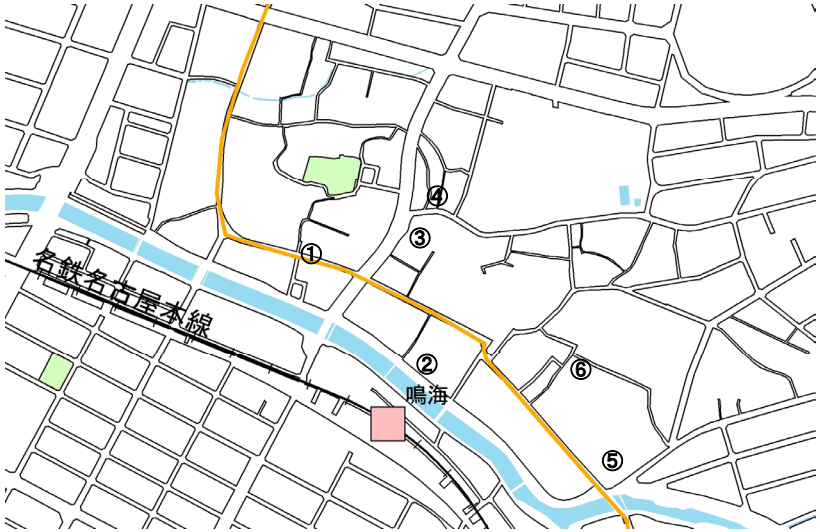
歴史的界隈カルテ（サンプル）

鳴海

1

・鳴海の城下町から近世になって東海道宿場町として発展。多くの神社や寺院、町家が残り、山車の祭礼も行われる。
・宿場町背後の斜面に緑地が残り、丘陵頂部の社寺から四方に眺望が開ける。
・道路が狭い地区（旧東海道鳴海宿周辺）の防災性の向上が課題。
・都市計画道路古鳴海停車場線が整備され、地区の南で名鉄線高架と併せて、鳴海駅前の市街地再開発事業が進められている

所在地	緑区鳴海町	
成り立ち	東海道宿場町	
地　形	丘陵地際	
経　緯	中世以前	―
	近世	東海道宿場町
	近代	住宅地、商店街
歴史的建造物等	街道	①東海道
	建造物、史跡等	②鳴海宿本陣址（史跡・名勝 336） ③高札場址（史跡・名勝 206） ④鳴海城跡（史跡・名勝 196、標札） ⑤瑞泉寺
	水・緑	クスノキ（鳴海八幡宮）クスノキ（鳴海天満社）諏訪社の森（アラカシ、クロガネモチ、ツバキ、カクレミノ　字諏訪山）ソテツ（字根古屋誓願寺）社叢（クスノキ、アラカシ、クロガネモチ　成海神社）シイノキ（萬福寺）
歴史的営み等	祭事、伝統工芸 出生地等	鳴海絞（史跡・名勝 227） ⑥下郷学海出生地（史跡・名勝 268） 鳴海山車祭
地元団体等	鳴海商店街協同組合 鳴海の町ガイドボランティアの会（都市センター） 緑区の歴史を学ぼう会（都市センター） 緑区ルネッサンスフォーラム（都市センター）	
景観基本計画	Ｃ２　　２６鳴海	
備　考	未着手都市計画道路：星崎鳴海線、東郊線	




①東海道


⑤瑞泉寺


①東海道（商店街）


①東海道（山車蔵）

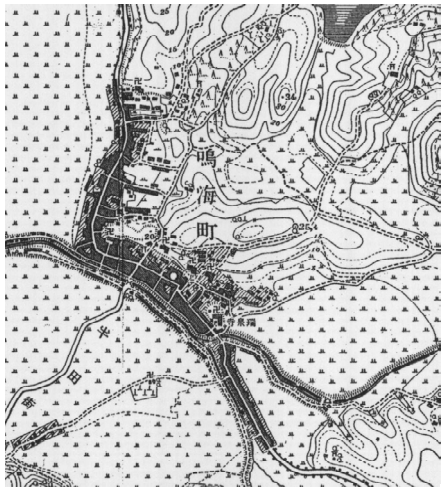
関連図

2

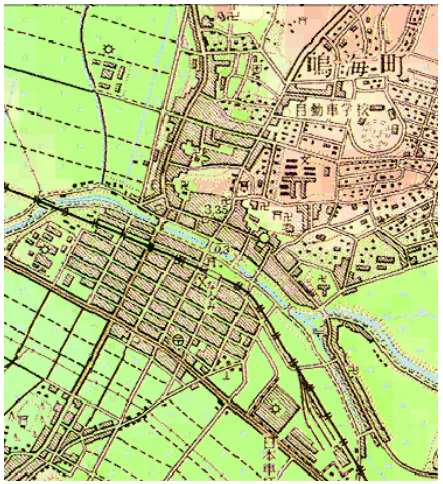
江戸時代



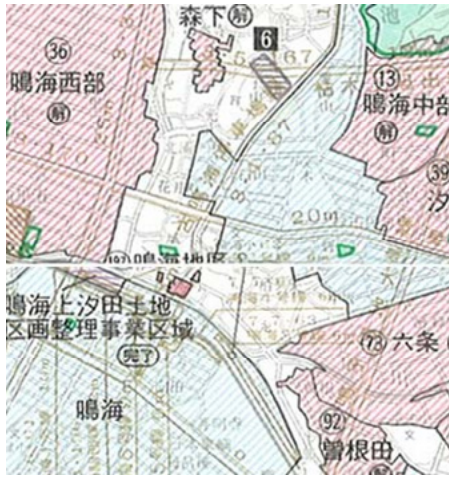
明治２４年



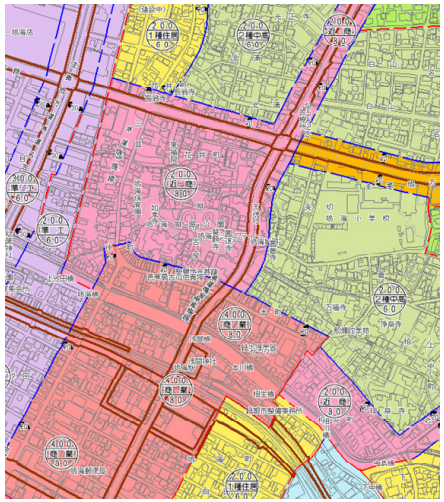
昭和３３年



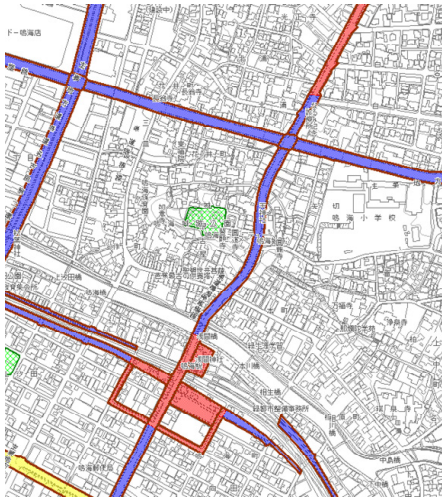
区画整理図



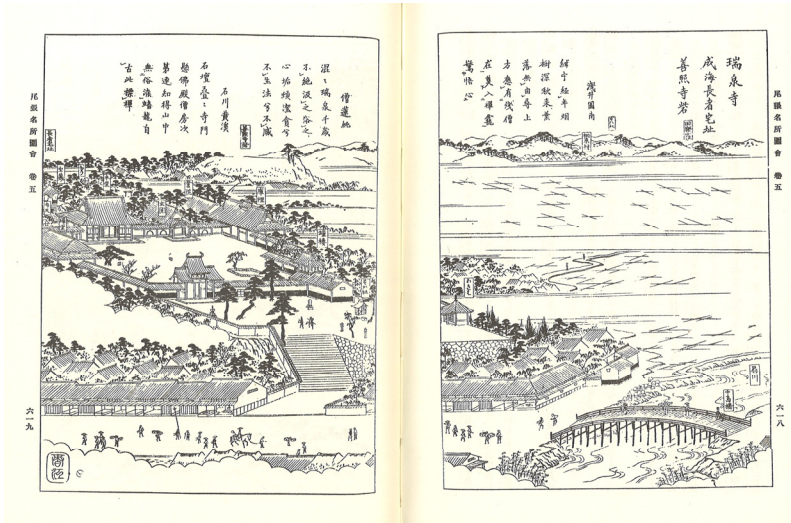
都市計画（用途地域）



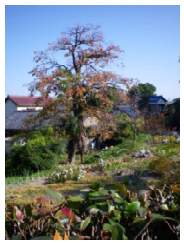
都市計画（道路・公園）



尾張名所図会

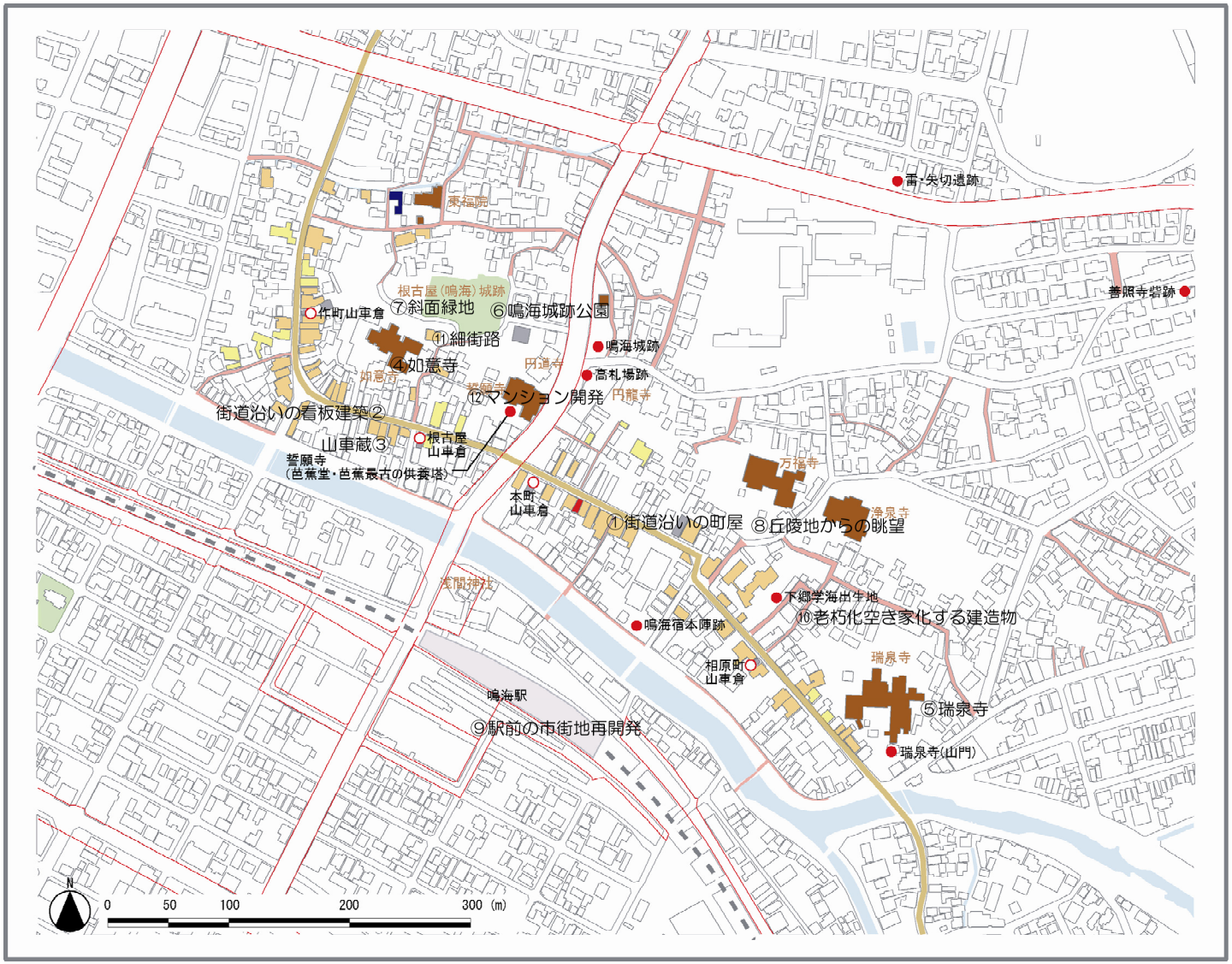


ケーススタディ地区カルテ（サンプル）

鳴海界隈			1
航空写真		現況写真	①街道沿いの町屋  ②街道沿いの看板建築  ③山車蔵  ④如意寺  ⑤瑞泉寺  ⑥鳴海城跡公園  ⑦斜面緑地  ⑧丘陵地からの眺望  ⑨駅前の市街地再開発事業  ⑩老朽化空き家化する建造物  ⑪細街路  ⑫マンション開発 
概要	・鳴海の城下町から、近世の東海道宿場町として発展。戦国期の歴史を持つ寺社、街道筋の町屋が残り、山車祭（６基）が伝わる由緒のある街。 ・宿場町背後に斜面緑地が残り、丘陵の上にある社寺から四方に眺望が開ける。 ・都市計画道路古鳴海停車場線が整備され、地区の南で名鉄線高架と併せて、鳴海駅前の市街地再開発事業が進められる。		
課題整理	・歴史的建造物の老朽化、空洞化の他、商店街の空き店舗化が見られる。 ・歴史的建築物の表にパラペットをつけた看板建築が多く見られる。 ・道路が狭い地区（東海道鳴海宿周辺）の防災性の向上が課題。 ・周辺ではマンション開発が進み、それに伴う歴史的環境への影響が懸念される。		

現況図

2



凡　例

- 河川・ため池
- 公園等
- 都市計画道路
- 認定道路（≦4m）
- 旧街道
- 名勝・史跡等
- 身近な歴史的資産

＜歴史的建物の分類＞

- 町屋（商家・長屋）
- 一般住宅
  ※洋館付きは太枠
- 農家住宅
- 洋風建築
- 神社・寺院
- 蔵
- その他

歴史的界隈の概要

No	界隈名	行政区	特徴	特徴（写真）
1	上野（うえの） 下方町（したかたちょう） 鍋屋上野町（なべやうえのちょう）	千種	・覚王山～城山に続く東部丘陵北辺、北だれの高台に位置する。 ・かつては鋳物を営む集落があり、戦国期に活躍した武将下方左近の居城があった。 ・上野天満宮など、古くからの社寺や古い民家（写真）が所々に残る。 ・上野天満宮の緑や天満緑道など緑が豊か。 ・棒の手（源氏天流）が残っている。	
2	楠元町（くすもとちょう）	千種	・城山～東山の丘陵に囲まれた平坦地。 ・地区の南に中馬街道が通っていた。 ・昭和になってから、市電の敷設にあわせて農地から住宅地として発展した。 ・昭和３年に大久手から移転した旧制愛知中学跡の大学校舎が近代建築物（写真）として残されている。 ・古い民家がわずかに残る。	
3	山門町（さんもんちょう）	千種	・東部丘陵の西端に位置し、起伏に富む。 ・明治後半に日泰寺が建立され、名古屋電気鉄道覚王山線が開通以来、門前商店街が形成された。周辺は揚輝荘はじめ山の手の別荘住宅地、学園町として発展してきた。 ・参道沿い（写真）には明治～大正～昭和初期の建物を活かした商店があり、独特の雰囲気を持つ。	
4	城山町（しろやまちょう）	千種	・通称城山と呼ばれる丘陵で、起伏に富む。 ・城山八幡宮や近代に都心から移転した多くの寺や日泰寺の墓苑が広がる。 ・南部には戦国時代の末森城跡、旧昭和塾堂（写真）など歴史的資産が豊富である。 ・城山八幡宮の緑をはじめ、社寺の緑や斜面の緑など、緑が豊かなランドマーク。	
5	千種（ちくさ） 今池（いまいけ）	千種	・千種橋から東、緩やかに坂を上る台地にあり、古くは大池と呼ばれるため池があった。 ・戦災復興土地区画整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・近代には製造業の進出もあったが、飯田街道や郡道沿いなどに町家（写真）が残る。 ・高牟神社など、古くからの社寺が残る。	

6	丸山町（まるやまちょう）	千種	・覚王山の南、丘陵と台地が接する南に開かれた緩やかな傾斜地、起伏に富むまち。 ・古くは丸山明神社周辺に集落があり、四観音道が地区の中央を通る。 ・覚王山界隈と同様に、別荘住宅地を形成し、屋敷跡や社宅跡のマンション化が進んでいるが、古い屋敷や町家（写真）などがわずかにみられる。 ・丸山神明社境内や住宅の庭など緑が豊か。	
7	白壁（しらかべ） 主税（ちから） 橦木（しゅもく）	東	・城下町の武家屋敷町として形成された。 ・近代になり北区～東区で陶磁器の絵付が行われるようになり、この地に陶磁器の輸出商はじめ、近代の起業家が住む屋敷街に変わっていった。 ・現在も明治～大正～昭和初期の近代和風や洋風の屋敷が多く見られ、白壁・主税・橦木町並み保存地区に指定されている。	
8	筒井（つつい） 新出来（しんでき） 百人町（ひゃくにんちょう） 黒門町（くろもんちょう） 車道町（くるまみちちょう）	東	・城下町東の寺町、下級武家屋敷町であった。 ・建中寺（写真）始め、築城以来の古い寺社が数多く残り、湯取車、鹿子神車などの山車祭りが行われる。 ・区画整理が行われているが、城下町以来の道路形状がわずかに残る。 ・近代建築の東海学園講堂（登録文化財）、筒井小学校がある。 ・古い町家や長屋などが所々に残っているが、町名に名残をとどめる下級武家屋敷跡はわずかしかない。	
9	徳川（とくがわ） 相生町（あいおいちょう） 赤塚町（あかつかちょう）	東	・白壁の東、中級武家町の東に位置する。 ・明治以後、北区、東区での陶磁器輸出産業の成長とともに、その活動の中核となる陶磁器会館が建設された。 ・周辺には、明治以降の長屋形式や戸建て町家などの住宅（写真）が建設され、今もその姿を所々に残し、洋間付和風住宅も見られるが、都心に近く、マンションや駐車場に変貌している所もある。	
10	東桜（ひがしさくら）	東	・城下町の東の寺町として形成された。 ・戦災復興区画整理による基盤整備が行われたが、城下町以来の道筋が残されている。 ・浄土寺町、法華寺町の通りに多くの寺が残り、門や本堂、庫裏などに明治以前の古い建物が残っている。 ・寺の周囲には長屋も多く、歴史的環境を活かした店舗利用例が多く見られる。	

11	矢田町（やだちょう）	東	・矢田川の南、平地に位置する。 ・耕地整理が行われているが、水野街道付近に漸東寺を核とする集落の趣を残した曲がりくねった道が残る。 ・名鉄瀬戸線を挟んだ地区の北に、矢田川に面して古刹の長母寺がある ・水野街道沿いなど、古い町家が所々に残る。	
12	山口町（やまぐちちょう） 徳川町（とくがわちょう）	東	・城下町の東北に位置する、尾張藩重臣の武家屋敷であった。 ・東側は明治になって一時、尾張徳川家の居所となり、後に徳川園・徳川美術館（写真）となり、近年、池泉式回遊庭園を持つ公園として再整備された。 ・昭和になり西側は宅地化が図られる。 ・周囲の住宅地には蔵のある屋敷や洋間付和風住宅などが見られる。	
13	芳野（よしの） 白壁（しらかべ）	東	・名古屋城の東、名古屋台地北辺に位置する。 ・城下の時代の武家町、寺町。 ・戦災復興により基盤整備されているが、長久寺（写真）や片山神社など古くからの社寺や、周辺に散在する近代の町家、長屋に歴史的な雰囲気を残す。 ・尾張名所図絵に見る長久寺は境内地が狭まったものの、本道・庫裏は名所図絵と同じ姿を残す。 ・付近は公私立の学校が立地する文教地域となっている。	
14	上飯田東町（かみいいだひがしまち）	北	・矢田川南側の平野に位置する。 ・区画整理が行われ、道路形態（写真）は更新されている。 ・古くからの社寺が残るが、古い民家はわずかである。 ・六所社に緑が多くみられる。	
15	楠味鋺（くすのきあじま）	北	・段丘末端地に位置する。 ・区画整理は行われず、曲がりくねった道や狭い地道に集落の形態を残す。 ・味鋺神社、護国院など古くからの社寺や木曽街道沿いなどに古い民家、旧醸造蔵などが残され、水屋も見られる。 ・味鋺神社、護国院に豊かな緑が残る。 ・未着手都市計画道路がある。	

16	光音寺町（こうおんじちょう）	北	・旧矢田川河道南側の平野に位置する。 ・耕地整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・光音寺など古くからの寺や所々に古い民家（写真）が残る。 ・寺や民家の庭に緑が多くみられる。 ・戦後、周囲の人口増に伴い、商店街が形成された。 ・未着手都市計画道路がある。	
17	志賀町（しがちょう）	北	・旧大幸川、旧御用水に隣接した平野に位置する。 ・区画整理が行われておらず、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・児子八幡社など古くからの社寺や木曽街道沿いに古い民家が残る。 ・児子八幡社に緑が多くみられる。	
18	清水（しみず） 中杉町（なかすぎちょう）	北	・名古屋台地北辺に接する平野に位置する。 ・耕地整理、戦災復興区画整理が行われているが、入り組んだ地道（写真）に集落の形態を残す部分がみられる。 ・古くからの社寺が残るが、古い民家はわずかに残る。 ・新明社・八幡社に緑が多くみられる。 ・未着手都市計画道路がある。	
19	下飯田町（しもいいだちょう）	北	・矢田川左岸の平野に位置する。 ・耕地整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や古い民家（写真）が残り、屋根神様もみられる。 ・六所社に緑が多くみられる。	
20	辻町（つじちょう）	北	・矢田川左岸の平野に位置する。 ・耕地整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・奈良時代のいわれと延喜式に名を残す羊神社（写真）など古くからの社寺や所々に古い民家が残る。 ・辻の地名は古く、当地領主羊太夫の羊から「ひ」を取ったものとのいわれる。	

21	如意（にょい）	北	・春日井原の段丘末端、標高 10m～12m の台地上に位置する。 ・区画整理事業が行われ、道は拡幅されているものの、集落の形態を残す。 ・大井神社、瑞応寺など古くからの社寺があり、所々に古い民家が残る。 ・大井神社、瑞応寺に豊かな緑が残る。 ・戦後、周囲の人口増に伴い、商店街が形成された。	
22	安井（やすい）	北	・元は庄内川と旧矢田川の間の湿地の集落。 ・村内を木曾街道が縦断、惣兵衛川が流れる。 ・耕地整理が行われているが、道路は入り組み、集落の形態を残す。 ・浅野（浅井）長政の出身地と言われ、別小江神社、白龍神社（付近に安井城跡）など古くからの神社が残り、緑が多くみられる。 ・未着手都市計画道路がある。	
23	山田町（やまだちょう）	北	・矢田川左岸の平野に位置する。 ・中世以来の荘園、山田郷の地名が残る。 ・区画整理により道路形態は更新されている。 ・尾張二代藩主光友公の勧進による１７世紀創建の山田天満宮がある。 ・付近は、第二次世界大戦の空襲を受け、古い民家がわずかに残る。	
24	稲生町（いのうちょう）	西	・庄内川左岸の平野に位置し、南に庄内用水が流れる。 ・耕地整理が行われているが、道路が入り組み、集落の形態を残す。 ・一帯は稲生原古戦場の跡で、隣接する名塚に戦死者を弔った庚申塚がある。 ・伊奴神社など古くからの社寺や所々に古い民家が残り、神社の緑や庄内用水沿いの緑、庭の緑など緑豊か。	
25	大野木（おおのぎ）	西	・庄内川の自然堤防上に形成された古くからの農村集落。 ・区画整理が行われているが、曲がりくねった地道に集落の形態を残す。 ・大乃伎神社（写真）など古くからの社寺や、所々に古い民家が残る。 ・神社や庭などの緑が多く、畑も残る。	

26	押切（おしきり）	西	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・城下町から続く美濃街道沿いの町。 ・明治には名鉄押切町駅が設置された。 ・街道沿いや周辺に古い町家や店舗が残り、周囲には屋根神様を祀る民家が見られる。 ・街道沿いに鎌倉時代の押切城跡（戦国期、那古野城築城で廃城）と言われる白山神社（写真）があり、緑が豊かである。	
27	笠取町（かさとりちょう）	西	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・付近への工場進出に伴い、昭和初期から宅地化が始まった。 ・かつての勤労者向けの長屋や古い商店などが所々に残る。	
28	上名古屋城西（かみなごやじょうさい）	西	・名古屋城の西北に位置し、近世の武家町から近代は住宅地、商店街として発展。 ・現在も、古くからの寺社が残っているが、古い民家はわずかに残る。 ・蜂谷宗意宅址、岡田啓宅址、豊竹呂昇出生地、鈴木朖終焉地など、由緒のある場所がみられる。	
29	栄生（さこう）	西	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・明治までは水田地帯で、栄村と呼ばれた。 ・周辺への工場進出に伴い、昭和初期から宅地化が始まる。 ・かつての勤労者向けの長屋や古い商店がわずかに残る。	
30	新道（しんみち）	西	・六つの寺（新道６ヶ寺）が並び、寺町を形成していたが､現在は国道 22 号で分断され、多くは建て替えられている。 ・地区の西、国道 22 号の南にある観音堂は江戸期の様式を伝え、尾張名所図会にも見ることができる。 ・新道沿いに古い町家や屋根神様が祀られた民家、駄菓子屋などの伝統産業が残る。	

31	中小田井（なかおたい）	西	・庄内川右岸に形成された農村集落、岩倉街道が南北に通る。 ・街道沿いは琵琶島青果市場への岩倉方面からの搬送経路で、荷を売った後、生活用品を購入する商店があった。 ・道路形態（写真）に農村集落の形態を残し、町並み保存地区に指定されている。	
32	那古野（なごの）	西	・堀川西の城下町の町続き、町人町から発展。 ・古い神社や寺院、蔵のある屋敷、長屋や町家が多く残されている。 ・清洲越しの歴史を持つ四間道沿い（写真）は町並み保存地区に指定されている。 ・屋根神様を祭る民家が今も残る。 ・アーケードのかかる円頓寺商店街があり、夏には七夕祭りが行われる。	
33	則武新町（のりたけしんまち）	西	・明治後期に窯業、繊維等の工場が進出し、工場地帯と勤労者住宅街（写真）を形成。 ・現在も稼働している工場があるが、次第に閉鎖される方向にある。 ・国内初の動態展示を見せる産業技術記念館やノリタケの森など、産業遺産の近代建築が保存・活用されている。 ・津島社の祭礼には桑名石取り祭の様式を受け継ぐ三輪の御所車の山車が残る。	
34	比良（ひら）	西	・庄内川と新川に挟まれた平野に位置する。 ・区画整理が行われているが、曲がりくねった地道に集落の形態を残す。 ・山車の祭礼が行われる六所社など古くからの社寺や、所々にかつては農家住宅と見られる古い民家などが残る。 ・神社や庭などの緑が多く、畑も残る。	
35	平中町（ひらなかちょう）	西	・庄内川右岸の平野部に位置する。 ・区画整理が行われているが、曲がりくねった地道に集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や所々に古い農家住宅や古い民家などが残る。 ・神社や庭などの緑が多く、畑も残る。	

36	枇杷島（びわじま）	西	・庄内川左岸に位置する美濃街道要衝の町。 ・街道沿いの所々に古い町家が残る。屋根神を祀る民家が見られる。 ・地名は 12 世紀平清盛に流された藤原師長が「白菊の琵琶」を里長の娘に送ったことに由来すると伝わる。 ・枇杷島青果市場の跡にスポーツセンター、高層市営住宅が建てられている ・清音寺など古くからの寺社が残る。 ・八幡神社に豊かな緑がみられ、東には庄内用水が流れる。	
37	名西（めいせい）	西	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・城下町から続く美濃街道沿い周辺の町。 ・明治以後、繊維等の工場地帯となったが、現在は撤退し、商業、住宅地に転換。 ・古い町家（写真）が街道沿いに残る。 ・街道沿いに八坂神社があり、提灯祭りが行われる。	
38	稲葉地町（いなばじちょう）	中村	・庄内川の自然堤防上に位置する。 ・区画整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・信長の叔父、信光が建てたと言われる稲葉地城跡の神明社、凌雲寺や古い民家、長屋（写真）などが残る。 ・社寺や民家の庭の緑など、緑が豊か。 ・地区の東側に庄内用水が流れる。	
39	岩塚町（いわつかちょう）	中村	・庄内川左岸沿いに位置する。 ・近世の佐屋街道設置後、岩塚村は庄内川を挟む万場宿とともに宿（駅）として整備され、万場と岩塚で宿の機能を果していた。 ・街道沿いに古い民家があり、街道の両側は地道や古い農家住宅が残り農村集落の様相（写真）を残している。 ・七所社には千年続く「きねこさ祭」がある。	
40	大秋町（おおあきちょう） 松原町（まつばらちょう）	中村	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・耕地整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や古い民家、長屋（写真）、看板建築などが残る。 ・戦国期の今川方の大秋氏居城跡と言われる八幡社などの社寺に豊かな緑が見られる。	

41	烏森町（かすもりちょう）	中村	・佐屋街道が村の中央を通り、柳街道と交わる交通の要であった。（芭蕉ゆかりの場所） ・昭和 13 年、近鉄名古屋線開通により烏森駅付近の街道沿いに商店街が形成されたが現在はほとんど残っていない。 ・街道沿いには古い民家が残り、街道の南には地道や農家住宅が残るが、地下鉄東山線の延伸を機に宅地化が進んだ。 ・天保年間と言われる茅葺屋根の農家がある。 ・禅養寺山門は副田甚兵衛（隠斎、豊臣秀吉の妹旭姫の夫）旧宅の門だったと伝わる。	
42	上米野町（かみこめのちょう） 太閤（たいこう）	中村	・名古屋駅西南、平野部に位置する。 ・区画整理が行われていない所では、地道が入り組み、集落の形態を残している。 ・古くからの社寺や古い民家、長屋が見られ、柳街道沿いには古い商店などが残る。 ・ささしまライブ 24 や椿町線の整備で町の様子が変貌しつつある。	
43	栄生町（さこちょう）	中村	・庄内川左岸に位置する。 ・区画整理が行われているが、入り組んだ地道が残り、集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や古い民家、長屋、木造アパート、屋根神様などが残る。	
44	下米野町（しもこめのちょう） 大正町（たいしょうちょう）	中村	・堀川の西、平野部に位置する。 ・区画整理が行われていない所では、地道（写真）が入り組み、今も集落の形態を残している。 ・織田家家臣中川弥兵衛居城跡の長松寺など、古くからの寺や古い民家、長屋、農家が残る。	
45	大門町（だいもんちょう） 日吉町（ひよしちょう） 寿町（ことぶきちょう） 羽衣町（はごろもちょう） 賑町（にぎわいちょう）	中村	・西大須の火災を契機に大正 12 年に現在地に移転した。 ・正方形の街を直交する道路で長方形街区をつくり、街の四隅に中心からの放射道路を配置する形態となっている。 ・和風建築が多く、イスラム風や旧帝国ホテル風など、思い思いのデザインを凝らした建物がある。 ・周辺には町家の他、茅葺屋根の建物もある。	

46	なかむらなかまち 中村中町 したなかむらちょう 下中村町	中村	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・秀吉、清正生誕と言われるゆかりの地。 ・大半は区画整理が行われておらず、入り組んだ地道が残り、集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や古い民家、農家（写真）、長屋、木造アパートなどが残る。 ・下中八幡宮の緑や民家の庭の緑など、緑が豊か。	
47	のりたけ 則武	中村	・庄内川左岸の平野部に位置する。 ・地区は大通りなどにより、東西南北に分断されている。 ・耕地整理が行われているが、入り組んだ地道に集落の形態を残している。 ・古くからの社寺や古い民家、長屋（写真）、看板建築などが残る。 ・八幡社などの社寺に豊かな緑が見られる。	
48	ひがしじゅくちょう 東宿町	中村	・庄内川左岸の自然堤防上に位置する。 ・中世の鎌倉街道（小栗街道）、萱津宿の出郷、東宿跡にあたり、平安時代から市が立ち、人々の往来でにぎわったといわれる。 ・東宿明神社は鎌倉街道が栄えた８世紀、貞応年間に熱田神宮の摂社として奉られたと言われる。	
49	ひびつちょう 日比津町	中村	・庄内川自然堤防上の平野部に位置する。 ・区画整理が行われているが、入り組んだ地道が残り、集落の形態を残す。 ・古くからの社寺や民家、長屋、木造アパートなどが残り、大円寺には南北朝時代の土豪野尻氏居城跡の碑がある。 ・白山神社や民家の庭の緑など、緑が豊か。 ・地区の北側に庄内用水が流れる。	
50	よこい 横井	中村	・鎌倉期の荘園一揚（柳）荘の一角に位置し、伊勢神宮御神領の跡に高野宮が鎮座する。 ・道路形態や古い農家住宅などに農村集落のたたずまいを残す。 ・横井山は、西北の風に吹かれて堤防上に溜まった河畔砂丘で、明治には標高１２ｍあった山上に清正堂と弘法堂がある。戦前は小学校児童の遠足でにぎわった。なお老松は加藤清正が名古屋城に植えた松の余剰を植えたものだと伝えられている。	

51	大須（おおす）	中	・城下町の南の寺町であった。 ・大須観音や萬松寺など寺町の面影を色濃く残している。 ・アーケードの門前商店街が発達し、古くからの店舗も多く見られる。 ・所々に店舗のある路地がみられ、界隈を特色づけている。 ・名古屋台地の古代の歴史を伺わせる那古野山古墳がある。	
52	三の丸（さんのまる）	中	・名古屋台地北部、名古屋城郭内に位置する ・元々は、尾張藩重職の武家屋敷跡。 ・大政奉還後、尾張徳川家が名古屋城を明け渡し、本丸・西の丸は宮内省離宮、二之丸三之丸は陸軍の駐屯地となった。 ・昭和８年市役所（写真）、13 年に愛知県庁が現在地に移転、それぞれ帝冠様式のデザインを競い、官庁街形成の第一歩となった。 ・現在の官庁街になるのは第二次世界大戦後のことで、関係官公庁による郭内処理委員会により土地利用・景観が調整されている。 ・大きな街路樹（ゆりの木）。	
53	新栄（しんさかえ）	中	・名古屋台地から緩やかに下る飯田街道沿いに位置する。 ・東の寺町と一体に、街道周辺に社寺が集積。 ・街道周辺に白山神社（写真）や古い長屋、民家などがわずかに残る。 ・白山神社は前方後円墳の小高い丘で、豊かな緑が見られる。	
54	橘　町（たちばなちょう）	**中**	・尾張２代藩主光友公が千本松原を拓いて作った町で、別院はじめ多数の寺があり、大須を含めて南の寺町と呼ばれる。 ・旧町名の橘町は光友公の命名。 ・本町通を軸に当初は道具商、今は仏壇仏具商が集積する特色ある伝統産業の町。 ・昭和 12 年本町通の拡幅に伴い、防火の意味もあって、明治の町家を黒漆喰塗籠造（写真）に改装し、通りぬけの土間、吹抜け、倉などが残されているが、多くはＲＣ造等に建て替えが進んでいる。	
55	東陽通（とうようどおり）	中	・名古屋台地から東に下った城下町の外側で、周辺は近代になって宅地化が進んだ。 ・明治初期には矢場町通～飯田街道方面を結ぶ東陽通があった。 ・近代に東陽館が賑わった東陽町通には飲食店などの店舗がみられ、古い住宅併用店舗（写真）が所々に残っている。	

56	広小路（ひろこうじ）	中	・名古屋台地の中程、碁盤割りの城下町人町の南に位置する。 ・築城当時の広小路は幅３間の道だったが、万治３年（1660）の大火により、久屋町から長者町まで幅 15 間（27m）に拡幅された。 ・当時の名古屋の商業中心は本町通だったが、拡幅後の広小路には芝居小屋や茶店が建ち並び、城下の名所になるほどにぎわった。 ・鉄道開通と市電敷設後、広小路栄・武平町に市役所・県庁が建ち、金融業や百貨店の立地で、広小路・大津通が近代名古屋の目抜き通として隆盛を極めた。 ・当時のビルは戦災復興後にも残されていたが、近年建て替えがすすみわずかに残る。	
57	矢場町通（やばちょうどおり）	中	・名古屋台地に位置し、城下町の武家町の南端、南寺町北端に形成された。 ・戦災復興区画整理による基盤整備が行われたが、路地や雁行した道が残っている。 ・若宮八幡宮や政秀寺、白林禅寺、勝蔓寺などの古社寺、古い長屋（写真）や民家などが所々に残っている。 ・社寺に残る古木が地域の貴重な緑になっている。	
58	川名本町（かわなほんまち） 広路本町（ひろじほんまち）	昭和	・御器所台地東際、山崎川に向かって緩やかに下っている。 ・佐久間半左衛門の居城・川名城が川原神社（写真）東にあったが、遺構はない。 ・一部耕地整理が行われたが、曲がりくねった地道が集落の趣を残す。 ・飯田街道に古くからの商店がみられる。 ・社寺の緑や民家の庭の緑などの緑が豊か。 ・沢庵漬（御器所大根）の製造が盛んであったなどの歴史がある。	
59	御器所（ごきそ）	昭和	・御器所台地西、緩やかな起伏のある地形。 ・戦災復興区画整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・鎌倉時代に御器所荘の地名が記録に残り、古くは熱田社神事用の土器が製造された。 ・戦国期の御器所西城跡の尾陽神社、東城跡の久松寺、御器所八幡宮（写真）や民家が残り、郡道や商店街に古い店舗がみられる。 ・秀吉の母宅跡や御器所大根・沢庵漬の製造が盛んであった。 ・社寺の緑や住宅の庭の緑など緑豊か。 ・未着手都市計画道路がある。	

60	南山町（みなみやまちょう） 広路町（ひろじちょう）	昭和	・八事丘陵の起伏に富んだ、緑豊かな住宅地。 ・大正から昭和にかけての耕地整理、区画整理により、高級住宅地形成を意図し大区画を取り、日本のビバリーヒルズと言われる近代洋風邸宅と緑の邸宅街を形成した。 ・南山学園やカトリック教会、教団施設の立地でも閑静な文教地区となっている。 ・南山学園ライネルス館（写真）が登録文化財に指定されている。	
61	八事本町（やごとほんまち）	昭和	・八事丘陵の尾根上、飯田街道沿いに形成された興正寺の門前町。 ・一帯は江戸時代の景勝地・保養地から市電の敷設を契機に別荘住宅地に発展。 ・周辺には私学の中・高・大学が集積する市内有数の文教地区、高級住宅地。 ・興正寺（写真）は 1688 年創建後、尾張２代藩主光友公により尾張徳川家祈願寺として隆盛し、市内唯一の五重塔は重要文化財に指定される。 ・周辺の宗教施設、山本球場跡、料亭八勝館などの歴史的資産を残す、緑の豊かなまち。	
62	井戸田町（いどたちょう）	瑞穂	・瑞穂台地の南端に位置し、緩やかな起伏に富んだ地形からなる。 ・古くは鎌倉街道（写真）が通る要衝の地。 ・耕地整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・神宮寺や頼朝の産湯として使われた竜泉寺など古くからの社寺が残る。 ・社寺の緑や民家の庭の緑など緑が豊か。 ・妙音通の名の由来ともなった藤原師長（妙音院）謫居地の跡がある。	
63	軍水町（ぐんすいちょう） 仁所町（にしょちょう）	瑞穂	・天白川の河岸段丘上に位置する。 ・弥生期の遺跡があり銅鐸が出土している。 ・西八幡社、宝蔵寺のあたりに戦国期の中根城（南城）があった。 ・西八幡社（写真）など古くからの社寺が残り、古い民家がわずかに残る。 ・社寺の緑や民家の庭の緑などの緑が豊か。	
64	大喜町（だいぎちょう） 大喜新町（だいぎしんちょう）	瑞穂	・瑞穂台地の際に位置し、緩やかな起伏に富んだ地形からなる。 ・付近を千種街道（郡道）、平針街道（郡道）が通り、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・近くに大喜田光城跡がある。 ・大喜寺、田光八幡社など古くからの社寺や群道付近などに古い住宅が残る。社寺の緑が豊か。 ・未着手都市計画道路がある。	

65	津賀田町（つかたちょう）	瑞穂	・瑞穂台地の際に位置し、緩やかな起伏に富んだ地形からなる。 ・耕地整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・古墳の上に建てられた津賀田神社などの古い社寺があり、周囲には古い民家が残る。 ・社寺や民家の庭の緑が豊か。 ・津賀田神社の盆踊り、熱田神楽が残る。	
66	中根町（なかねちょう）	瑞穂	・天白川の河岸段丘上に位置する。 ・古くは中根三城（北・中・南）のあった日向町、中根町、軍水町一帯を中根と称していた様子がうかがわれる。 ・東八幡社（写真）など古くからの神社や古い民家（町家、農家など）が残る。また古いアパートがみられる。 ・社寺の緑や民家の庭の緑など緑豊か。	
67	中山町（なかやまちょう）	瑞穂	・瑞穂台地に位置する。 ・耕地整理が行われたが、曲がりくねった地道が集落の趣を残す。 ・古くからの社寺や古い民家、洋館付き住宅（写真）が残る。 ・社寺の緑や古墳（八高古墳）の緑、民家の庭の緑など緑豊か。	
68	初日町（はつひちょう） 石川町（いしかわちょう） 菊園町（きくぞのちょう） 松月町（しょうげつちょう）	瑞穂	・瑞穂台地と山崎川両岸の緩やかな斜面からなり、区画整理により基盤整備された閑静な住宅地 ・組合（石川）によるバスの運行、山崎川の両岸への桜の植樹、街路樹の配置、住宅展覧会の実施など当時としては斬新な優れた宅地開発の企画を展開した。 ・屋敷（写真）や洋館付き住宅が点在し、当時の面影を残している。 ・東山荘や汐路小学校の緑、民家の庭の緑など緑豊か。	
69	船原町（ふなはらちょう） 北原町（きたはらちょう） 雁道町（がんみちちょう）	瑞穂	・瑞穂台地の西際に位置し、緩やかな起伏に富んだ地形と平地からなる。 ・耕地整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・集落地の古くからの社寺や民家の他、新堀川周囲の工場勤労者用住宅として耕地整理の土地に供給された長屋、商店街が残る。 ・集落の社寺や住宅の庭など緑が豊か。 ・未着手都市計画道路がある。	

70	御剱町 太田町 亀城町	瑞穂	・瑞穂台地西、緩い傾斜地と平野からなる。 ・耕地整理が行われたが、集落の趣を残す曲がりくねった地道（写真）が残る。 ・現御劔小学校に戦国期の高田城跡がある。 ・集落の古くからの社寺や民家の他、新堀川周囲の工場勤労者用住宅として、耕地整理の土地に供給された長屋が残る ・集落部分は、八剣社など社寺の緑や民家の庭の緑など緑豊か。 ・人口の増加に伴い発展した商店街（雁道商店街、賑町）が賑わいの面影を残す。 ・未着手都市計画道路がある。	
71	弥富町 春山町	瑞穂	・八事丘陵の南に広がる、起伏に富んだ、緑豊かな住宅地。 ・大正末期から昭和初期にかけての耕地整理、区画整理によって基盤が整備される。 ・屋敷（写真）や生垣、斜面に残る緑、緩やかにカーブする道路、坂道などの景観が継承されている。 ・地下鉄名城線の開通で幹線道路沿いは高層住宅化が進む。 ・未着手都市計画道路がある。	
72	一番	熱田	・慶安 2 年（1649 年）に完成した藩営新田の集落。 ・新田開発の境界を伝える曲がりくねった道が集落の趣を残す。 ・ところどころに古くからの民家が残る。 ・新田開発の守護として安置された西国三十三か所の観音堂（写真）が残る。	
73	高蔵町 夜寒町 玉の井町 森後町	熱田	・熱田台地上にあり、佐屋街道（本町通）が通った。 ・古い民家や見越しの緑のある屋敷があり、旗屋小学校に創立期の門（写真）が残る。 ・高座結御子神社には古くからの行事が残る。 ・歴史を感じさせる地名に特色がある。 ・東西は台地からの下り坂となっており、東西方面へ眺望が開ける。	
74	伝馬 木之免町 大瀬子町 須賀町 神戸町	熱田	・熱田台地先端から南に下った堀川（古くは海）沿いに位置する。 ・熱田神宮の門前町、漁師町から、近世になって東海道の宿場町、渡場となった。 ・区画整理がされているが、古くからの道の形態を残している。 ・熱田荘、丹羽家など古い民家が残る。社寺や歴史的いわれのある場所が多い。 ・七里の渡船着き場（写真）など堀川（水）との接点が豊富。	

75	旗屋（はたや） 白鳥（しろとり）	熱田	・熱田台地の頂部及び、台地から西に下った堀川沿いに位置し、古くは城下町と結ぶ佐屋街道（本町通）が通った。 ・区画整理による広幅員道路の整備で、熱田神宮や台地との連続性が希薄となった。 ・社寺や歴史的ないわれのある場所が多くあり、断夫山古墳、白鳥古墳など古代の歴史がある。	
76	愛知町（あいちちょう）	中川	・大正 13 年工業地域に指定され、昭和 5 年中川運河開削により、事業所や工場が集積し、集落内外に小規模な勤労者住宅が出来た。 ・明治末の菊井紡績（現豊成団地）や昭和初期の旧国鉄名古屋工場建設、近鉄名古屋線開通と黄金駅開設が宅地化を推進し、集落北側の街道に、西日置商店街が形成された。 ・集落内に町家（写真）、長屋、農家などが残り、善行寺（文亀元年創建）の鐘楼石垣等は名古屋城築城時の残石と伝えられる。 ・神明社には、この地に排水路を整備した安井徳左衛門の記念碑がある。	
77	荒子町（あらこちょう） 荒子（あらこ） 的場町（まとばちょう）	中川	・観音寺は（創建当時は高畑村）、永禄年中に再興、天正 4 年（1576）前田利家に修造された。尾張四観音の 1 つとして節分には多数の参詣人で賑わい、円空仏で有名。 ・大正 2 年に尾頭橋･下之一色間に市電開通、荒子に停車場が出き、商店が建ち並んだ。 ・集落は地道や路地、小水路が多く、槇の生け垣、古木が特徴的な農村集落の様相が見られ、茅葺きの農家住宅が残る。 ・集落周辺は区画整理により道路が整備され、近年、あおなみ線に接するＪＲ貨物線の跡地が高層マンションになっている。	
78	牛立町（うしだてちょう）	中川	・中川運河の開削で、物流系事業所や工場が集積、八熊通の開通などにより、集落内に勤労者住宅が建設されたと考えられる。 ・耕地整理・区画整理が行われたが、集落内の道路には地道（写真）が残る。 ・古い農家住宅、町家、長屋等が混在しているが、多くの建物は建替えられている。 ・集落東を百曲街道が通り、北端に瓶屋橋を渡り熱田へ通ずる街道があった。百曲街道にあった地蔵が集落内に移されている。 ・願興寺は古渡城ができるまでは古渡城址にあり、尾張最古の寺院。	

79	打出（うちで）	中川	・西の中須村との境に西井筋が流れる。区画整理が実施されるまでは宅地化は進んでいなかった。 ・地道の拡幅により、道路形態には昔の面影はなく、古い農家住宅などに農村集落の様相を残し、茅葺の農家が１軒残っている。 ・北側に市営打出荘が建設されている。	
80	榎津（えのきづ）	中川	・江松と榎津は衣那津と呼ばれていた。現在は東に新川、西に萱津用水が流れている。 ・元は漁村と考えられ、海岸縁だったことを示す榎津貝塚か発掘されている。 ・区画整理は行われておらず地道（写真）沿いに建物が建ち、多くの建物は建て替えられているが古い農家住宅も点在する。	
81	江松（えまつ）	中川	・江松は、文政の庄内川開削で古堤の南に移され、新川を挟み下之一色と相対している。 ・区画整理は行われておらず地道（写真）に沿う形で建物が建ち、多くの建物は建て替えられているが古い農家住宅も残る。 ・立派な松がある住宅がある。 ・新川沿いは対岸の下之一色のような漁師町の趣がある。	
82	かの里（かのさと）	中川	・近鉄戸田駅に近く、早くから建物が建てられたと考えられる。 ・集落内は地道が残り、戸田駅付近にはアパートが建てられているが、古い農家住宅（写真）が残る。 ・戸田川沿いに水田が残り、対岸は戸田川緑地の一部になっている。 ・照見寺には共同墓地にあった阿弥陀と六地蔵が移されている。２箇所ある神明社はＲＣで建替えられている。古い毘沙門天を祭ったお堂がある。	
83	上脇町（かみわきちょう） 丸米町（まるこめちょう）	中川	・中川運河の開削で、物流系事業所や工場が集積、運河沿いには工場や事業所が残っているが、公営住宅（県営貴船南住宅、市営丸米荘)になっている敷地もある。 ・古い農家住宅等が残っているが、多くの建物は建替えられ中層のアパートが目立つ。	

84	供米田（くまいでん）	中川	・戸田川対岸の戸田と同様に早くから建物が建てられたと考えられる。 ・東部は区画整理で道路が整備されたが、集落内は地道（写真）が残り、古い農家住宅が多く残っている。 ・南部の近鉄戸田駅に近いところはアパートが建てられており、北部の弥富名古屋線沿いには複数の高層アパートが建っている。茅葺の農家が２軒残っている。	
85	五女子町（ごにょしちょう） 五女子（ごにょうし）	中川	・集落の北側を佐屋街道が通っている。中川運河が開削されたことにより、運河沿いを中心に事業所、工場が集積し、集落内の地道沿いに勤労者住宅が多く建設された。 ・耕地整理・区画整理が行われたが、集落内はほとんど整備されず地道（写真）が残り、農家住宅、町家、長屋等が混在する。 ・多くの建物は建て替えられ、上手く改修された古い民家住宅がある一方、メーカー住宅もある。	
86	小本（こもと） 小本本町（こもとほんまち）	中川	・宅地化が進む前に区画整理で地道の拡幅整備（写真）がされた。 ・建物はほとんど建て替えられ農村集落の様相は残していないが、茅葺屋根の古い農家住宅等が残る。 ・集落の中央の旧一色電気鉄道株式会社の軌道跡が道路になっている。 ・西生寺や周辺の宅地に銀杏の大木が目立つ。	
87	下之一色町（しものいっしきちょう）	中川	・下之一色は 17 世紀後半には猟師町として成立、新川開削で漁業が飛躍的に発展、文政（19Ｃ初頭）には多くの商店が建ち並んだ。 ・細い路地に建物が張り付く漁師町特有の景観が見られるが、多くは建て替えられた。 ・新川の堤防内には魚市場があったが現在は建物が残るのみで、水産加工業者もほとんど無くなっている。 ・明治に漁業組合が組織され、広い範囲での漁業権を獲得し、昭和 20 年代には伊勢湾内有数の漁師町に成長したが、伊勢湾台風後、名古屋港管理組合が高潮防波堤計画により、名古屋港内の全漁業権を買い取り、400 年以上にわたる下之一色の漁業の歴史は終止符を打った。	
88	十番町（じゅうばんちょう） 八剱町（はちけんちょう） 八番（はちばん）	中川	・慶安 2 年（1649 年）に完成した藩営新田の集落。 ・新田開発の集落地を結ぶ百曲街道沿いの所々に、古くからの民家（写真）が残る。 ・新田開発の守護として安置された西国三十三か所の観音堂が残る。	

89	助光（すけみつ）	中川	・最近まで農村集落としての様相を保っていた。 ・集落内は敷地が広く、空地を切り取る形で道路整備されため、道路位置は以前のものだが様相（写真）は異なり、古い農家住宅などに農村集落の様相が残されている。 ・周辺は区画整理の実施により公営住宅・マンションや店舗が建設され集落の様相は大きく変貌している。	
90	千音寺（せんのんじ）	中川	・東側を国道 302 号、東、南に東名阪自動車道、南側に名古屋西インター、南東に都市高速とのジャンクションがあり、名古屋西部の自動車交通の要所となっている。 ・集落北側を佐屋街道が通っている。 ・耕地整理・区画整理は実施されておらず、集落西側は農地の形態が残り、集落内の地道や水路に農村集落の様相が残っている。 ・古い農家住宅などに農村集落の建築物形態が残るが、多くの建物が建て替えられている。集落周辺は開発行為などにより分譲住宅が建てられ、長屋もみられる。	
91	大当郎（だいとうろう）	中川	・下之一色が漁師町として最盛期にあった昭和 20 年代前半に小規模な住宅が建てられたと考えられ、ほとんど建て替えられている。 ・道路形態や古い農家住宅に農村集落のたたずまいを残している。 ・区画整理や大当郎大橋への架替えにより集落周辺の様相が大きく変貌している。 ・西洋野菜栽培に早くから取り組んでいる。	
92	戸田（と だ）	中川	・戸田は 11 世紀には成立したと言われる富田荘の中心で、寺社の集まる四番屋敷(戸田三丁目）辺りは地頭屋敷や徳川家康の蟹江合戦本陣が置かれた。 ・戸田米は尾張一の味と言われ､戸田川は米の輸送路として賑い、酒造りで栄えたが、多くは除却され、わずかに川と船着き場跡にその面影を残し、戸田川に併行する南北道路には商店が並んでいたが、今は少ない。 ・集落内は地道（写真）が多く、道路形態に昔の面影を残し、古い農家住宅や屋敷などの建物が残っているが、宅地化が進み集落周辺の様相は大きく変貌しつつある。 ・元禄にはじまった戸田祭は道踊りを踊って五穀豊穣を祝う山車が５台繰出す。	

93	富永（とみなが）	中川	・富田荘の南、戸田川の東に位置し、江戸時代に半農半漁の村が新田開発で農村となった。集落周辺に水路が残る。 ・市街化調整区域に指定されてきたため、集落内の道路形態（写真）や古い農家住宅に農村集落の様相を残している。 ・周辺の水田には４～６ｍの道路が整備され、分家住宅や老健施設が建てられている。 ・戸田川緑地の整備が進んでいる。	
94	長須賀（ながすか）	中川	・鎌倉期の富田荘の絵図に長須賀の地名が記される古い集落。 ・集落内は敷地が広く、道路位置は集落当時のものが拡幅されたが、古い農家住宅に農村集落の様相が残されている。 ・周辺は区画整理や横井大橋架設により、大規模集客施設やマンションが建設され、集落の様相は大きく変貌している。 ・高い石垣の上に建てられた水屋を持つ茅葺屋根の住宅が残る。	
95	長良町（ながらちょう）	中川	・大正に下之一色と尾頭橋を結ぶ市電が開通、昭和に旧国鉄名古屋工場が建設され、近鉄名古屋線が開通し、烏森駅が開設された。 ・佐屋街道沿い（写真）には商店街が形成され、集落内外に勤労者住宅が出来、早くから宅地化が進んでいた。 ・区画整理が行われているが、集落内は地道が多く、北東部には古い農家住宅が残る。 ・八剣社で盆踊りが行われている。	
96	西日置町（にしひおきちょう）	中川	・旧日置村、城下南部と西の在を結ぶ街道沿いに西日置商店街が形成され、長屋形式の店舗併用住宅が建設された。 ・藩政時代は城下町に近く町奉行の支配下にあり、早い時期から宅地化が進行していたと考えられ、古い町家や長屋が存在する。 ・道路側が切り取られた建物（写真）が目を引く。 ・繁華街的な雰囲気が多少残る。	
97	野田（のだ）	中川	・集落北部を南寺町から蟹江に通ずる街道が通る。 ・区画整理が実施されるまでは宅地化は進んでいなかったため、地道の拡幅がされた道路形態には昔の面影はなく、古い農家住宅（写真）に農村集落の様相を残している。 ・龍潭寺は曹洞宗の古刹で、苔むした庭が美しく、保存樹のクロマツが美しい。最近まで茅葺屋根の本堂が建っていた。	

98	服部（はっとり）	中川	・八幡社の石碑によると、富田荘の中の服織里と呼ばれ、近郷より恒川助九郎、異相清兵衛など７人ほどの人が開墾したと書かれ、その子孫と考えられる家が残り、最近まで農村集落としての様相を保っていた。 ・集落内は敷地が広く、旧道路位置のまま拡幅されているものの様相は大きく異なり、古い農家住宅（写真）に集落の様相が残されている。 ・服部の古い農家住宅は厨子２階の建物が多く落ち着いた雰囲気がある。	
99	春田（はるた）	中川	・東側を国道 302 号が通り、区画整理と JR 関西線春田駅開設で集落北部の様相は大きく変貌している。 ・蟹江街道より北部の集落は、地道を拡幅する形で道路整備がなされている。 ・南部の集落は戸田川対岸の戸田と同様に早くから建物（醸造等写真）が建てられたと考えられ、部分的に拡幅された細い地道が残る。古い農家住宅が残っているが、新たに分譲された住宅もある。 ・戸田川は JR 関西線を境に、河川改修によって様相を一変する。熱田社に埋田紀念碑が建てられている。	
100	東起町（ひがしおこしちょう）	中川	・江戸時代に開発された熱田新田北側の堤防上に自然発生的に西に向かう百曲街道（写真）と呼ばれる道が通っている。 ・新田に移住した農民が、安全を考えて、街道沿いに集落を形成した。明和年間の庄内川の瀬違い工事以前は下之一色村とは地続きであった。主に百曲街道の北側に集落があり、古い農家住宅に農村集落の様相を残している。	
101	伏屋（ふしや）	中川	・県道蟹江本町線に沿って店舗があった。近鉄名古屋線の高架事業が行われ、区画整理による宅地開発により。近年高層アパートの建設が目立つ。 ・集落内は敷地が広く、道路位置は当時のものだが、拡幅で様相は大きく異なり（写真）、古い農家住宅に農村集落の様相が残る。 ・長須賀小学校は近年の急激な児童増加で校舎・運動場が手狭になっている。	

102	まえだにしまち 前田西町 ほんまえだちょう 本前田町 かわまえちょう 川前町	中川	・西前田、本田前田、河原前田、脇新田の４集落が明和４年（1767）の庄内川瀬違えで本田前田、河原前田が庄内川東になった。 ・昔の形態（写真）を残している道や、古い農家住宅などに農村集落の様相が残されている。 ・長須賀小学校周辺は３つの集落（伏屋、助光、前田（西前田））が接し、周辺は歴史のある寺院（圓盛寺、速念寺（前田城跡）、禰圓寺）や屋敷の緑が残る。 ・庄内川の前田橋から一色大橋の間は企業や大学のボート部の練習場として活用され、脇新田の堤防に大学や企業の艇庫が並んでいる。	
103	まんば 万場	中川	・万場村は庄内川をはさんだ岩塚宿とともに、佐屋街道（写真）の宿場として整備され、万場と岩塚で宿駅の機能を果していた ・昭和 56 年から周辺で区画整理が始まり、田畑は宅地化し、小規模な分譲住宅が数多く建てられているが、街道沿いの建物に農村集落のたたずまいが残っている。 ・庄屋クラスの古い農家住宅や少し趣を異にした大規模な住宅が残る。 ・街道沿いの敷地は大きな空地も目立つ。	
104	もとなかのちょう 元中野町	中川	・中川運河開削にともない工場・事業所が進出し、地道を拡幅する形（写真）で区画整理がおこなわれた。 ・道路形態には昔の面影はないが、古い農家住宅などに農村集落の様相を残している。集落西側は工場、事業所が多い。 ・水田が残っているが地下水を用いている。	
105	やなぎぼりちょう 柳堀町 つきしまちょう 月島町 ひろすみちょう 広住町 よこぼりちょう 横堀町 つゆはし 露橋 さんのう 山王	中川	・中川運河と支線に挟まれた地区。 ・運河開削に伴い倉庫や事業所が集積、長屋（勤労者住宅）や店舗が立地。 ・運河の物流機能がなくなり、運河沿い倉庫等は除却されたものもある。長屋は除却や空き家が見られる。 ・松重閘門と付属事務所や倉庫（写真）などの歴史的建造物が残る。 ・名駅地区の超高層ビル群が広い運河幅に映える小栗橋からの眺めは素晴らしい。	
106	よしづ 吉津	中川	・地域西を国道 302 号が通り東と北側には市営松下荘が建つ。松下荘建設を契機に店舗や小規模住宅が建設されたと考えられる。 ・区画整理が実施されているが、集落内は、道路整備がなされておらず道路形態（写真）や古い農家住宅に農村集落の様相が見られる。 ・寄棟の古い農家住宅が３軒あり、この集落の特色である。	

107	大江町（おおえちょう）	港	・大正 9 年から埋立を始めた埠頭で、近年まで自動車などの輸送機器産業の製品輸出を支えてきた。 ・近くに名古屋火力があったが、昭和 60 年に廃止されている。 ・ゼロ式戦闘機が設計された現・三菱自動車工業㈱大江本館（写真）の白亜の時計塔が美しい。近くの農水省倉庫など産業近代化に貢献した近代建築が残る。	
108	寛政町（かんせいちょう） 本宮町（ほんぐうちょう）	港	・寛政 12 年（1800 年）、熱田奉行津金文左衛門の進言で開発（干拓）された熱田前新田に形成された集落 ・新田の北辺、東西に直線状に集落が形成され、古い社寺や所々に古い農家住宅（写真）などが残る。 ・豪華な造りの寛政町神楽が残る。	
109	笠寺町（かさでらちょう）	南	・笠寺台地の上、付近には古代の遺跡が多い。 ・尾張四観音の一つ笠寺観音と門前、東海道（写真）、丘陵上の集落から成る地区。 ・社寺や東海道の町家，一里塚、集落部の農村住宅、武蔵伝説など歴史的資産が豊富。 ・社寺や屋敷（農家）の緑が多く、地形の変化に富む。 ・道路が狭い集落部の防災性向上が課題。 ・未着手の都市計画道路（笠寺緑線[線形の変更予定]）との調整が課題。	
110	鳴尾（なるお）	南	・天白川右岸の海に近い平野に位置する。 ・集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・牛毛神社など古くからの社寺や古い民家が残る。 ・鳴尾星崎地区の小学校として明治１５年に建てられた木造平屋の公会堂が残る。	
111	星崎（ほしざき）	南	・海に近い平野に位置する。 ・集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・喚續神社など古くからの社寺や古い民家が残る。 ・社寺の緑や民家の庭の緑など緑豊か。 ・地域には 4 台の山車が残されている。 ・喚續神社にある隕石は、社宝とされている。	

112	元鳴尾町（もとなるおちょう）	南	・天白川右岸の海に近い平野に位置する。 ・集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・若宮八幡神社など古くからの社寺や古い民家が残る。 ・社寺の緑や民家の庭の緑など緑豊か。 ・在野の儒学者としてその名が広く世に知れ渡っていた永井星渚の出生地がある。	
113	本星崎町（もとほしざきちょう）	南	・笠寺台地の南端に位置し、緩やかな起伏に富んだ地形と平野からなる。 ・集落の趣を残す曲がりくねった地道が残る。 ・星の宮神社など古くからの社寺や古い民家が残る。 ・社寺の緑や民家の庭の緑などの緑が豊か。 ・地域には 4 台の山車が残されている。 ・戦国時代、名古屋台地南部の重要な拠点城郭であった星崎城の跡がある。	
114	呼続（よびつぎ）	南	・山崎川より坂を登った笠寺台地に位置する。 ・東海道沿いに、曲がりくねった地道が残り、付近には鎌倉街道が通る。 ・山崎川沿いには古い醸造所が、東海道沿いには古い社寺が、所々に古い民家が残る。 ・本殿が重文、拝殿が市文化財の富部神社（写真）熊野三社など社寺の緑など緑豊か。 ・富部神社には 1 台の山車が残される他、夏祭り、例祭が行われる。	
115	市場（いちば） 町北（まちきた） 町南（まちちみなみ） 守山（もりやま） 廿軒家（にじっけんや） 長栄（ちょうえい）	守山	・丘陵地の突端部分と河岸段丘上を東西に通る水野街道沿いの農村集落。 ・耕地整理が行われているが、地道（写真）が所々に残る。 ・守山城跡や古墳、多くの社寺、所々に古い民家が残るなど歴史的資産が豊富。 ・丘陵地の突端に位置することから、西方へ眺望が開ける。 ・近代の歴史を伝える「すいどう道緑道」や白山神社、城跡などに豊かな緑が見られる。	
116	大森（おおもり）	守山	・河岸段丘上を東西に通る水野街道沿いの農村集落。 ・大森寺（写真）など古くからの社寺や古い民家が所々に残る。 ・背後に丘陵地が迫り、緑が豊かである。近くには市内でも希少な湿地が残る。 ・近くに女子大があり、駅前付近がカレッジタウンの雰囲気を醸している。	

117	おばたなか 小幡中	守山	・河岸段丘上を東西に通る水野街道沿いの農村集落。 ・耕地整理が行われているが、曲がりくねった地道が集落の面影を残す。 ・慶長寺など神社や水野街道沿いなどに古い民家が残るなど歴史的資産が豊富。 ・現在は地区に隣接して区役所、再開発された小幡駅がある守山区の行政中心。	
118	かわむらちょう 川村町	守山	・庄内川左岸の平野に位置する農村集落。 ・17 世紀寛文年間に庄内川から矢田川に導水する庄内用水の定井が設置された。 ・基盤整備が行われているが、曲がりくねった道路形態など、集落の名残をとどめ、古い農家住宅（写真）が所々に残る。 ・9 世紀創建と伝わる式内社の川嶋神社は尾張名所図絵にも記されている。	
119	きっこ 吉根	守山	・庄内川の河岸段丘上に位置する。 ・志段味地区一帯と同様に古墳があり、そこにあった吉根城跡は神明社になっている。 ・竜泉寺には戦国期に竜泉寺城があった。 ・古くは四観音道に至る竜泉寺街道が通った。 ・区画整理が行われているが、集落地内は昔の道路の形態が残されている。 ・僅かに古い農家住宅などが残る。	
120	しもしだみ 下志段味	守山	・庄内川の河岸段丘の斜面地に位置する。 ・志段味～守山一帯は縄文海進期にも陸だったため、太古からの人の暮らしの跡が残る。 ・江戸時代には幕府の巡見使が通る巡見道が地区のほぼ中央を縦断していた。 ・区画整理事業が行われているが、曲がりくねった道路や細い道、古い農家住宅など民家に集落の面影を残す。 ・崖地の緑（写真）が豊富に残り緑が豊か。	
121	せこひがし 瀬古東	守山	・庄内川と矢田川の間に位置する農村集落。 ・かつては一帯に条理跡を残し、道路構成に名残をとどめる、古くからの農村地帯。 ・区画整理は行われず、曲がりくねった地道（写真）に　集落の形態を残す。 ・式内社の高牟神社など古くからの社寺や、所々に古い民家が残る。 ・神社や庭などの緑が多く、畑も残る。	

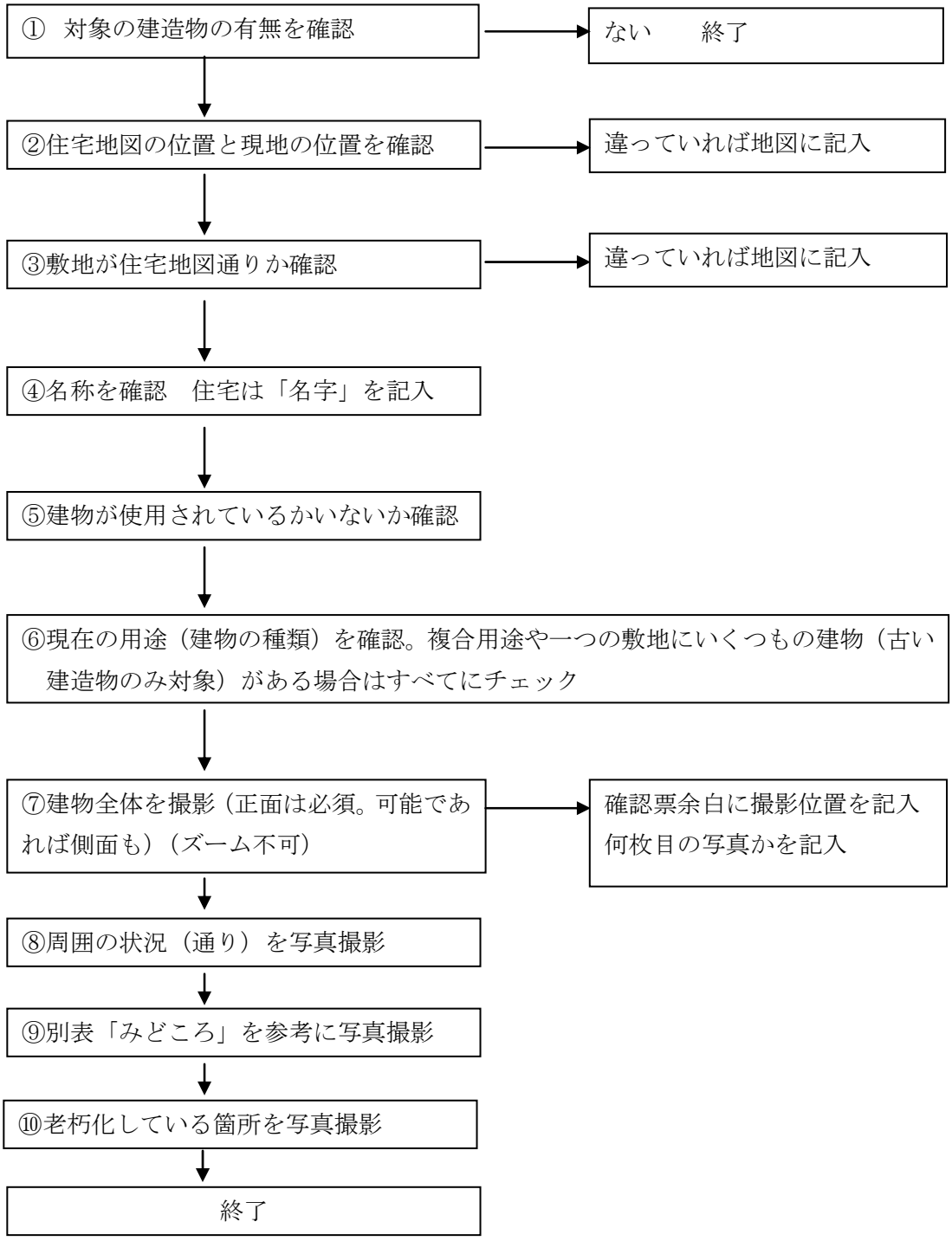
122	大永寺町 永森 村合町 西城	守山	・庄内川左岸の平野に位置する農村集落。 ・戦国期には織田方の岡田氏が築城した小幡城があったが、小牧・長久手の戦いの後、秀吉によって焼かれ、廃城となった。 ・名古屋城築城の余材で建てられたと言われる大永寺や熊野社など古くからの社寺や古い農家住宅（写真）が所々に残る。 ・近代の歴史を伝える「すいどう道緑道」が、緑豊かな緑道となっている。	
123	中志段味	守山	・庄内川の河岸段丘上に位置する。 ・志段味一帯は縄文海進期から人の生活の跡が見られ、守山考古のある元屋敷などに古い遺跡跡が見られる。 ・区画整理が行われているが、曲がりくねった道路や細い道や農家住宅などの古い民家に集落の面影を残す。 ・崖地の緑が豊富に残る。	
124	有松	緑	・東海道の合の宿。 ・東海道沿いに近世の様子を伝える絞問屋の町並み（写真）が残り、産業（絞）、文化（山車祭）を継承する。 ・町並み保存地区に指定されている。 ・地区周辺での区画整理により、都市計画道路始め基盤整備が進んでいる ・東海道の交通量が多く、歩行者の安全な回遊性の確保が必要。	
125	大高	緑	・大高城の城下に形成された社寺や酒蔵などが特徴的な歴史的集落の町並みが残る。 ・知多（常滑）街道が地区を鍵の手に縦断。 ・東南に大高城跡、南に氷上姉子神社があり豊かな緑が残る。 ・道路が狭い集落部の防災性の向上が課題。 ・未着手の都市計画道路（大高町線[線形や構造等の変更予定]）の事業が着手され都市整備と併せたまちづくりの動きがある。	
126	古鳴海	緑	・丘陵地の際、斜面上に位置する農村集落。 ・東海道の鳴海宿の北に位置する。 ・鎌倉街道が付近を通っていたと言われる。 ・大半は区画整理が行われておらず、曲がりくねった地道（写真）が残る。 ・古い農家住宅が多く残っている。 ・八幡神社は高台にあり、緑が豊富に残る。	

127	鳴海（なるみ）	緑	・鳴海の城下町から、近世になって東海道の宿場町として発展。多くの寺社や町家が残り、山車の祭礼も行われる。 ・宿場町背後の斜面に緑地が残り、丘陵頂部の社寺から四方に眺望が開ける。 ・道路が狭い地区（東海道鳴海宿周辺）の防災性の向上が課題。 ・都市計画道路古鳴海停車場線が整備され、地区の南で名鉄線高架と併せて、鳴海駅前の市街地再開発事業が進められている。	
128	高針（たかばり）	名東	・東部丘陵地に位置し、起伏に富む。 ・区画整理が行われておらず、入り組んだ細い地道（写真）が残る。 ・江戸時代には中馬宿が置かれていた。古くからの社寺などの歴史的資産が見られる。 ・長屋門の農家住宅など、古い民家が所々にみられる。 ・境内の緑や丘陵地の緑など緑が豊か。	
129	西里町（にしさとちょう）	名東	・東部丘陵の東際、植田川の流域に位置する。 ・名東区一帯は、古くは陶器が焼かれ、江戸期には牧の地名が残る猟場であった。 ・丘陵の開墾地でため池が多く見られた。 ・区画整理が行われ、新興住宅地に代わっているが、一部に昔の道路の形態が残る。 ・古い農村住宅などが所々に残る。	
130	植田（うえだ） 植田西（うえだにし）	天白	・丘陵の際に位置する農村集落。 ・区画整理が行われているが、所々に細い道が残り、集落の面影を残す。 ・古い農家住宅などが所々に残る。 ・斜面地に古くからの寺（写真）が点在し、南には八幡宮が鎮座するなど歴史的資産が残る。 ・背後に稲葉山公園の豊富な緑がみられる。	
131	島田（しまだ）	天白	・天白川沿いの平野に位置する。 ・区画整理が行われているが、昔の道路の形態に、集落の面影を残す。 ・古い農家住宅などが所々に残る。 ・島田城跡や毛替地蔵尊大祭が行われる地蔵寺などの歴史的資産が見られる。 ・島田神社には豊かな緑が残る。	

132	菅田（すげた）	天白	・相生山に続く丘陵の西際、天白川沿いの平野に位置する古い歴史を持つ農村地帯。 ・区画整理が行われているが、所々に残る地道が、集落の面影を伝える。 ・農家住宅などの古い民家が所々に残り、周辺には田畑も見られる。 ・背後の相生山緑地に続く里山や菅田神社に豊かな緑がみられる。	
133	平針（ひらばり）	天白	・区画整理が行われておらず、飯田街道周囲に曲がりくねった細い地道（写真）が残る。 ・飯田街道沿いなど所々に、古い民家が残る。 ・界隈の東南に湯祭が行われる慈眼寺や、名古屋東部の代表的伝統芸能の一つ、木遣り音頭が披露される針名神社などの歴史的資産が見られる。 ・慈眼寺、針名神社には豊かな緑が残る。	
134	弥生が岡（やよいがおか） 八事天道（やごとてんどう）	天白	・八事丘陵地に広がる、起伏に富んだ、緑豊かな住宅地。 ・大正末期から昭和初期にかけての耕地整理・区画整理によって基盤が整備される。 ・屋敷や生垣、斜面に残る緑、緩やかにカーブする道路、坂道などの景観が特徴。 ・古くからの社寺などの歴史的資産がある。	

歴史的建造物現地確認調査関連資料

１．リストにある歴史的建造物



リスト掲載歴史的建造物　確認票

既存情報

平成 22 年　　月　　日　　氏名（　　）

番　　号	４６１
分　　類	建築物
名　　称	名古屋市庁舎
種　　類	公共建築物
所 在 地	中区三の丸三丁目１番１号
年　　代	昭和８年
構造・階数	ＳＲＣ５階　地１階
備　　考	市建築課、(平林金吾コンペ当選案) 隣接する愛知県庁舎とともに帝冠様式

現地確認

①有　　無	□有（増改築含む）　□無（建替え含む）
②所 在 地	□地図通り　□地図と違う　→　住宅地図に記入
③敷　　地	□地図通り　□地図と違う　→　住宅地図に記入
④名　　称	（　　）
⑤使用の有無	□使用中　　□空き家・空き店舗　　□分からない
⑥現在の用途	□事務所　□住居（□戸建　□長屋　□アパート）　□店舗　□店舗併用住宅 □作業場・工場　□橋　□寺（□本堂　□経堂等　□鐘楼　□庫裏　□山門 □塀）　□神社（□本殿　□拝殿　□社務所　□鳥居　□境内衝立） □その他（　　）
備考	

写真撮影位置

見所

下記を参照に写真を撮影

住宅等

住宅の種別	○長屋（連棟）　○町家　　○商家　　○屋敷（庭）　　○別荘　　○農家 ○洋風・洋館　　○和洋折衷(和風＋洋間)
門	○棟門（切妻）　○長屋門（建物附属）　○冠木門（柱・樹木等）　○門柱(木・石・金属)　○門扉(木・石・金属)
塀・垣	○板塀　○築地塀　○フェンス　○ブロック・コンクリート　○生け垣　○石垣（□玉石　□検知）
構造・壁	○木造（○真壁　○大壁）　○板壁(○縦板　○下見板)　○土壁（○白漆喰　○黒漆喰　○粗壁）　○金属貼　○タイル貼　○モルタル ○Ｓ造　○ＲＣ造　○煉瓦造（張） ○看板建築 ○２階階高（○通常　○低い）
屋根	○平入り　○妻入り ○切妻　○入母屋　○寄棟 ○桟瓦(○建物　○門)　○本瓦（○建物　○門）○金属屋根　○シート ○うだつ・袖壁
開口部	○玄関（○板戸　○ガラス戸　○金属　○破風） ○１階開口（○木製建具　○金属建具　○木格子　○雨戸（木・金属） ○窓（○木製建具　○金属建具　○木格子　○蒸し子窓　○雨戸　○手すり）
付属物	○古い看板　○軒下灯　○提灯　○屋根神様　○地蔵・祠　○防火水槽　○案内板　○よしず　○すだれ
庭・樹木	○外庭　　○前庭　　○シンボルツリー（大木）○古木　　○屋敷林
神社	○鳥居　○灯篭

橋

橋上	○欄干　○擬宝珠（ぎぼし）　○路面
構造	○橋梁　○橋脚　○基礎

工場

屋根	○のこぎり屋根　等

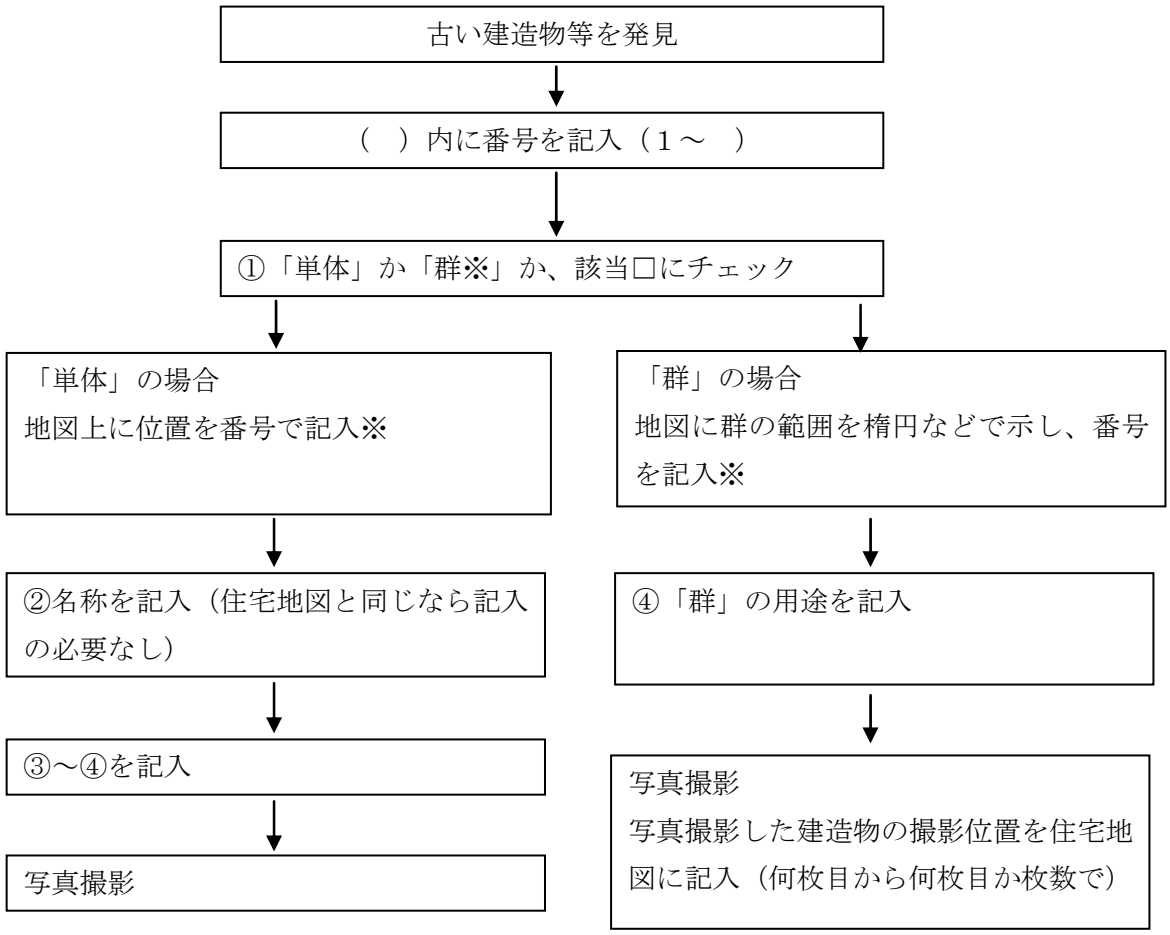
事務所

デザイン	○時計塔　○帝冠様式　○アールデコ　○ギリシャ建築風

その他、必要に応じて特色有ると感じた外観、配置、周囲の状況などを撮影

２．新規の歴史的建造物情報

古い建造物・工作物（原則 50 年以上経過したもの（したようにみえるもの））を見つけた場合は、「新規情報記入票」を記入し、位置を地図に記入し、写真撮影を行ってください。



※「群」　那古野の長屋群や円頓寺商店街の古い商店群のように、ある程度連続して同種類の建造物が見られる場合。

※所在地の地図が手持ちにない場合、住所などを備考欄に記入してください。

新規情報記入票　番号（　　）

平成 22 年　　月　　日　　氏名（　　）

①単体・群	□単体　→②～⑤を記入　□群
②名　　称	（　　）
③使用の有無	□使用中　　□空き家・空き店舗　　□分からない
④現在の用途	□事務所　□住居（□戸建　□長屋　□アパート）　□店舗　□店舗併用住宅 □作業場・工場　□橋　□寺（□本堂　□経堂等　□鐘楼　□庫裏　□山門 □塀）　□神社（□本殿　□拝殿　□社務所　□鳥居　□境内衝立） □その他（　　）
備考	

写真撮影位置

確認に当たっての注意事項

・写真撮影や確認は公道からとし民地に入らないようにしてください。(公道見えても私道や敷地であることがあります。)(神社、寺はケースによる)
・名古屋市にとっては大事な確認作業ですがされる側については迷惑な話なので注意してください。
・何度も場所を通ることの無いようルート設定をして下さい。
・地元の人との応対はメモとしてまとめ、終わったら報告してください。
・住民に話かけられた場合、趣旨、実施主体を記入したチラシを渡してください。
・腕章を渡すので、腕章をつけて調査してください。

現場対応記録

日　　時	対応番号	内容番号	内　　容
日　　時～　時			

対応番号　１：確認対象物件関係者　２：通行人　３：自治会等の役員　４：その他
内容番号　１：質問　２：苦情　３：意見

セミナー、ヒアリングの記録

１　セミナー

(1)　宗田 好史　氏（京都府立大学准教授）・・・・・・・・・・　183
(2)　瀬口 哲夫　氏（名古屋市立大学教授）・・・・・・・・・・　185
(3)　後藤 治　氏（工学院大学教授）・・・・・・・・・・・・・　186
(4)　六波羅　雅一（からほり倶楽部　代表理事）　・・・・・　188

２　ヒアリング

(1)　光井　渉（東京芸術大学准教授）・・・・・・・・・・・・・　190
(2)　後藤　治（工学院大学教授）・・・・・・・・・・・・・・・　193
(3)　嶋村　明彦（亀山市文化部まちなみ文化財室長）・・・・・　194
(4)　椎原　晶子（たいとう歴史都市研究会副理事長）・・・・・　195
(5)　六波羅　雅一（からほり倶楽部代表理事）・・・・・・・・・　196
(6)　梅津調査官（文化庁伝統文化課）・・・・・・・・・・・・・　197

１　セミナー

(1)　宗田 好史　氏（京都府立大学）

ア　講演

歴史的建造物の保存活用　～京町家の事例から～

■歴史都市の都市計画手法とまちづくり手法

・歴史都市には、①都市構造、②地区特性、③歴史性を持ったまちや界隈、④文化性、という４つのレベルがある。

■歴史まちづくりを取り巻く法制度

・文化財建造物と伝建物とでは制度も予算も住んでいる人も違う。後者の場合は住んでもらうことが重要となっている。景観重要建造物や歴史まちづくり法になると、文化財行政と建設行政や都市行政の両者が一緒に進めていく。

・都市計画行政では安心・安全、機能的なまちづくりを作る時代が終わり、美しい国づくりが国家的課題となっている。文化資産に取組んでいく時代になっていくと思われる。

■文化遺産とカストーディアン

・景観も文化財も国民共有財産である。個人が古い建物を所有している場合、その人の権利は土地と建物の所有権であるが、国民共有の文化遺産の価値はその個人には寄与しない。

・文化的価値が人にあるため、周りの層が誰であるかが歴史まちづくりにおいては重要。

■京都市「歴史的風致維持向上計画」

・計画を進めるにあたって市民ボランティアによる都心４区の町家まちづくり調査を行い、１年半で 600 人が集まり 28,000 軒の町家を調べた。

・町家にもいろいろなレベルがある。それぞれのレベルで活用する制度や保存方法、修復方法、活用方法は全く異なり、どのように使い分けるかという点が大きなポイントになる。

・1999 年の町家調査をもとに町家マップを作成し、雑誌も出版されている。京都市内には町家レストランが 2,500 軒あり、そこでじっくり過ごすことが一つのブームになっている。

・店舗に修景助成を出すと集客効果が増加してお金が落ち、投資を回収することができる。町並み整備には経済効果があり、新規投資の導入、都心再生につながっている。

・我々は町家再生をめざす「京町家ネット」を立ち上げ、「京町家再生研究会」、「京町家作事組」、「京町家友の会」、「京町家情報センター」などの活動を行っている。

・2007 年、京都市では新たな景観政策を決めたが、市民の８割強が賛成した。

・住宅メーカーでも、市内の景観に配慮したデザインの企画型住宅を設計・販売している。

■名古屋での取組

・成熟時代のまちづくりは歴史ある界隈を大切にすることである。名古屋には城下町もあり、宿場町、門前町もある。フルセットの歴史都市を創ることが求められている。

・名古屋城跡の周辺、有松周辺、東別院・西別院・大須などの山門周辺を重点区域に設定し、歴史都市なごやを作っていけば、素晴らしいまちになるのではないかと思う。

イ　ディスカッション

○京町家の定義

・京都の景観に貢献してくれるものは町家。そこにある伝統構法の建物程度に捉えている。
・京町家ということばも、15 年経ってやっと定着した感じである。そもそも歴史都市京都を作りたいので京町家と呼べるものは多いほど良く、京都の景観に貢献するものをひろいたいという発想である。
・文化的価値よりも、市民の残したいという意向が重要しされる時代になってきている。

○町家への助成、町家の活用

・ファンドの原資は 7 千万円くらい残っている。京都市からの補助もあるが、年間 250 万円から 300 万円程度を補助している。
・耐震と景観は別と考えている。
・町家はそもそも既存不適格物件。確認をとらないようにしながら改修を行っている。
・用途も変更するが、もともと商家なので問題はない。
・町家は不動産流通に乗っている。証券化、信託などの事業手法もみられる。
・東京資本がはいるなど、町家のホテルとして利用が増えている。
・町家ホテルは旅館業法では認められていない。一棟貸し物件として扱われている。

○歴史を大切にした景観計画、都市計画

・歴史まちづくり法でコンセプトを作り、景観計画を 10 年以内にやり直すと良い。
・名古屋城が見えるポイントを押え、大切にすると良い。
・今都市計画でやるべきことは歴史まちづくりしかない。
・防火対策から美しい景観づくりに移る時がきている。
・名古屋は価値を上げる努力を怠っている。江戸時代、江戸、京都と並ぶ文化都市であった。城が焼けた戦災後遺症であろう。城がなくともプライドをとりもどすことが必要。
・昔の航空写真や国土地理院の地図を高齢の住民に見せると昔の状況を思い出し、話してくれる。まちの将来の話にも及ぶ。
・歴史を無視して鉄道や道路を建設してきたが、もう一度古代の地形、自然にあった町の姿を復元すれば、100 年も経てばきれいな町となるだろう。
・イメージパースを描けるとよい。例示したパンフレットなどを参考にすると良い。

○京町家の活用と女性

・家は女性が買うものであり、30、40 代の女性の好みに引っ張られる。
・町家の利用は飲食店としての利用が多い。飲食はイニシャルを抑えることができれば、利益率は高い。町家でなくとも当たり前になっている。
・86 年の男女雇用機会均等法により、京都都心でも働く女性が増え、女性を客とする飲食店、美容院、エステが増えており、これらが町家にはいる状況である。
・景観規制もうまくやった。やってなければ、マンションばかりの無味乾燥としたまちとなっていただろう。

(2)　瀬口 哲夫　氏（名古屋市立大学）

ア　講演

「歴史・文化都市　名古屋へ」

・歴史的町並みを目当てに観光客が遊びに来ても、町の人が栄えないといけない。
・『名古屋の町並みと建築』を作る際、文化が生活と結びついていることを感じた。人間で結びついているということである。
・歴史はすぐになくなる。記録はきちっとしなくてはならない。
・全体が復元されていなくても町の記憶は残る。橦木地区を町並み保存地区に指定した時、塀と道路際の樹木は特徴であるのでまちづくりのルールにした。
・市役所の担当者は 3～４年毎に代わって行くかもしれないが、要所、要所で継続してほしい。
・町村合併して大きくなると、合併された所の歴史はどうなるのだろうかと心配する。
・ソフトも考えたまちづくりが必要。
・近代建築の保存・活用は中心市街地活性化基本計画の中に入れられている。まちづくりをする時に、活性化と歴史性を両方入れないといけないと思う。
・文化とは生活様式の総体、生活のしくみ。特殊な物が文化ではない。生活そのものが歴史であり文化である。
・文化資産を見直し再発見し、地域の共有財産として蓄積し、継承していくことが必要。文化が無いと言ったら継承を否定することになる。文化をその中から選んで、新しい文化を創造していくことが大切である。
・歴史まちづくりは文化を歴史におきかえ、歴史をテーマにして都市をデザインする視点を持とうとすることである。
・名古屋の魅力を世界に主張できる個性的文化施設は、きっと本丸御殿である。
・新たに作られた文化の祭として、1999 年に始まったにっぽんど真ん中祭りが評価できる。
・名古屋の文化は安土桃山から江戸時代に特徴があり、武将都市名古屋に繋がっている。
・市民の手によって地域の文化を創る。専門家だけではないことを強調したい。
・昭和 62 年の名古屋市都市景観基本計画では東部の斜面緑地と旧道を入れている。素晴らしいのは歴史的地区に高度地区を入れ、隣に大きいマンションが出来ないようにしたこと。
・緑地も高さも歴史的地区の歴史的建造物の保存、住環境を維持していく意味で重要。
・名古屋に歴史があると言う人が 7～8 割あるが、市民が歴史があると思っているのは非常に重要。目に見えるようにすることが必要。教育委員会の学校教育、社会教育だけでなくて、まちづくりの中で総合的にやることのひとつである。

(3)　後藤 治　氏（工学院大学）

ア　講演

歴史的建造物を残し活かすためにできること

・まちづくりの方法は新しく計画し更新するタイプから、今あるものを保全し改良していくという時代に入っているのではないかと思う。
・日本の数ある行政の中で私有財産に大手を振って助成ができるのは文化財行政で、このメリットを生かさない点はないのだが、なかなかこれに気づいてくれる人がいない。
・登録文化財と重要伝統的建造物群保存地区という単体の点を打つのと地区は、歴史を活かしたまちづくりの車の両輪だと私は思う。例として真壁町の取り組みがある。
・単体と地区を活かそうと思うと保存行政と都市計画が現存していなくてはならない。
・古い建物が残せない理由は第一に開発圧力、第二に固定資産税・相続税、第三に維持管理や改修の費用、第四に文化財に手を入れることに文化財行政が慎重だからである。
・開発圧力の強いところで、古い建物を残そうとするなら開発できない損失というのが非常に大きく、そこと調整を取らなくてはならない限り絶対残らない。
・景観保全の歴史まちづくりに開発費用で上がった収益が回っていくような仕組みを作らなくては日本では絶対無理ではないかと思う。
・欧米では開発を抑制しているのは既存に住んでいる人たちの権利の方が上なのである。また現状が良いと思っている。今も良いのだが更に良くしようという発想が重要と思う。
・建築基準法や消防法に適合させていくことは大変である。適用除外や通達が用意されており、文化庁側もそれによって危なくなる分のカバーの措置を用意している。
・欧米諸国では、日本に比べ管理者責任が非常に重視されている。
・本当に大事な所はどこかということ、譲って良い所とそうではない所の明確化は重要。
・木造密集市街地で地震時火災に対応するためにはやはり耐震補強は非常に重要である。特に緊急車両の進入路に倒れてきそうな家は耐震補強しておくべき。
・火災は自分で消すしかない。住民が事前のシミュレーションや訓練ができているかということが大変大事なのである。尚且つ、使用できる水源・水利の確保というのが大事になる。
・大地震は 100 年に 1 回なので、特別な対策ではなく、日常火災対策の延長で考える。
・緊急自動車が入りやすいから道路を広くするとコミュニティが崩壊し騒音も出る。
・日頃から隣の家を通っても良いとしておくと救えるのである。細い路地を避難用通路、緊急避難所に消防計画の中で取り入れて行っている。これは世界共通である。
・必要最小限の改良でリスクを改良するためには、やはり早期発見と通知の仕組み、住民が初期消火に使うことが可能な消防設備を行ったうえで消防の到着時間を早める。
・影響を及ぼす危険度の高いものから対処していく。
・住民の理解を深めるために、モデルハウスがひとつあるとうまく働く。
・一軒で解決するのではなく集合体で物を考えると意外に町が救えるケースがある。
・職人が地域で生きていない町は災害に対して復旧できないだろうと思っている。
・伝統構法を現代に使えるかたちにし、活きたものにしなくては意味が無い。

イ　ディスカッション

■歴史まちづくり

・熱心な人を通じて地元の情報を得るとよい。一部の人たちとだけで行っていると失敗する可能性が高い。
・調査の段階で周りに広げるための工夫をする。また、誰を説得していくと早いか探る。
・住民を集めたミニ集会を何度も行う。学生に行ってもらうと盛り上がりやすい。
・節目には地区外の人にも関心を持ってもらうイベントなどを行う。
・自治体には、空家など学生が泊まることができ、地域と交流できる場所を作ってもらうことを期待する。
・行政の動きを探る方法の一つに、勝手に出向きシンポジウム等を行うという方法がある。地元行政の関係部署に招待状を出し、何人か来たところとは長く付き合おうと判断する。
・伝統工法は地元の大工がやる工法。地域の産業としてうまく成り立っていくには、継続して物事が動く仕組みが必要。
・文化財で調査をすると柱や梁は高級な材料ではなくても長持ちしている。木をせめて 100 年くらい育て、建物がそれよりも生きないとだめという感覚が生まれないと救われない。
・既存物件を評価する仕組みを、新しい制度から組んでいく必要がある。既存ルールは新築重視なので、突っ込もうとしても無理。環境評価や既存物件に高い評点が付く仕組みがこれからの課題。
・日本の文化財は美術品と建築で分けるべきである。
・国の選定を目指さない伝統的建造物群保存地区を地方独自で考える。国選定を目標にするとハードルが高くなる。地方の条例で決める仕組みに立ち返れば、どんな伝統的建造物群保存地区があっても良いはず。
・建築基準法 3 条 3 項のその他条例に個別建物が該当できる仕組みにすることも手。歴まち法の作り方から重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区の要綱を切って地方条例に落として作ればできるのではないか。
・インフラの整備などに公共が支援するような仕組みを整えると、歴史まちづくり法の地方条例版みたいな面白い条例ができると思う。規制緩和とインフラ整備のみの支援で、持ち出しも多くなく考えられる。
・道が狭く延焼の危険性があるので普通の町ではない。線引きをしないと始まらない。

■防災

・住民はプロではない。基本的な知識は教える必要がある。
・方法をいくつか選び、自分の町はどれが良いのか話をすると良い。
・消防関係者から何度か講座を受けるだけでも全然違う。
・面剛性を造るということが限界耐力の基本。
・お金が無くて当分耐震できない場合には緊急避難速報が入るようにしておく。

(4)　六波羅　雅一（からほり倶楽部　代表理事）

ア　講演

まちの資源再生とその活性化

■目的

・正式名「空堀商店街界隈再生プロジェクト」。2001 年から活動。
・３つの目的。「１.美しく歴史のあるまちの保存、再生」、「２.イキイキした活力あるまちづくり」、「３．新旧世代、文化の共生」。
・建て直すだけでなく、再生されたまちに活力を求める。平成 12 年度以降、人口が増加。
・元の住民と新しい人達が何らかで共生できないか。
・まちの人が主人公。自分たちでまちの行く末を決めて行ってもらうのが最終的な目的。

■活動内容

・解体の話が進んでいた長屋を何とか残すために、駐車場利用よりもいいと思えるような、改装プランと事業収入を大家に提示。初期投資軽減のため、テナントの改装はオーナーが負担。ボロボロの長屋でも使い方によっては価値があることに気づいてもらいたかった。テナントは用意、運営はオーナーの予定だったが、オーナーから勧められ、運営まで行うことに。
・古い建物の利用や周りにも新しい店が増え、少し危機感を感じ始めた。大阪にはアメリカ村という若者たちが来るまちがある。商業的にみると若者に魅力的なものが多く、活性化では成功している。からほりをそういった街にすることが目的ではない。以前からの雰囲気を残しながら活性化していきたい。
・全てお店にするのではなくバランスを考えてなくてはならない。文化財を保存するのならば、目に付けられていないものを保存することが重要。精神的な部分でのルールづくりが大切。
・箱物をお荷物ではなく、自由な表現ができる場、宝物だと思っている。特に緑化活動は、緑のデザインコンペの最優秀賞をいただいた。
・蔵も多くあり、壁が崩れかけていて解体・改修も非常に高くなることから、テナントを付けた。デザインコンペを行い学生の案を採用、作る段階から地域と関わりをもつ形で進めた。水琴沓をつくるワークショップや庭の植栽も地域と交流しながら作った。

■他地域への広がり

・からほり倶楽部は各自好きなものだけをチョイスして活動していくような活動体系をとっている。活動開始当時は、まちの人たち自身が、まちに対してどうでもいいと思っている人が多くいた。今は誇りを持つようになってきた。
・からほりまちアートは昨年 10 回目を迎え、終止符を打つことにした。5 年目ぐらいから、まちの人たちが自主的に参加するようになってきた。この動きは、我々にとっては非常にうれしい事であった。
・自由に活動したかったからＮＰＯにしなかった。ＮＰＯにするとお金を稼がなくてはいけなくなる。活動助成金もうけているが、無くても活動は行っている。

イ　ディスカッション

・ある程度は、店をやりたい人に任せれば良い。ただ、バランスをコントロールする必要がある。住民が圧迫される事なく、方向性が違う人たちをセーブするのが我々の役割。
・地元の人は価値のない町だと思っていた中で、自分の町に人が集まり、地元の人が自分の町の魅力を再発見した。
・価値がないと思いながらも誇りをもっているので、一筋縄ではいかない部分もある。路地の中にもルールがある。やはり、ルールをきっちり守れる方でないといけない。
・お店の人達は普段から町の人達と接しているので、特に町のリサーチをしなくても生活の中で情報が入ってくる。自分自身も町の人達に色々教えてもらっている。
・新たに店を入れる場合は、同業種は避ける。ただ、ここ入っているお店は固定客がついているようなお店である。
・購入した「惣」について、収入がないわけではないが、それなりのリスクは必ずついてくる。だんだん理念が薄れていって普通の建物と同じようなものになってしまうと困る。
・からほりの住民はまちの良さをなかなか気づかなかった。やはり、そこで何かしようとしたのが我々のようなよそものであった。
・からほりまちアートでも続けることによって、いい方向に変わっていったと思う。
・北浜というオフィス街を活性化する活動をしている。そこは、証券の街で夜になると全く人がいなくなる状態である。そのマンション住民がここに愛着を持って、ここで楽しめるような商業施設をはじめた。これもからほりから学んだ事である。
・力ずくで変えるエネルギーもないし、また変える事によって問題が生じてくる。それよりは、この状況をどう利用できるかを考える方がいいと思う。
・価値がないと思われる前に何かアクションを起こすことが大事である。潰してしまうよりももっと有効な使い方があるという提案ができれば、残す事も可能である。
・からほり以外でも何カ所かやっている。単発的にやっているが、面として捉えて地域全体が盛り上がらないといけない。マップ等で魅力を紹介している。例えば、テナントの募集をかけると想像を超えるようなテナントが来るなどの効果がある。
・からほり倶楽部はＮＰＯではない。からほり倶楽部で所有している施設の売上げ等の上納金で何とか運営している。助成金をもらわないのは、助成金をもらうとやっていけない仕組みが見えてきたからである。
・パンフレット代をいかにまかなうかという事で、色々な所から広告代を出してもらった。
・まちあるきガイドが 3,480 円はまちあるきだけでなく、途中でドーナツを食べたりとか、1,000 円相当のお土産がついたりとかして、エンターテイメントとしてまちを楽しむということで、この金額になっている。全部が経済的にまわらないと持続的にならない。ボランティアではない事をちゃんと伝えて理解してもらう。誰かがボランティアで活動してしまうとその意思が途絶えた時にその事業はなくなってしまう。

２　ヒアリング

(1)　光井　渉（東京芸術大学准教授）

ア　第１回

■基本方針、評価、手法

・最終的な手法として一つではないというのがあると良いと思う。
・評価は書き方が難しい。評価が手法につながると思う。
・「名古屋には古い建物が残っている、または地割りが残っている地区としてこういった地区が残っており、今後それを守るためにはこういった方法があるだろう」というところまでを方針として出せるのではないか。
・形態による評価基準はゆるく作り、それに該当する中からやる気のあるところを選ぶという２本立てではないだろうか。
・歴史的な町並みは個別性が高く、明文化されたルールになじまない。ある時代のデザインに設定してしまうと、その時代以外のものは壊さなくてはいけなくなってしまう。
・まちの人が大事に思っている建築物、工作物、樹木も含めリスト化し、密度が高くなったところはある種の手法で何かをするということは長い目でみれば有効な手であろう。

■歴史的建造物

・個別の物件の公開は制度の裏打ちと同意が必要だろう。
・主要な公共空間から通常望見できるか、所有者の公開の同意によりオーダーを減らすことができる。公共的な支援を行う根拠ともなる。ただし、これを行うと武家住宅は落ちる。敷地が広く公共空間から望見できないため。そのかわり門・塀が表面に出てくる。
・公共が持っているものは自ら行うことが重要だろう。

■エリア指定、

・地区の公開に関しては境界線と名称が重要となる。
・地区の定義と増減があることを示しておいたほうが良いだろう。
・エリアを２段階に指定する方法もあろう。違いは公共空間の整備と新しい建物の修景を対象とする点である。面ではなくルートとその周囲という発想もあろう。

イ　第２回

■公表の仕方について

・エリアについては、最初はグラディエーションをつけて示すなどするべきだろう。
・オープンにすること自体意義がある。建造物のレベルまで言っているので、それにあてはまるような界隈の定義付けが必要だろう。最初に出すのは地区名だろう。いけそうだと思うものはもう少し詳細を出すのかもしれない。
・次にもう一段あると良い。選んだところ、あるいは手をあげてくれたところにこういうことを援助するというメニューがあると良い。
・民間の古い建物を活用したお店でも、店の援助はできないが、店のイベントには支援を出しやすい。冠をつけてもらうだけでも、やってる感じが出る。
・候補の中で、核になりそうなところがあれば、写真も出せるので、先ずはそういうところ

の紹介ができるだろう。
・地域のどこと付き合うかは慎重にならなければいけないが、あるところで割り切らなければならない。ただたくさん活動があるようで、キーマンは一人ということも多々ある。
・文句のつかない写真が一つあれば良い。先ず、界隈とはどういうものなのか、名古屋市では例えば 10 くらいの種類があり、その名前と５万分の１の地図で黒丸で表す。一行、気のきいたコメントを出す。
・計画とバッティングするものを残せと言ってるのではなく、今いいんだと言ってるだけと割り切る方法もある。
・中途半端に古い名称を使わない方がいい。複数の地域にまたがっている場合は併記した方が良い。せいぜい、（　）書きで旧〇〇村とする程度であろう。
・ハードのことは考えず、どうやって公開するかということに注力した方が良いだろう。

■類型化、評価について

・類型はどうでもよく、問題は評価。やり方は２種類あり、現状の残り具合が良いというのを別の言い方でする。もうひとつは危機に瀕しているかどうか。
・オープンにする情報は良いところを救うような書き方をするしかないだろう。
・5 万でも 10 万でも支援できると良い。はじめは１本づりでも、それを続けていくうちに 20 地区くらいになれば名古屋市に統括する組織ができるだろう。
・額の多寡ではなく、名古屋市から援助されているということが重要。

ウ　第３回

■報告書について

・界隈候補地は現時点ではみな同じ可能性を持っており取り組みによって良く成り得る。何をやるか、誰がやるかということが分かった候補地を支援していくというスタンスが必要であり、そのことを述べておくべきであろう。
・現時点は可能性を示す段階なので、公表にあたって個々の建造物に踏み込まなくても良いだろう。
・ソフト的な取り組みも重視したい。ソフトだけで突っ切る地区があっても良いだろう。
・市のやった事業で肯定的なもの、ソフト事業、祭りなどを評価することによって、こういうことをやるんだなということが伝わる。市役所がかつて取り組んだことを評価することで、その部署を味方につけることもできるだろう。
・文字情報はできるだけ少なくした方がいい。「うちは農村ではない」と言い張るところもでてくるだろう。そのまちのプライドがどこにあるのかすぐには分からない。文字情報を書き込むことを地域住民の手でやってもらうのが良い。近世の出発点は良いが、近代は白紙にしておき書いてもらう。住んでいないと分からないネガティブヒストリーみたいなものをあっさり触れてしまう危険もある。
・1,000 を超える候補物件に働きかけ（アンケート）をし、100 を超える候補地を公表し、あたりをつけたところ（ケーススタディ地区）の手法を評価することで事業化の方向を示すことができれば大成功だろう。

・第１段階は地域の活動が起こった時に、地域の意見交換会、勉強会に場所を提供するなどのわずかな支援を行う。第２段階はこういうことをやったらいいというものを行政もいっしょに考える段階。ワークショップなどもよい。第３段階はその中で事業化できるものが浮かび上がってきたら、それをどう事業化するか検討する段階。
・１～２段階に行きそうなところを一箇所は用意しておきたい。

エ　第４回

■報告書について

・今後の展開においてからめられるところが随所にあり、おもしろい報告書となっている。
・歴史的な界隈の公表がどうでるか分からないが、前例もなくすごいことだ。
・歴史を大切にすることにより、住みやすい良好なまちなることを第一の目標に掲げ、その結果として観光も促進される。
・気軽に登録してもらうには、逆説的だが登録の解除もできるようにしておくことである。
・工事費への助成を削ってでも準備助成金を増やしたい。歴史的建造物の場合、歴まち人のような有資格者が調査に携わるなど調査が必要となり費用がかかる。
・都市計画事業との調整について記載することは意味がある。

(2)　後藤　治（工学院大学教授）

■木造密集

・住民が残したいと言っている地区は、それでいきましょうという流れにある。
・外部へは学術的な価値を主張すると良い。
・建築基準法、消防法なども関係してくるが、容積の問題が大きい。つまり開発の余地が大きいところは残りにくい。
・消火栓設置、消防車が入れるよう、少しだけ道を拡幅するなど地区ごとの防災を考える。
・トータルの将来像を描き、それに向けて段階的に支援を行う。行政がお金を出すことや規制を緩和する、利用制限など。
・建築士会とタイアップしていくとよい。
・それぞれの地区ごとの個別解しかない。

■制度

・台湾の事例であるが、容積移転を広範囲に飛ばせるようにし、現在の建物を修復することを転売の条件としている。
・名古屋で同様のことを行う場合、保存工事を条件とするなど縛りをつけると良い。
・先ず公が行い、仕組みができたら民も行えるようにすると良い。
・新築修景の場合にも何らかのメリットがあるようにすると良い。
・デザインコードを決めておくと良い。
・エリア全体で考え、古いものもそうではないものもまきこめるように考えないといけない。
・ファサードを少し修正するだけでも、防災上の意味はある。

■界隈について

・今後の町の方向を考えるとき、商業、観光などのポテンシャルによって違ってくるだろう。
・開発圧力の有無（地価の高い安い）、高齢化率、空家率なども今後を考える上で重要な指標である。

(3)　嶋村　明彦（亀山市文化部まちなみ文化財室長）

■風致維持向上計画について

・亀山城の修理が受けたい支援であったが、重点地区の核となる施設が亀山地域にないため重点地域を東海道で結ぶことを考案した。結果として、市域全体の計画としての位置づけをすることができた。それぞれの地域を結ぶ筋における事業化が課題と言えば課題。
・重点地域の具体的な線引きの根拠は城下町の絵図等をもとにした。亀山駅も入れたかったが根拠がなく、入れることができなかった。
・関宿周辺での風致維持向上計画に基づく事業は駐車場の整備と足湯の整備である。
・コア事業は文化財の整備が中心だが、前半は市などの所有しているものが中心。後半は民間所有のものに重点を移したい。
・計画変更についてパブリックコメントが必要なので、なるべく変更のないように事業を行っている。
・伝建地区以外での歴史的建造物の保存の取り組みは
・風致維持向上計画での、歴史的形成建造物の指定をし国からの補助を受けている
密度は違うが、伝建地区の対象地域を広げたものが風致維持向上計画と理解している

■伝統的建造物群保存地区について

・伝建地区について住民は総論賛成だが、各論になると多くの反発があったと聞いている。補助金があるというメリットをもとに説得できたようだ。
・所有者が変わり壊したいという人もいるが、ファサードだけでも何とかするなど、不許可にしない解決策を相手の方と交渉して出していく。不許可にはしない。

■地域における歴史まちづくりについて

・歴史的風致維持向上計画は 10 カ年の事業計画で、これらをこなすので手いっぱい。
・整備した建物を地域の人にどのように管理してもらうかを考えている。
・文化財では、細い財源を長く使うことが主眼であったが、今回は膨大な予算をどうやってつかうのか戸惑っている。
・地域の取り組みを活性化させるには建築士などからなる中間団体の協力が欠かせない。兵庫県が行っているヘリテージマネージャーの養成などが面白いのではないか。
　※　ヘリテージマネージャーとは、全国に先駆けて養成している、県内の指定・未指定文化財を発見、保護するとともに、街づくり等に活用する人材。
・歴史的建造物について寄贈したいなど相談を受けることはある。とにかく話を良く聞くようにしているが、特別な制度等はない。

(4)　椎原　晶子（たいとう歴史都市研究会副理事長）

■これまでの谷中まちづくりの経緯

・1993 年よりまちの人々の作品を展示する「芸工展」を毎年秋に開催している。まちじゅうが展示会場となり、賑わっている。
・台東区は道路を広げて不燃化することを進めている。路地や木造を認め、応援する施策はない。すなわち行政施策はのぞめないところで活動を始めた。
・電線地中化、ハンプ、ルール作り、まちづくり協議会活動支援が行われている。
・いろいろな立場の人が関わると良い。歴史的な建造物がどうしてなくなるのかを大学が調査し、どうしていくかといった実践を NPO が考える。
・このような調査や活動は地域密着でないとできない。

■まちづくり、コミュニティーについて

・最終的には連合町内会がまとめ役である。まちづくり協議会はその下にあり、五つの部会からなっている。部会は現役の町会長がその長となっている。
・青年部、青少年育成会、ＰＴＡ、商店会があるが、皆忙しくてあまり集まらない。
・町会の手のひらの上でそれぞれの活動を行っているイメージである。
・イベントなどは若い人がやれても、建物保存などは地権者でないとできない。最終決定はやはり町会や地主が行うこととなる。

■NPO 法人　たいとう歴史都市研究会の活動について

・伝統的建物の調査・維持管理・運営を行っている。
・間間間（さんけんま）はＮＰＯが借り受けて複数のテナント（シェア）に貸している（サブリース)。半居住の日替わりの店である。建物は大正 8 年築の町家。
・カヤバ珈琲はサブリース方式の喫茶店である。以前にあったメニューを活かしている。たいとう歴史都市研究会の事務所がある。建物は大正 5 年築。
・芸工展のインフォメーションとして利用されている町家は、壊されるところをたいとう歴史都市研究会が所有者を説得して借りたことがある。今では貸せることに気付いた所有者がイベント時などに直接貸し出している。

■都市計画道路について

・見直しを検討することとなったが、今のところ有効な解決策が見つかっていない。
・都市計画道路の計画内に対する区の支援もあるが、都市計画道路を認めることとなるため、支援を受けていないという例もある。

■防災公園、コミュニティーセンターについて

・コミュニティーセンターの隣接地を区が取得し、防災公園として整備した。
・密集市街地であり、このように広い場所があることは、安心感につながっている。

■三崎坂のマンションについて

・三崎坂のマンションの計画は当初もっと高層であった。これは景観的に問題であると考え、地域から低層の設計案を提案した。その結果、建築協定を作ることとなり、現在のような形状のマンションとなった。

(5) 六波羅　雅一（からほり倶楽部代表理事）

■からほり倶楽部

・「からほりまちアート」は昨年の 10 回目で最終回となった。第 5 回目あたりから地元の人達に受け入れられてきた。目的は地元の人達の街に対する視点を変えることであった。
・当初から役所の力を借りない方針で始めている。もちろん、経済的な支援をしていただいている部分もある。
・ＮＰＯにはしていない。事務的作業などへの人員や収入が必要になる悪循環を避けたい。
・目的の為だけに進むのが一番面白い活動だと思っている。やりたくないことはさせたくない。自分が社会参加したという満足感を得られるような活動になればと思っている。
・手伝ってもらった人に成果物があるようにしないと次に入り込めない。必ず成功体験をしてもらって、成功の意識をプレゼントしてあげたい。
・今“減災”（減らす災害）に取り組んでいる。残しながらできる災害対策、地域のコミュニティーを活用して災害に立ち向かう方法を考えている。
・自分達が 100%やろうなんて思ってない。まちづくりに完成はないと思っている。
・箱物を作っているが、この箱物上手く利用して、何でもできると思っている。
・新参者がどうしたいか、どう動いていくかを促進しているつもりである。
・間もなく引退し、新しい人達に担ってもらおうと思う。そうしないと次が育たない。
・いろいろなルールはあるが、見直し、名称変更、理事数変更など、組織の運営方法は次の人達が自由にやってもらったらいいと思う。
・役所の名前が力強いこともあるが、それを貰うまでに費やす労力は大変なので、今は自由に好きなことをやった方が早いという結論になっている。
・活動助成金があっても無くてもできるように進めている。
・人手が少なくなった左官などの経験は、程々実験しながら積んできている。各種プロに話を聞くと勉強になる。しかし、職人が育つかというところになると、なかなか見えない。
・歴史的建築として見たら恥ずかしい部分も多々あるが、こういう形でしか残らなかった。
・何軒か残って、この街が見直されてきたら、考えている方向に動くかもしれない。
・いろいろな方策をやってきたが、とりあえず残ったり活用する方が次につながる。

■長屋すとっくばんくねっとわーく企業組合

・宣伝広告を主とし、土地・建物の取得、仲介はしない。組合員の会社に発注する
・実際の商取引は、元々の地主から新しく住む人に売買される。
・必死に物件を追いかけていくのは止めている。家賃は高いし要件は厳しい。相談されるくらいでなければ。
・建築・住まいというのはその人のスタイルに合わせて造るもの。
・売却希望の長屋をそのまま取引されると簡単に新築される恐れがあるので改修して売る。
・売買物件に関しての街の説明、街歩きをし、始めて建物へ案内する。
・チラシ・ホームページやイベント時に興味を示してきて方が、空堀や団体の気持ちが伝わり、上手くいきやすい。

(6) 梅津調査官（文化庁伝統文化課）

■文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

・今年度実施している「地域伝統文化総合活性化事業」の趣旨は同様であるが、支援対象が地方公共団体のみとなる。観光振興や地域活性化にどのようにつながるかを企画ベースでまとめて提示すればよい。

【参考】文化庁の H23 年度概算要求資料（p.7 の（1)、及び p.36）
http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/yosan/pdf/23_gaisanyoukyu_ver4.pdf

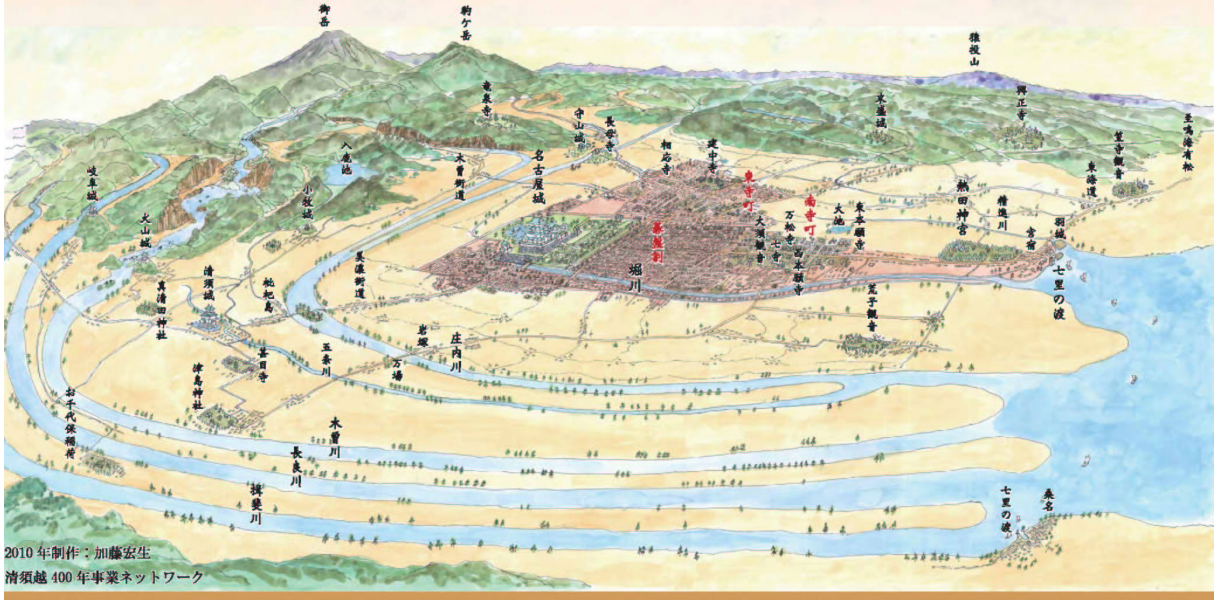
名古屋市歴史まちづくり戦略(案)

～「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けて～

≪概要版≫

みなさまのご意見をお寄せ下さい！

2月25日まで



2010年制作：加藤宏生
清須越400年事業ネットワーク

歴史まちづくり戦略とは

名古屋のまちは、熱田の杜から清須越し、産業都市化、戦災からの復興など、幾多の歴史を積み重ねながら発展してきたまちであり、各地域には様々な歴史的資源があります。

名古屋市では、地域の歴史的資源を活かした魅力的な都市環境の維持・形成に向けて、歴史分野に関するまちづくりの基本方針として、名古屋市歴史まちづくり戦略（案）を策定しました。

名古屋市歴史まちづくり戦略（案）について、みなさまのご意見をお寄せください。

平成23年1月　名古屋市

名古屋のまちの成り立ち

①城下町以前の名古屋

・およそ１万年前（縄文時代）の海岸線は現在の都心周辺にあり、現在の名古屋南西部は海の中でした。

・海岸線の後退とともに沖積平野が形成され、田畑や集落が形成されるようになります。

・５～６世紀頃には、豪族の「尾張氏」がこの地域一帯を支配するようになりました。熱田周辺をはじめ、上志段味や大高近辺には、伝承とともに「尾張氏」ゆかりの古墳や神社が残されています。



縄文時代の土器



熱田の杜

≪古代～中世の主な歴史的資源≫



②城下町名古屋の形成と発展

・1610（慶長15）年、戦国の乱世を制した徳川家康は、名古屋台地の北端に名古屋城を築き、尾張の中心であった清須城下町を名古屋に移しました（清須越）。

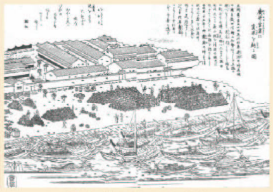
・城下町の物流を支える堀川が開削され、本町通とともに、古くからの交通の要衝であった熱田のまちと城下町をつなぎました。

・城下町を中心に、名古屋独自の文化や産業が発展していきます。

・東海道などの街道が整備され、城下町と周辺諸国が結ばれるようになります。



焼失前の名古屋城



江戸時代の堀川
（尾張名所図会）

≪近世の主な歴史的資源≫



③近代産業都市への飛躍

・明治時代になると、鉄道が敷設され、名古屋駅が開業しました。また、熱田湊に代わって名古屋港が整備されます。

・急速な近代化・産業発展に伴う人口増加とともに、旧城下町の周辺部では基盤整備が進められ、市街地が拡大していきます。

・名古屋港と名古屋駅を結ぶ中川運河が整備され、港や運河の周辺には広大な工業地が形成されるようになります。

・広小路通や大津通には市電が敷設され、沿道には官公庁、銀行、デパート等の近代建築が建ち並ぶようになります。

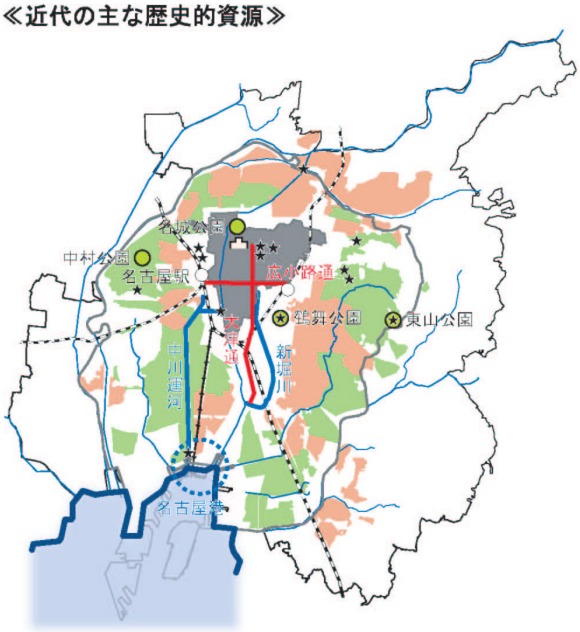


開削当時の中川運河



昭和初期の栄町交差点

≪近代の主な歴史的資源≫



④戦災からの復興

・戦災により市街地の大半を焼失しましたが、直ちに大胆な戦災復興計画が策定され、100メートル道路を始めとする広幅員道路の整備や、都心の墓地を平和公園へ集中移転するなどの大胆な都市計画が実施されました。

・広幅員道路の整備とあわせて、地下鉄、地下街、テレビ塔などがつくられ、名古屋城天守閣も再建されます。

・周辺市町村との合併による市域の拡大とともに、区画整理による宅地整備が進められ、郊外にも住宅地が拡大していきました。

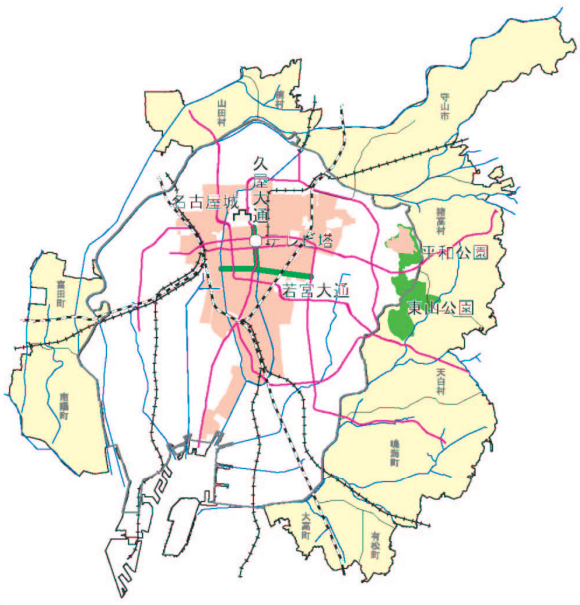


戦災直後の都心



現在の都心

≪戦後の主な歴史的資源≫



※各図面については、できるだけ分かりやすい表現となるよう、イメージとして作成しています。

歴史まちづくり戦略の展開

戦略の基本理念

戦略の目標

～人・まち・歴史をつなぎ、絵となり物語となり、時とともに熟成する～

「語りたくなるまち名古屋」の実現

～身近に歴史が感じられ、もっとまちが好きになる～

協働理念

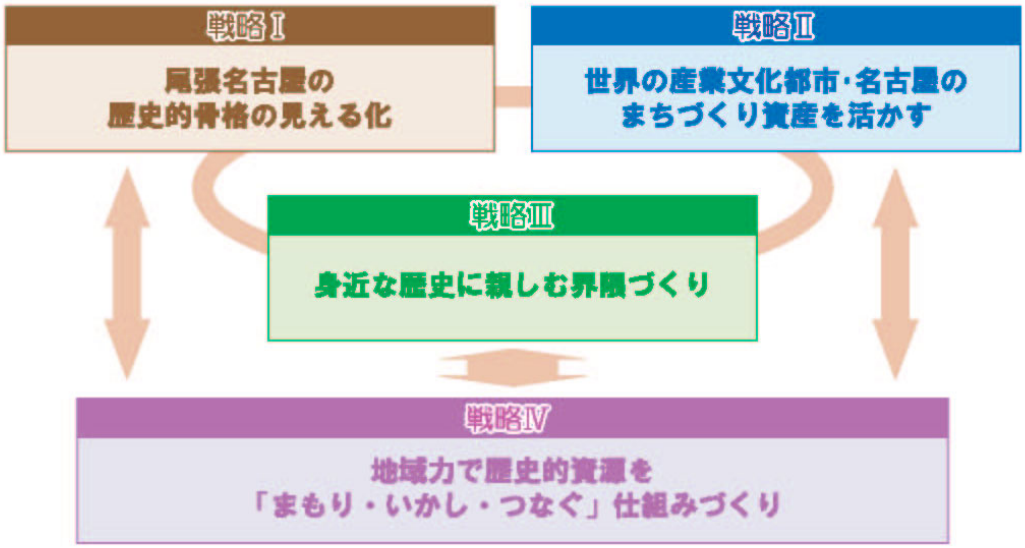
歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ

目標年次	次の１００年（開府５００年）を見据えつつ、 おおむね２０年後（２０３０年）に向けた取り組みとします。

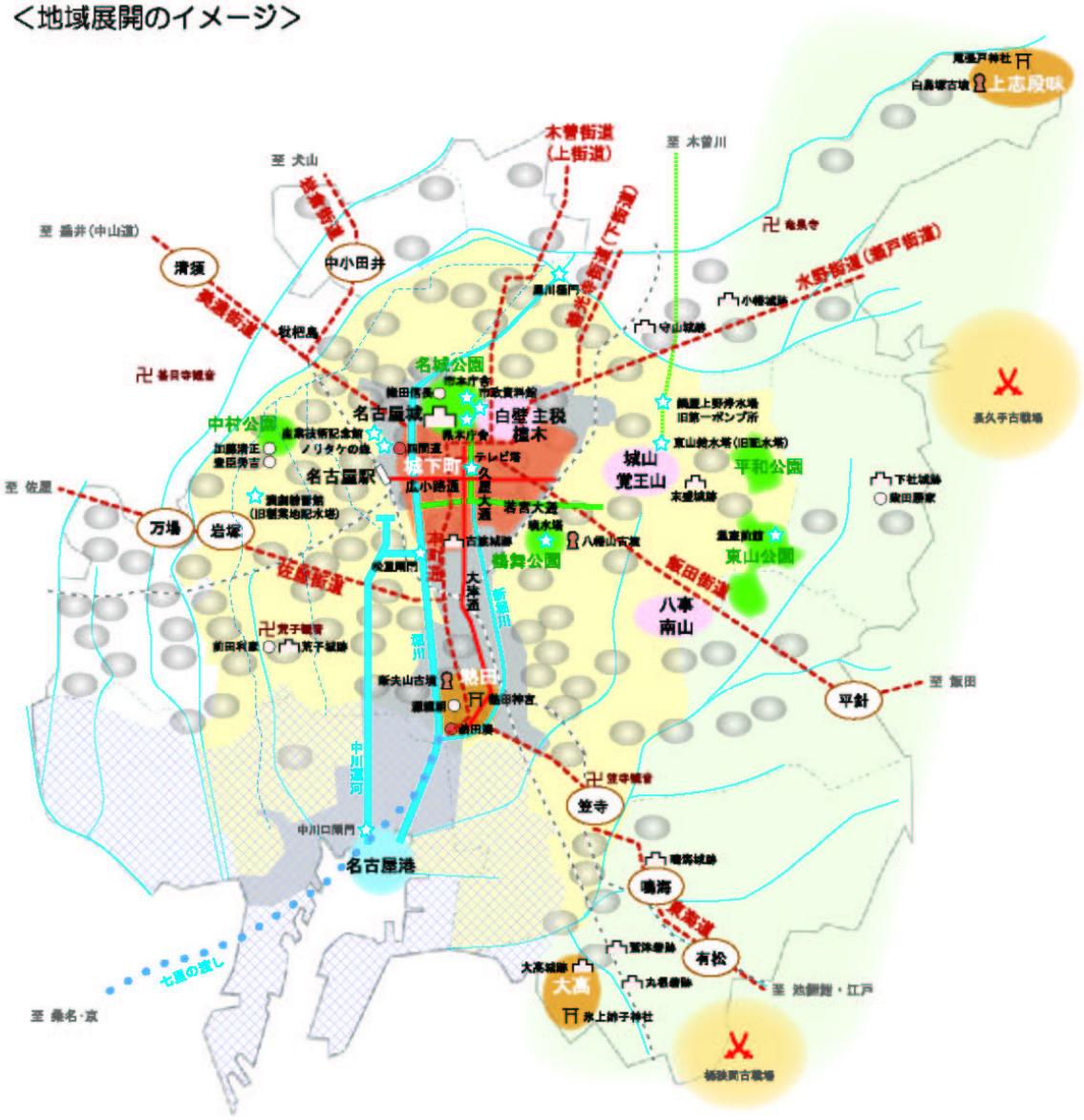
戦略推進の視点

視点1	都市の形成過程、地域の歴史的資源を大切にする視点
視点2	多様な市民（生活者・来訪者・事業者等）を大切にする視点
視点3	分野横断的な取組みを推進する視点

戦略の枠組み



<地域展開のイメージ>



市域の変遷	城下町	旧街道	主な神社
明治時代	熱田ゆかりの地域	広小路・大津通	主な古墳
大正～昭和初期	宿場町等	100メートル道路	四観音寺
海岸の変遷	旧集落	主な運河・河川	主な武将ゆかりの地
縄文期の推定海岸線	名古屋港	主な用水	主な城跡等
新田開発、築港・埋立	主な公園	主な水道	主な古戦場跡
	主な近代住宅地	主な鉄道	主な近代都市資産

※できるだけ分かりやすい表現となるよう、イメージとして作成しています。

戦略Ⅰ　尾張名古屋の歴史的骨格の見える化



名古屋城と城下町、熱田、街道、宿場町など、熱田の杜から近世城下町の時代にかけて形成された、まちの核や軸を活かし、名古屋独自の歴史・文化が身近に感じられるまちづくりを進めます。

1．名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承

名古屋のまちのシンボルとして400年の歴史を歩んできた名古屋城の城郭全体の再生に取り組みます。また、人々の暮らしとともに名古屋のアイデンティティを築いてきた城下町の歴史・文化を継承し、未来に伝えていきます。

●名古屋城の再生

- 日本を代表する近世城郭である名古屋城全体を、世界に誇る名古屋の歴史的・文化的シンボルとして再生します。
- 特別史跡名古屋城跡全体の保存・整備
- 本丸御殿の復元
- 天守閣の眺望景観の保全
- 名城公園、外堀などの水辺・緑地の保全と活用
- 三の丸（官庁街）の景観・風致の維持向上



本丸御殿復元イメージ



テレビ塔から天守閣の眺望景観



●城下町における界隈の特色を活かしたまちづくり

○城下中心部

- 碁盤状の町割り・通り名等の継承
- 街区内部の緑地等の継承・再生

○城下西部

- 四間道周辺の町並みの保存・形成
- 美濃街道～四間道周辺の産業文化・歴史文化を活かしたまちづくり



四間道の町並み

○城下南部

- 下町の文化・賑わいの再生
- 本町通周辺の歴史的環境を活かしたまちづくり

○城下東部

- 白壁・主税・橦木町筋の町並みの継承
- 徳川園等の歴史的環境の維持向上



白壁町筋の町並み

●伝統文化・伝統産業の継承

- 城下町を中心に発展した名古屋独自の伝統文化や伝統産業を、次の世代へ伝えていきます。

2．悠久の歴史を誇る熱田の魅力向上

熱田神宮をはじめ、古墳、街道・湊、水辺・緑地などの多様な歴史的資源が集積する熱田界隈について、尾張名古屋のルーツを物語るまちとして魅力向上を図ります。また、古代熱田と伝承でつながる上志段味や大高一帯において、歴史ロマンが感じられるまちづくりを推進します。

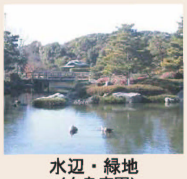
●熱田界隈の重層的な歴史的資源を活かしたまちづくり

・熱田界隈を気軽に巡り・歩きまわりたくなる環境づくりを推進し、多様で重層的な歴史的資源をつなぎ、賑わいと趣の感じられる拠点の形成に努めます。


熱田の杜


古墳
（断夫山古墳）


街道・湊
（七里の渡し場跡）


水辺・緑地
（白鳥庭園）


歴史的建造物

●熱田ゆかりの地域の魅力向上

○上志段味

・豊かな自然の中で、河岸段丘とともに古墳群を保存・活用（「歴史の里」構想の推進）

○大高

・歴史ある社寺、城跡などの史跡、風情ある町並みなどを活かした界隈の魅力向上

3．有松・堀川など「まち・むら」をつなぐ「道・水」を活かす

宿場町・門前町など特色ある「まち・むら」や、尾張名古屋をつなぐ「道・水」の歴史的な環境を継承するとともに、固有の歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。

●尾張名古屋を彩る「まち・むら」の魅力向上

○有松

・旧東海道沿いの町並みの保存･形成
・江戸期からの伝統を伝える商家等の伝統的建造物の保存・活用
・町並みと調和した街路環境づくり
・伝統産業(絞り)や伝統文化(山車)を活かしたまちづくり


旧東海道沿いの町並み

○鳴海

・宿場町、城跡、芭蕉ゆかりの地などを活かした界隈の魅力向上

○笠寺

・笠寺観音、旧東海道、見晴台遺跡などを活かした界隈の魅力向上

○荒子

・荒子観音や前田家ゆかりの史跡などを活かした界隈の魅力向上

●水の歴史を活かしたまちづくり

○堀川

・黒川樋門、松重閘門などの歴史的建造物の保存・活用
・歴史が感じられる水辺景観の形成や沿岸の賑わい創出(四間道・納屋橋周辺等)


堀川と沿岸の店舗（納屋橋周辺）

●道の歴史を活かしたまちづくり

○東海道

・江戸期の面影を残す沿道の景観や街道周辺の豊富な史跡などを活かした、歩いて楽しい道づくりの推進

○本町通

・城下町の中心軸であった本町通の歴史の見える化の推進

戦略Ⅱ　世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産を活かす



世界のものづくりをリードする産業文化都市への発展を支えた都市基盤や、大都市名古屋の礎を築いた人々に関連する歴史・文化資源、大胆な都市計画により形成された戦災復興のまちづくり資産などを活用・再生し、成熟社会にふさわしい、環境と人にやさしい都市空間の形成を目指します。

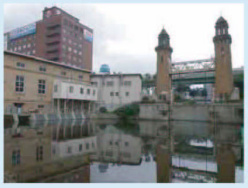
1．名古屋の近代化・産業発展を支えた屋台骨の再生

名古屋の近代化・産業発展を支えた都市基盤や、ものづくりの歴史を物語る産業施設等を歴史的資源として捉え、まちづくりに活かします。

●近代名古屋の都市基盤を活かしたまちづくり

○中川運河の再生

・都心と名古屋港を結ぶ物流幹線軸として名古屋の産業・経済を支えてきた中川運河について、運河の持つ様々な機能や可能性に着目し、「交流機能の充実」「港湾機能の持続的発展」「環境機能の向上」「防災・安全機能の向上」など、『水辺交流環境軸』としての再生をめざします。



松重閘門



中川運河沿岸の倉庫群

○名古屋港周辺の魅力向上

・ガーデンふ頭周辺に残る歴史的建造物を活かした拠点づくり等



名古屋港（ガーデンふ頭）

○鶴舞公園の景観・風致の維持向上

・近代建築や記念碑の保全などによる風格が感じられる公園環境の継承等



鶴舞公園（噴水塔・公会堂）

○水道施設の保存・活用

・水道の歴史を物語る建造物の保存・活用等



鍋屋上野浄水場旧第一ポンプ所

●産業集積地の歴史を活かしたまちづくり

・ものづくりの歴史を物語る産業施設の保存・活用と、産業観光の推進
・古い工場や倉庫などの用途転換による再生
・土地利用転換時における、土地の記憶の継承



ノリタケの森
（旧日本陶器製土工場）



産業技術記念館
（旧豊田自働織布工場）

2. 近代名古屋のハイカラ文化を活かす

名古屋の近代化や産業発展を担い、大都市名古屋の礎を築いた人々に関連する歴史・文化資源や、大正～昭和初期につくられた近代住宅地・近代建築の魅力を活かしたまちづくりを進めます。

●「文化のみち」の推進

・格調高い意匠の近代建築や、近代名古屋において活躍した進取の起業家や文化人が建築した特色ある近代洋風住宅など、多くの歴史的資源が残る名古屋城から徳川園にかけての一帯を、「文化のみち」として育みます。

≪「文化のみち」における主な歴史的建造物≫



市政資料館
（旧名古屋控訴院庁舎・地方裁判所・区裁判所庁舎）



金城学院高校榮光館



名古屋陶磁器会館



旧豊田佐助邸



文化のみち橦木館
（旧井元為三郎邸）



文化のみち二葉館
（旧川上貞奴邸）

●近代住宅地の景観・風致の維持向上

・揚輝荘を市民利用施設として整備・公開
・城山～覚王山界隈の魅力向上
・八事～南山界隈の景観・風致の維持向上



揚輝荘聴松閣



覚王山日泰寺の参道

●近代建築の保存・活用

・景観重要建造物の指定や、都市計画制度の活用等による近代建築の保存・活用
・市所有の近代建築の保存・活用



広小路通沿いの近代建築



市役所本庁舎

3. 戦災復興により形成された資産を活かす

大胆な戦災復興計画によって形成されたまちづくり資産を、環境と人にやさしい都市空間として再生するなど、新たなまちづくりを展開します。

●都心のゆとりある都市基盤を活かしたまちづくり

・広幅員道路を活かした交通まちづくり
・久屋大通の再生
・テレビ塔の活用



久屋大通とテレビ塔



なごやカーフリーデー

●東山の森の再生

・なごや東山の森づくりの推進
・東山動植物園の再生



平和公園



東山植物園の温室

戦略Ⅲ　身近な歴史に親しむ界隈づくり

それぞれの地域において、身近な歴史的建造物、街道・路地、鎮守の森などの多様な歴史的資源の発見や情報発信に取り組み、地域住民が主体となって身近な歴史に親しみ・楽しむことができる環境づくりを促進します。

1．身近な歴史的界隈の趣を活かす

・市内の歴史的界隈に関する基礎調査の実施、情報の発信・共有
・界隈の魅力を活かした地域まちづくりの推進

※歴史的界隈・・・まちの成り立ちを語る上で欠かせない祭礼・産業などの生活文化、地形・町割などの周辺環境を背景に、歴史的建造物がまとまりをもって存在する区域（第31回名古屋市広告・景観審議会より）

≪界隈の魅力を活かした地域まちづくりの主な視点≫

・武将ゆかりの地や古戦場


桶狭間古戦場公園

・名古屋を往来した人々


宮本武蔵の碑（笠寺観音）

・近代のロマンや風情


旧旅館

・水と緑の歴史的環境


庄内用水

・集落や街道の風致


中小田井の町並み

・古代の歴史風景


見晴台遺跡

2．防災まちづくりとの連携

・地域の歴史的環境に配慮した災害に強いまちづくりの促進
・歴史的建造物の防災性能の向上の促進（防火・耐震など）

戦略Ⅳ　地域力で歴史的資源を「まもり・いかし・つなぐ」仕組みづくり

地域における市民活動の促進、分野横断的な行政施策の展開、多様な主体をつなぐネットワークの形成などにより、地域力で歴史的資源を「まもり・いかし・つなぐ」仕組みづくりを進めます。

1．身近な歴史的建造物の保存・活用の推進

・歴史的建造物に関する総合窓口の設置
・身近な歴史的建造物の登録・認定制度の実施
・協働による技術的・経済的支援（専門家の派遣など）


住民主体による募金等で再生した町家（有松）

2．地域の歴史的資源を活かしたまちづくりの推進

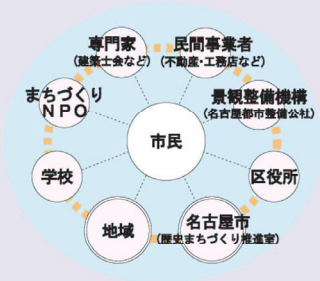
・地域の歴史的資源の発掘（まち歩き、学習会など）
・地域主体の歴史まちづくりの促進・支援
・持続的なまちづくりの仕組みづくりの検討


まち歩きの発表会


大まきわら船の復活（堀川まつり）

3．歴史まちづくりのネットワークづくり・情報発信

・地域住民、行政、ＮＰＯ、専門家、民間事業者など、多様な主体の連携・交流の強化
・歴史的建造物の保存・活用の担い手の育成
・歴史まちづくりのデータベース構築、情報発信
・多様な主体が参加するイベント等を通じた交流の促進



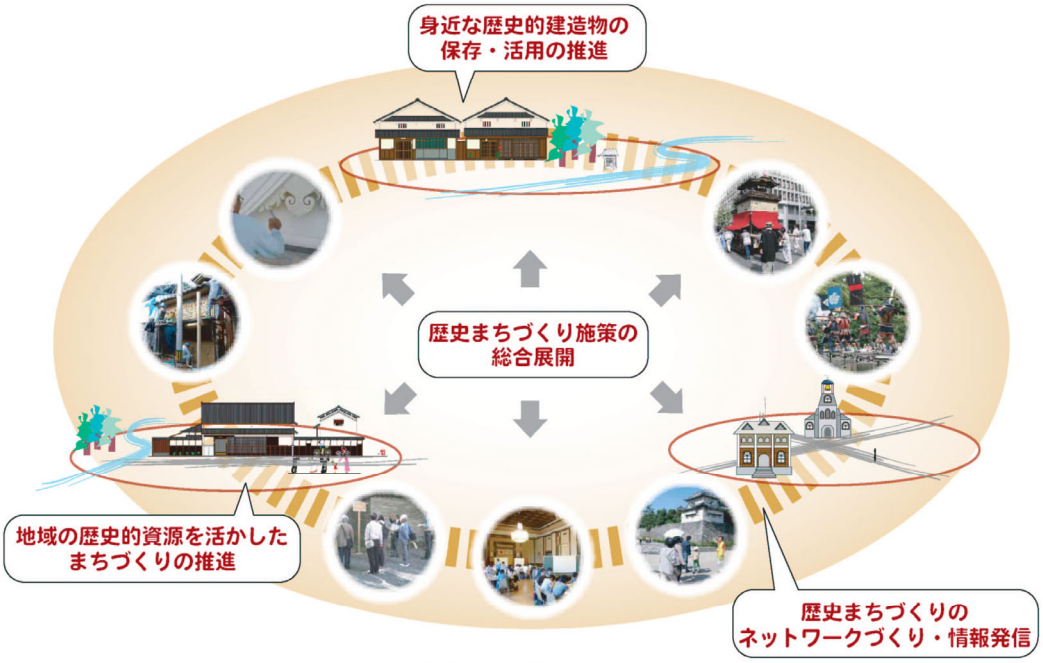
歴史まちづくりのネットワーク（イメージ）



インターネットによる情報発信（なごや歴まちネット）

4．歴史まちづくり施策の総合展開

・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定
・行政施策の総合的な展開（都市計画・景観、文化、観光、環境、産業など）
・周辺市町村との連携、広域連携（旧尾張藩、旧東海道、木曽川流域など）



＜地域力の展開イメージ＞

策定スケジュール

みなさまのご意見をふまえながら、平成23年春頃の策定を目指します。

意見・アイデアの募集（平成22年 10～11月） → 案の作成 → 案の公表（パブリックコメント）（平成23年 1～2月） → 案の修正 → 歴史まちづくり戦略の策定（平成23年 春頃）

歴史まちづくり戦略（案）について、みなさまのご意見をお寄せください。

氏　名			
住　所			
性　別 （この欄の記入は任意）	男　・　女	年　齢 （この欄の記入は任意）	歳代

意見の内容

……

……

……

……

……

……

……

用紙はこれ以外のものでも構いません。

本編の閲覧

下記の場所でご覧いただけます。名古屋市公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

◆住宅都市局歴史まちづくり推進室（市役所西庁舎３階）
◆市民情報センター（市役所西庁舎１階）、区役所情報コーナー・支所
◆名古屋市公式ウェブサイト（http://www.city.nagoya.jp/）のパブリックコメントのページ

提出方法

みなさまのご意見は、下記の提出先まで、氏名・住所を添えた書面にて、郵送、ファックス、電子メールにてお送りいただくか、ご持参下さい。

※電話または来庁による口頭でのお申し出につきましては、受付できませんのでご了承願います。
※みなさまのご意見につきましては、本市の考え方とあわせて公表する予定です。

募集期間

平成２３年１月２０日（木） から 平成２３年２月２５日（金）まで

提出・問合せ先

名古屋市住宅都市局　歴史まちづくり推進室（市役所西庁舎3階）
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ファックス番号: 052-972-4485　電話番号: 052-972-2782
電子メールアドレス: a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

個人情報の取扱いについて

1　個人情報の取扱いについては十分注意し、意見公表の際は個人情報が特定できるような内容は掲載しません。
2　住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。

このパンフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

委員会名簿

歴史的建造物などの歴史的資産を活用した
まちづくりに関する調査研究
委員名簿

委員長	古池	嘉和	名古屋学院大学　経済学部　教授
委員	西澤	泰彦	名古屋大学大学院　環境学研究科　准教授
	鶴田	佳子	岐阜工業高等専門学校　教授
	是澤	紀子	名古屋工業大学大学院　工学研究科　准教授
	野田	展葛	景観整備機構　(財)名古屋都市整備公社　主幹
	服部	明彦	名古屋市住宅都市局　参事
	藤田	萬豊	(財)地方自治研究機構　事務局長兼法制執務部長
事務局	山内	正照	名古屋市　歴史まちづくり推進室　室長
	横地	玉和	名古屋市　歴史まちづくり推進室　主幹
	常包	泰樹	名古屋市　歴史まちづくり推進室　調査企画係長
	宇佐美	智伯	名古屋市　歴史まちづくり推進室　事業推進係長
	坂﨑	光恭	名古屋市　歴史まちづくり推進室　主査
	近藤	卓也	名古屋市　歴史まちづくり推進室
	多賀	智之	名古屋市　歴史まちづくり推進室
	稲野	由美子	名古屋市　歴史まちづくり推進室
	八木	美帆	名古屋市　歴史まちづくり推進室
	佐々木	一彰	(財)地方自治研究機構　調査研究部　主任研究員
	森山	康広	(財)地方自治研究機構　調査研究部　研究員
	佐藤	大輔	(財)地方自治研究機構　調査研究部　研究員

基礎調査機関

尾関	利勝	(株) 地域計画建築研究所　取締役中部担当
福井	秀樹	(株) 地域計画建築研究所　主任
木下	博貴	(株) 地域計画建築研究所

(順不同、敬称略)

歴史的建造物など歴史的資産を活用した
まちづくりに関する調査研究
－平成 23 年 3 月発行－

名古屋市　住宅都市局　まちづくり企画部　歴史まちづくり推進室
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052(972)2779

財団法人　地方自治研究機構
〒102-0082
東京都千代田区一番町 25 番地　全国町村議員会館 3 階
電話 03(3237)1411

印刷　株式会社友人社